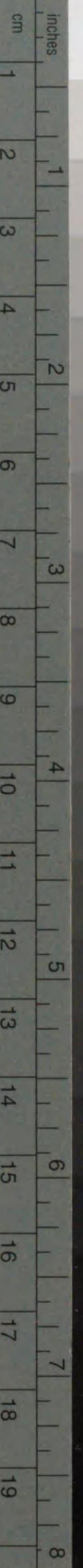


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



65
56



654-56
1200501571078

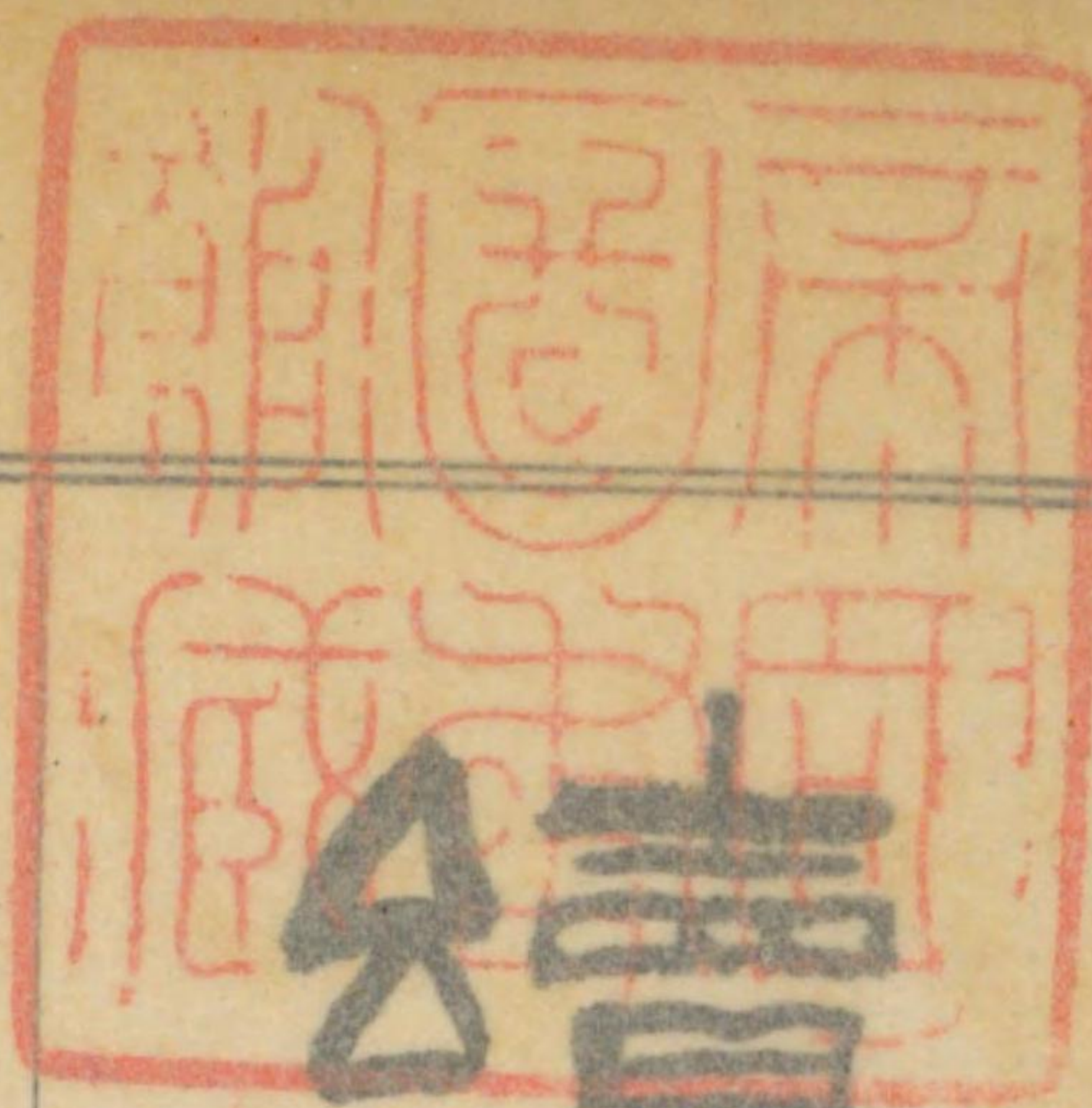
365

4.2.23
正本



文學
第2016
永久保存



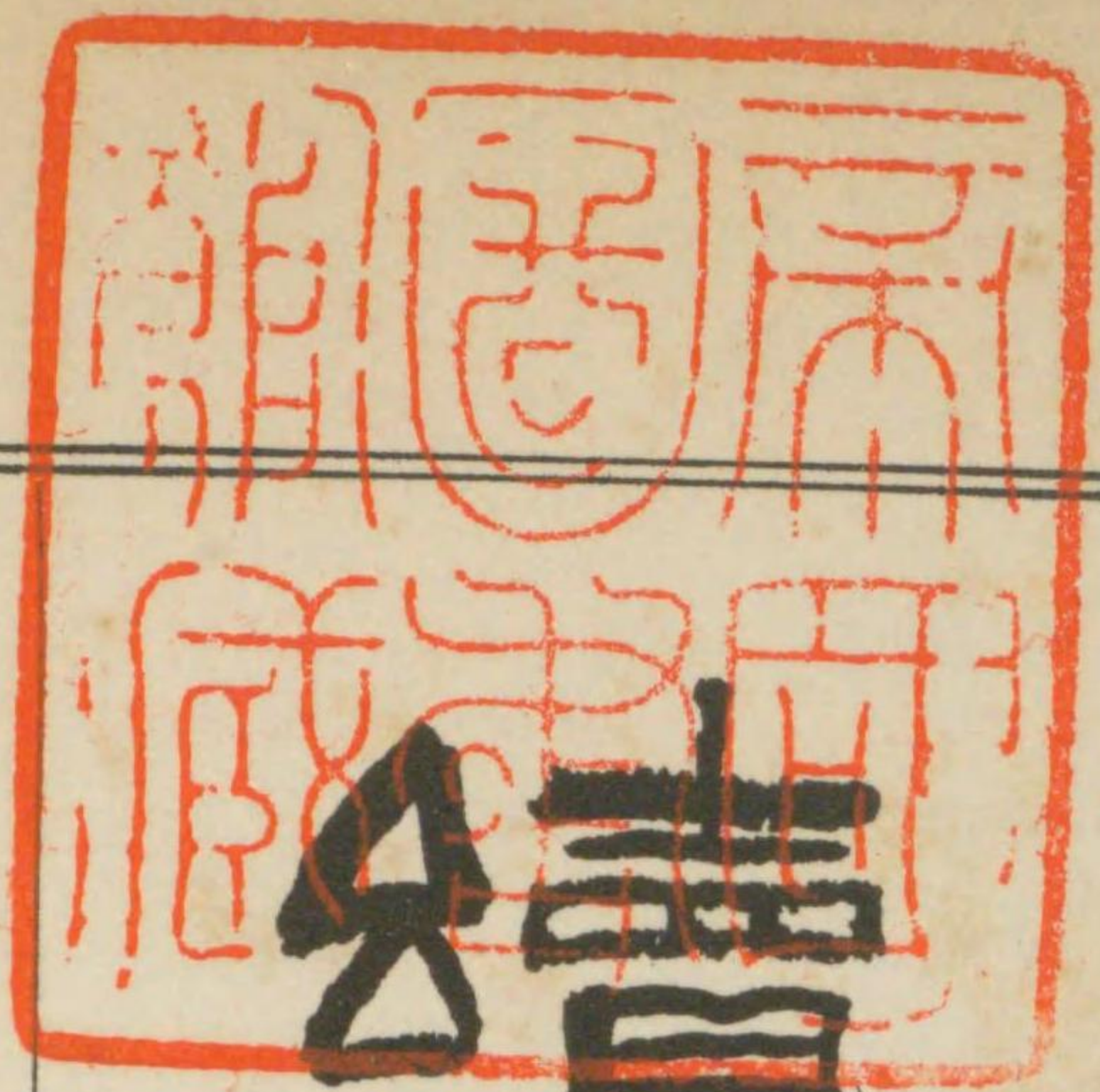


續國譯漢文大成

丙午省
4.2.23
止本

經子史部
第一卷
資治通鑑
第二卷





續
國
譯
漢
文
大
成

丙 亥 省
4. 2. 23
止 本

經子史部
第一卷
資治通鑑
第二卷



654
56

皇朝經世文編



兩漢圖

× 漢初封國
● 廢郡
○ 國郡
□ 都

日本里 0 50 100 150
支那里 0 500 1000

目次

國譯資治通鑑第二……………一六二

卷の第十九 漢紀十一

武帝 元朔五年より 元狩元年至る……………一

卷の第二十 漢紀十二

武帝 元狩五年より 元鼎元年至る……………三

卷の第二十一 漢紀十三

武帝 元封元年至る……………七

卷の第二十二 漢紀十四

武帝 天漢三年より 太始元年至る……………二二

卷の第二十三 漢紀十五

昭帝 始元元年至る……………四三

目次

卷の第二十四 漢紀十六

昭 帝 元平元年 一七一
宣 帝 本始元年より 地節元年より
四年に至る 二年に至る 一九〇

卷の第二十五 漢紀十七

宣 帝 地節三年より 元康元年より
四年に至る 四年に至る 二〇九

卷の第二十六 漢紀十八

宣 帝 神爵元年より
三年に至る 二四五

卷の第二十七 漢紀十九

宣 帝 神爵四年 五鳳元年より
四年に至る 甘露元年より
四年に至る 黃龍元年 二七三

卷の第二十八 漢紀二十

元 帝 初元元年より 永光元年より
五年に至る 二年に至る 三〇三

卷の第二十九 漢紀二十一

元 帝 永光三年より 建昭元年より
五年に至る 五年に至る 竟寧元年 三三五

卷の第三十 漢紀二十二

成 帝 建始元年より 河平元年より
四年に至る 四年に至る 陽朔元年より
二年に至る 三七三

卷の第三十一 漢紀二十三

成 帝 陽朔三年より 鴻嘉元年より
四年に至る 四年に至る 永始元年より
三年に至る 四一三

卷の第三十二 漢紀二十四

成 帝 永始四年 元延元年より
四年に至る 綏和元年 四五一

卷の第三十三 漢紀二十五

成 帝 綏和二年 四七九

卷の第三十四 漢紀二十六

哀 帝 建平元年 五〇〇

卷の第三十五 漢紀二十七

哀 帝 建平二年より 元壽元年より
四年に至る 二年に至る 五一一

目次

哀 帝 元壽元年より 二年に至る 五四三

平 帝 元始元年より二年に至る

五六八

卷の第三十六 漢紀二十八

平 帝 元始三年より五年に至る

五六一

王 莽 居攝元年より二年に至る 初始元年

六〇〇

資治通鑑自卷第十九至卷第三十六(原文)

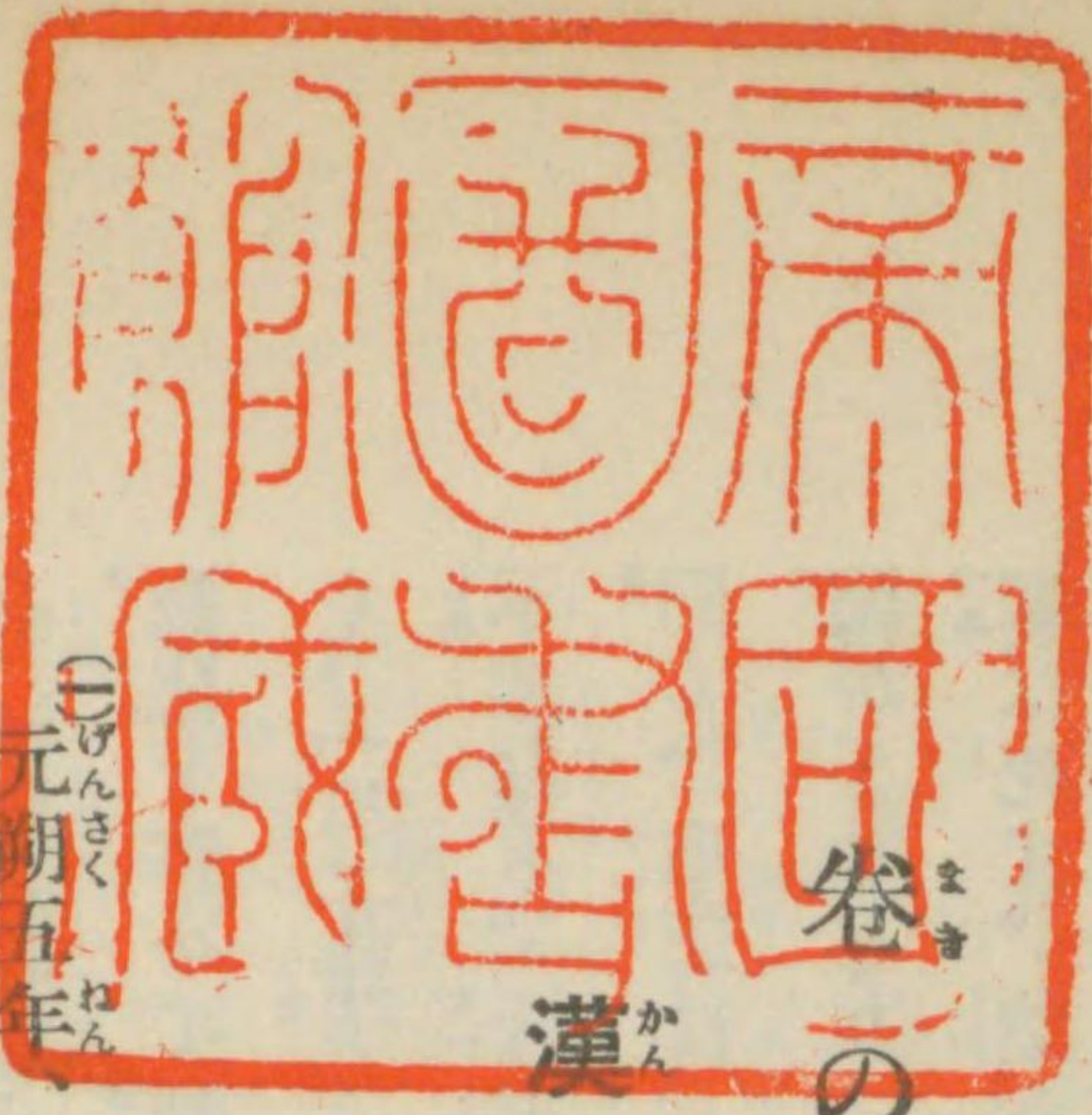
一一二九

附 圖 一 葉(兩 漢 圖)

卷首

國譯資治通鑑第二

文學博士 加藤 繁 譯并註
公田連太郎



漢紀十一

世宗孝武皇帝中の上

元朔五年

封せらるるは、弘より始まる。時に上方に功業を興さんとす。弘、是に於て東閣を開き、以て賢人を延き、與に謀議に參せしめ、朝覲して事を奏する毎に、因つて國家の便宜を言ふ。

漢世宗孝武皇帝元朔五年



【一】元朔五年。西紀前一二四年。
【二】丞相云云。漢は初め常に列侯を以て丞相と爲す。弘は
【三】東閣。東の小門。
【四】參。あづかり、まじはる。

上も亦、左右の文學の臣をして之と論難せしむ。弘嘗て奏して言ふ、「十賊、弩を(五)張げば、百吏も敢て前まず。請ふ民に禁じて、弓弩を挾むを得る母からしめん。便ならん」と。上、其の議を下す。侍中吾丘壽王對へて曰はく、「臣聞く、古者五兵を作れるは、以て相害せんとは非ず、以て暴を禁じ邪を討せんとなりと。秦、天下を兼ね、甲兵を銷し、鋒刃を折る。其の後、民、(六)耰鉏筆挺を以て相撻撃し、法を犯すこと滋衆く、盜賊勝へず。卒に以て亂亡せり。故に聖王は、教化を務めて禁防を省く。其の特むに足らざるを知ればなり。(七)禮に曰はく、「男子生るれば、桑弧蓬矢、以て之を擧ぐ」と。事とする有るを明かに示すなり。大射の禮、天子より、降りて庶人に及ぶは、三代の道なり。愚聞く、聖王は、射を合はせて以て教を明かにすと。未だ弓矢の禁たるを聞かざるなり。且つ禁たる所は、盜賊の以て攻奪するが爲めなり。攻奪の罪は死す。然るに(八)攻奪止まざるは、大紆の重誅に於ける、固に避けざればなり。臣恐らくは、邪人之を挾みて、吏、止むること能はず、良民以て自ら備へて、法禁に(九)抵れんことを。是れ賊の威を擅にして民の救を奪ふなり。竊に以爲ふに、大に便ならず」と。書奏す。上、以て弘を難す。弘、誦服す。弘は性・意思にして、外は寛に内は(一〇)深し。諸の嘗て弘と隙有るもの、近遠と無く、陽に與に善しと雖も、後竟に其の過に

- 【五】 曠。滿を引く也。
- 【六】 五兵。矛戟弓劍戈。
- 【七】 耰鉏筆挺。耰鉏は並に農具、筆は馬鞭、挺は大なる杖。
- 【八】 禮云云。禮記内則の篇に國君の世子生れて三日、射人、桑の弓と蓬の矢とを以て天地四方を射るとあり。
- 【九】 抵。觸るる也。
- 【一〇】 深。深刻なり。

報ゆ。董仲舒は、人と爲り廉直にして、弘を以て從諛と爲す。弘、之を嫉む。(一一)膠西王端、驕恣にして數、法を犯し、二千石を殺傷する所甚だ衆し。弘乃ち仲舒を薦めて、膠西の相と爲す。仲舒、病を以て免す。汲黯は常に儒を毀り、面のあたり弘に觸る。弘、之を誅するに事を以てせんと欲す。乃ち上に言つて曰はく、「(一二)右内史の(一三)界部の中には、貴臣・宗室多く、治め難し。素より重き臣に非ざれば、任すること能はず。請ふ黯を徙して右内史と爲さん」と。上、之に従ふ。

- 【一一】 端。景帝の子、前の三年、封を受く。
- 【一二】 右内史。後、右扶風と爲る。
- 【一三】 界部。管轄する所。
- 【一四】 高闕。塞の名、陰山の西に在り、蒙古鄂爾多斯右翼旗黄河外騰格里湖の東北。
- 【一五】 裨王。小王。

匈奴の右賢王、數、朔方を侵擾す。天子、車騎將軍青をして三萬騎を將ゐて(一四)高闕に出でしめ、衛尉蘇建を游擊將軍と爲し、左内史李沮を彊弩將軍と爲し、太僕公孫賀を衛騎將軍と爲し、代の相李蔡を輕車將軍と爲し、皆、車騎將軍に領屬し、俱に朔方に出でしめ、大行李息・岸頭侯張次公を將軍と爲し、俱に右北平に出でしめ、凡そ十餘萬人、匈奴を撃つ。右賢王以爲へらく、漢の兵は遠くして、至ること能はじと。酒を飲みて醉ふ。衛青等の兵、塞を出づること六七百里、夜至りて、右賢王を圍む。右賢王驚き、夜逃げ、獨り壯騎數百と馳せ、圍を潰して北に去る。(一五)右賢の(一六)裨王十餘人・衆男女萬五千餘人・畜數十百萬を得。是に於て、兵を引き還り、塞に至る。天子、使者をして大

將軍の印を持し、軍中に即きて、衛青を拜して大將軍と爲さしめ、諸將、皆、焉に屬す。夏四月乙未、復た青に八千七百戸を益し封じ、〔二六〕青の三子伉・不疑・登を封じて、皆列侯と爲す。青固く謝して曰はく、『臣、幸に罪を行間に待つを得、陛下の神靈に頼りて、軍大に捷てるは、皆、諸校尉の力戰の功なり。陛下、幸に已に臣青に益し封す。臣青の子は襁褓の中に在り、未だ勤勞有らざるに、上、地を列き、封じて三侯と爲すは、臣が罪を行間に待ちて、士を勸めて力戰する所以の意に非ざるなり』と。天子曰はく、『我、諸校尉の功を忘るるに非ざるなり』と。乃ち護軍都尉公孫敖を封じて合騎侯と爲し、都尉韓說を龍領侯と爲し、公孫賀を南陽侯と爲し、李蔡を樂安侯と爲し、校尉李朔を涉軹侯と爲し、趙不虞を隨成侯と爲し、公孫戎奴を從平侯と爲し、李沮・李息及び校尉豆如意は、皆、爵、關内侯を賜ふ。是に於て、青の尊寵せらるること、羣臣に於て二無し、公卿以下、皆、之に卑奉す。獨り汲黯のみ與に〔二七〕亢禮す。人或は黯に説きて曰はく、『天子より、羣臣の・大將軍に下らんことを欲す。大將軍は尊重せらる。君、以て拜せざる可からず。』黯曰はく、『夫れ大將軍を以て、揖客有らば、〔二八〕反つて重からずや』と。大將軍聞き、愈、黯を賢とし、數、國家朝廷の疑ふ所を請問し、黯を遇すること平日よりも加ふ。大將軍青、貴しと雖も、時有りて中に侍するや、上、〔二九〕廁

- 〔二六〕 伉は宜春侯と爲り、不疑は陰安侯と爲り、登は發干侯と爲る。
- 〔二七〕 列。裂と通す。
- 〔二八〕 亢禮。對等の禮。
- 〔二九〕 揖客。拜せざる客をいふ。
- 〔三〇〕 反つて重からずや。其の貴を降して士を禮すとせらるべきをいふ。
- 〔三一〕 廁。牀の邊側。

に踞して之を視る。丞相弘、燕見するや、上、或は時に冠せず。汲黯が見ゆる如きに至りては、上、冠せざれば見ざるなり。上、嘗て〔三二〕武帳の中に坐す。黯前みて事を奏す。上、冠せず、黯を望見するや、帳中に避け、人をして其の奏を可せしむ。其の敬禮せらるること此の如し。〔三三〕夏六月、詔して曰はく、『蓋し聞く、民を導くに禮を以てし、之を風するに樂を以てすと。今、禮壞れ樂崩る。朕甚だ関ふ。其れ禮官をして學を勸め禮を興し、以て天下の先を爲さしめよ』と。是に於て、丞相弘等奏請す、『博士の官の爲めに、弟子五十人を置き、其の身を復し、其の高下を第し、以て郎中・文學・掌故に補し、即し秀才異等有らば、輒ち名を以て聞し、其の學を事とせず、若しくは下材なるものは、輒ち之を罷めん。又吏の・一藝以上に通する者は、請ふ皆選擇して、以て右職に補せん』と。上、之に従ふ。此より公卿大夫士吏、彬彬として文學の士多し。

- 〔三二〕 武帳。兵衛五兵を帳中に置きたるなり。
- 〔三三〕 可。裁可する也。
- 〔三四〕 風。風化する也。
- 〔三五〕 第。等級。
- 〔三六〕 秀才異等。俊秀の才有りて常等に異なる者。
- 〔三七〕 右職。中二千石、二千石の卒史をいふ。
- 〔三八〕 彬彬。文質備はる貌。
- 〔三九〕 厲王の遷死の事は、卷十四、文帝の前の六年に見ゆ。

秋、匈奴の萬騎、代に入り、都尉朱英を殺し、千餘人を略す。初め淮南王安、書を讀み文を屬するを好み、名譽を立つるを喜み、賓客・方術の士數千人を招き致す。其の羣臣賓客、江淮の間の輕薄の士多く、常に、厲王が遷されて死せしことを以て、安を感激

す。建元六年、彗星見はる。或るひと王に説きて曰はく、「先に吳の軍の時、彗星出で、長さ數尺、然れども尙ほ血を流すこと千里なりき。今、彗星、天に竟る。天下の兵、當に大に起るべし」と。王、心に以て然りと爲し、乃ち益々攻戰の具を治め、金錢を積む。〔三〕郎中雷被、罪を太子遷に獲たり。時に詔有り、「軍に従はんと欲する者は、輒ち長安に詣れ」と。被即ち匈奴を奮撃せんことを願ふ。太子、被を王に惡し、之を斥免し、以て後を禁せんと欲す。是の歲、被亡げて長安に之き、上書して自ら明かにす。事、廷尉に下して治せしむ。蹤跡、王に連なる。公卿、逮捕して王を治せんと請ふ。太子遷、人をして衛士の衣を衣・戟を持ちて王の旁に居らしめ・漢の使・是に非ざる者有らば・即ち之を刺殺し・因つて兵を發して反せんと謀る。天子、中尉宏をして即きて王に訊はしむ。王、中尉の顔色の和げるを視、遂に發せず。公卿・奏す、「安、匈奴を奮撃せんとする者を壅闕し、明詔を格む。弃市に當す」と。詔して二縣を削る。既にして安自ら傷みて曰はく、「吾、仁義を行ひ、反つて地を削らる。之を恥づ」と。是に於て、反謀を爲すこと益々甚だし。安、衡山王賜と、禮節を相責望し、〔四〕間ありて相能からず。衡山王、淮南王が反謀有るを聞き、并す

- 【三〇】 吳の軍。吳王濞の擧兵の事をいふ。
- 【三一】 雷被、善く劍を用ひ、太子と戯れ、誤つて太子に中つ、故に罪を得たり。
- 【三二】 惡。毀惡する也。
- 【三三】 後を禁せんと欲す。後人をして更に敢てこれに效はざらしめんとする也。
- 【三四】 即は就く也。就きて問ふ也。
- 【三五】 賜。即ち安の弟なり。孝文の十六年、安と同じく封を受く。
- 【三六】 間。隙あるなり。仲惡きこと。

所と爲らんことを恐れ、亦、賓客を結びて、反具を爲す。以爲へらく、淮南已に西せば、兵を發して江淮の間を定めて之を有たんと欲すと。衡山王の後・徐來、太子爽を王に譖し、之を廢して其の弟孝を立てんと欲す。王、太子を囚へて、孝に佩びしむるに王の印を以てし、賓客を招き致さしむ。賓客の來る者、徵に淮南・衡山の逆計有るを知り、日夜・從容として之を勸む。王、乃ち孝の客江都の人枚赫・陳喜をして〔五〕輜車を作り矢を鍛へ、天子の璽・將相軍吏の印を刻せしむ。秋、衡山王、入朝に當り、淮南に過る。淮南王、乃ち昆弟として語り、〔六〕前隙を除き、反具を約束す。衡山王、即ち上書して病と謝す。上、書を賜うて朝せざらしむ。

- 【三七】 輜車。兵車なり。
- 【三八】 昆弟として語る。相親愛するの言を爲す也。
- 【三九】 前隙。前に仲違ひありしをいふ。
- 【四〇】 共に契約して反具を爲す
- 【四一】 定襄。内蒙古綏遠特別區域歸化城の南。

六年、春二月、大將軍青、〔七〕定襄に出で、匈奴を撃つ。合騎侯公孫敖を以て中將軍と爲し、大僕公孫賀を左將軍と爲し、翁侯趙信を前將軍と爲し、衛尉蘇建を右將軍と爲し、郎中令李廣を後將軍と爲し、左内史李沮を彊弩將軍と爲し、威、大將軍に屬せしむ。斬首數千級にして還り、士馬を定襄・雲中・鴈門に休む。

天下に赦す。
夏四月、衛青、復た六將軍を將ゐて、定襄に出で、匈奴を撃つ。斬首虜萬餘人。右將軍建・前將軍

信、軍三千餘騎を并せ、獨り單于の兵に逢ひ、與に戰ふこと一日餘、漢の兵且に盡きんとす。信は故胡の小王にして、漢に降り、漢、封じて翁侯と爲す。敗るるに及びて、匈奴、之を誘ふ。遂に其の餘騎八百ばかりを將ゐて、匈奴に降る。建は盡く其の軍を亡ひ、身を脱して亡げ、自ら大將軍に歸す。議郎周霸曰はく、「大將軍出でてより、未だ嘗て裨將を斬らず。今、建、軍を棄つ。斬りて以て將軍の威を明かにす可し」と。軍正閼・長史安曰はく、「然らず。兵法に、『小敵の堅きは、大敵の禽なり』と。今、建、數千を以て單于の數萬に當り、力戰すること一日餘、士盡く敢て二心を有せず。自ら歸して之を斬らんに、是れ後に・反る無かれとの意を示すなり。當に斬るべからず」と。大將軍曰はく、「青、幸に。肺腑を以て罪を行間に待つを得たり。威無きを患へず。而るに霸、我に説くに威を明かにするを以てするは、甚だ臣の意を失へり。且つ使臣の職は、當に將を斬るべしと雖も、臣の尊寵を以てして、敢て誅を境外に擅にせずして、而して具に天子に歸し、天子をして自らの之を裁せしめ、於に以て、人臣と爲りて敢て權を専らにせざるを見ずは、亦可ならずや」と。軍吏皆曰はく、「善し」と。遂に建を囚へて行在所に詣る。初め平陽縣の吏霍仲孺、平陽侯の家に給事し、青の姊衛少兒と私通し、霍去病を生む。去病、年十八、侍中と爲る。騎射を善くし、再び大將

- 【二】 信は元光四年十月壬午、封を受く。
- 【三】 議郎。郎中令に屬す、秩比六百石。
- 【四】 軍正。軍法を擧げて以て軍中を正すことを掌る。大將軍の長史は秩千石。
- 【五】 小敵云云。孫子の言。
- 【六】 肺腑。天子の姻戚たるをいふ。

軍に従つて匈奴を撃ち、票姚校尉と爲る。輕勇の騎八百と與に、直に大軍を棄て、數百里、利に赴き、首虜を斬捕すること。當に過ぐ。是に於て天子曰はく、「票姚校尉去病、斬首虜二千餘級、相國當戶を得、單于の大父行藉若侯産を斬り、季父羅胡比を生捕し、再び軍に冠たり」と。去病を封じて冠軍侯と爲す。上谷の太守郝賢、四たび大將軍に従つて、首虜を捕斬すること二千餘級。賢を封じて衆利侯と爲す。是の歲、兩將軍を失ひ、翁侯を亡ひ、軍功多からず。故に大將軍には封を益さず、止千金を賜ふ。右將軍建至る。天子、誅せず。贖うて庶人と爲る。單于、既に翁侯を得、以て 自次王と爲し、其の姊を用て之に妻し、與に漢を謀る。信、單于に教ふ、「益、北して 幕を絶り、以て漢の兵を誘ひ罷らし、極を 徹うて之を取れ。塞に近かつくこと無かれ」と。單于、其の計に従ふ。是の時、漢、比歲、十餘萬の衆を發して胡を撃ち、首虜を斬捕するの士、賜を受くること黄金二十餘萬斤、而して漢軍の士馬の死する者十餘萬、兵甲轉漕の費は焉に與らず。是に於て、大司農、經用竭き、以て戰士に奉ずるに足らず。六月、詔して、民をして爵を買ひ及び禁錮を贖ひ・減罪を免するを得しむ。賞官を置き、名づけて武功爵と曰ふ、級ごとに十七萬、凡そ直三十餘萬金。諸の・武功

- 【七】 當に過ぐ。漢軍の失亡する者少くして、匈奴を殺獲すること甚だ多きをいふ。
- 【八】 當戶。匈奴の官名。
- 【九】 大父行。祖父の行。行とは順位等輩なり。祖父の順位にあるもの意。
- 【一〇】 自次王。尊重なること單于に次ぐ王。
- 【一一】 幕。沙漠なり。
- 【一二】 極。疲勞の極まる也。
- 【一三】 徹。要する也。
- 【一四】 級ごとに十七萬。一級を十七萬錢にて買ふ也。

爵を買ひ、(一五) 千夫に至る者は、先づ除して吏と爲るを得しむ。吏道・雜にして端多く、官職 耗廢す。

(一六) 元狩元年、冬十月、上、雍に行幸し、五時を祠り、獸の一角にして足

に五蹄有るものを獲たり。有司言ふ、『陛下、郊祀を肅祇し、上帝・報享し、一角の獸を錫ふ。蓋し麟なりと云ふ』と。是に於て、以て五時に薦むるに、時ごとに一牛を加へて以て燎く。之を久しうして、有司又言ふ、『元は宜しく天瑞を以て命くべし。宜しく一二を以て數ふべからず。一元を建と曰ひ、二元は長星を以て光と曰ふ。今の元は、郊に一角の獸を得たるを以て狩と曰ふと云ふ』と。是に於て、濟北王以爲へらく、天子且に封禪せんとすと。上書して、太山及び其の旁邑を獻す。天子、他の縣を以て之を償ふ。

淮南王安、賓客左吳等と與に、日夜、反謀を爲し、輿地圖を案じ、兵の從つて入る所を部署す。諸の使者、長安より來り、妄言を爲し、『上、男無し、漢治まらず』と言へば、即ち喜び、即し『漢廷治まり、男有り』と言へば、王怒りて以爲へらく、妄言にして非なりと。王、中郎伍被を召し、與に反事を謀る。被曰は

- 【一五】 千夫。武功爵の七級。
- 【一六】 耗廢。みだれ、すたる。
- 【一】 元狩元年。西紀前一二二年。此の年獵して瑞獸を得たるによりて、年號制定の事を定めたるなり。
- 【二】 麟。支那にていふ瑞獸の一。體は麋(大鹿)の如くにして、牛尾馬足、五色の蹄あり、一角にして角端に肉あり。王者至仁なる時に現はると傳へらる。
- 【三】 濟北王勃は、淮南厲王の子、文帝十六年、衡山王に封ぜられ、孝景四年、徙りて濟北王に封ぜらる。今の王は勃の子、成王胡なり。

く、『王安ぞ此の亡國の言を得んや。臣、宮中に荆棘を生じ、露・衣を霑すを見ん』と。王怒り、伍被の父母を繋ぎ、之を囚ふること三月、復た召して之に問ふ。被曰はく、『昔、秦、無道を爲し、奢を窮め虐を極め、百姓の亂を思ふ者、十家にして六七なり。高皇帝、行陳の中より起りて、立つて天子と爲る。此れ謂はゆる瑕を踏み間を候ひ、秦の亡に因りて動く者なり。今、大王は、高皇帝が天下を得るの易きを見る。獨り近世の吳楚を觀すや。夫れ吳王は、四郡に王たり、國富み民衆く、計定まり謀成り、兵を擧げて西す。然れども、大梁に破れ、奔走して東し、身死し祀絶えしは何ぞ。誠に天道に逆らうて、時を知らざればなり。方今、大王の兵衆は、吳楚を十分するの一なること能はず。天下安寧なること、吳楚の時に萬倍す。大王、臣の計に従はずんば、今、大王、千乗の君を棄て、絶命の書を賜はり、羣臣の先と爲り、東宮に死するを見ん』と。王、涕泣して起つ。王、孽子不害有り、最も長せり。王、愛せず、王后・太子、皆、以て子兄の數と爲さず。不害、子建有り、材高くして氣有り、常に太子を怨望す。陰に人をして、太子が漢の中尉を殺さんと謀りし事を告げしむ。廷尉に下して治せしむ。王、之を患へ、發せんと欲し、復た伍被に問うて曰はく、『公以爲ふに、吳が兵を興ししは、是か非か。』被曰はく、『非なり。臣聞く、吳王之を悔ゆること甚だしか

- 【四】 宮中に云云。荒廢に歸すべきをいふ。
- 【五】 四郡。東陽郡、鄆郡、吳郡、豫章郡。
- 【六】 梁の孝王の破る所と爲りしを謂ふ。
- 【七】 東宮。淮南王の居る所。
- 【八】 孽子。庶子。
- 【九】 后は以て子と爲さず、太子は以て兄と爲さざるを言ふ。
- 【一〇】 事、上の元朔五年に見ゆ。

漢世宗孝武皇帝元狩元年

りきと。願はくは王、吳王の悔いし所を爲すこと無かれ。』王曰はく、『吳は何ぞ反を知らん。漢の將、一日にして成阜を過ぐる者、四十餘人なりき。今、我、成阜の口を絶ち、三川の險に據り、山東の兵を招かん。事を擧ぐる事此の如くせば、左吳・趙賢・朱驕如、皆、以爲へらく、什の事九まで成らんと。公獨り・禍有りて福無しと以爲ふは、何ぞや。必ず公の言の如くならば、微幸す可からざるか。』被曰はく、『必ず已むを得ずんば、被、愚計有り。當今、諸侯、異心無く、百姓、怨氣無し。僞りて丞相・御史の請書を爲り、郡國の豪傑、高貴を朔方に徙す可し。益、甲卒を發して、其の會日を急にせん。又僞りて詔獄の書を爲り、諸侯の太子・幸臣を逮せん。此の如くせば、則ち民怨み、諸侯懼れん。即ち辯士をして隨つて之に説かしめば、儻くは微幸して什に一を得可きか。』王曰はく、『此れ可なり。然りと雖も、吾、以爲ふに此の若きに至らじ』と。是に於て、王乃ち皇帝の璽・丞相・御史大夫・將軍・軍吏・中二千石及び旁近の郡の太守・都尉の印・漢の使節を作り、人をして僞りて罪を得てへ、一日、兵を發せば、即ち大將軍を刺殺せしめんと欲し、且つ曰はく、『漢廷の大臣は、獨り汲黯のみ直諫を好み、節を守り義に死し、惑はずに非を以つて難し。丞相弘等に説くが如きに至りては、

- 【一】 吳は云云。吳は反を謀るの道を知らず。
- 【二】 漢の河南は秦の三川郡なり。其の地、伊洛河三川の會に當る。
- 【三】 微幸。僥倖なり。
- 【四】 請書。天子に奏請する書。
- 【五】 高貴。財産多き者。
- 【六】 會日。期日なり。
- 【七】 此の若きに至らじ。此れを爲すを須ひざらん。
- 【八】 西す。京師に往く也。

西し、大將軍につか

【一九】 蒙を發し落を振ふが如くなるのみ』と。王、國中の兵を發せんと欲し、其相・二千石の聽かざらんことを恐る。王、乃ち伍被と、先づ相・二千石を殺さんことを謀り、又、人をして羽檄を持って、東方より來り、呼んで『南越の兵、界に入る』と曰はしめんと欲し、因つて以て兵を發せんと欲す。會、廷尉、淮南の太子を逮捕せんとす。淮南王、之を聞き、太子と謀り、相・二千石を召し、殺して兵を發せんと欲す。相を召す。相に至る。内史・中尉、皆、至らず。王念へらく、獨り相を殺すとも、益無きなりと。即ち相を罷む。王、猶豫して、計未だ決せず。太子即ち自到す。殊せず。伍被自ら吏に詣り、淮南王と反を謀り、蹤跡此の如しと告ぐ。吏因つて太子・王后を捕へ、王宮を圍み、盡く王が與に反を謀る所の賓客の・國中に在る者を求捕し、反具を索め得、以て聞す。上、公卿に下して、其の黨與を治せしめ、宗正をして符節を以て王を治せしむ。未だ至らず。淮南王安・自到し、王后・太子遷を殺す。諸の與に反を謀る所の者、皆、族せらる。天子、伍被が雅辭に多く漢の美を引けるを以て、誅する勿からんと欲す。廷尉湯曰はく、『被、首として王の爲めに反計を畫す。罪、赦す可からず』と。乃ち被を誅す。侍中莊助、素より淮南王と相結び、交私論議し、王、厚く助に賂遺す。上、其の罪を薄しとし、誅する勿からんと欲す。張湯爭う

- 【二〇】 蒙を發し落を振ふ。頭に蒙りたる者を取り去り、落ちんとする者を振ひ落す。其の爲し易きを言。
- 【二一】 求盜。盜賊を逐捕するを掌る卒。
- 【二二】 罷。出で去らしむる也。
- 【二三】 殊せず。死せざる也。
- 【二四】 索。捜し求むる也。
- 【二五】 雅辭。雅は素なり。平素よりの言辭なり。

て以爲はく、『助は禁門に出入し、腹心の臣なり。而るに外、諸侯と交私す。此の如くなるに誅せずんば、後、治む可からざらん』と。助、竟に棄市せらる。衡山王・上書し、太子爽を廢し、其の弟孝を立てて太子と爲さんと請ふ。爽聞き、即ち善き所の白羸を遣はして長安に之かきしめ、上書して、孝が軺車を作り矢を鍛へ、王の御者と姦するを言ひ、以て孝を敗らんと欲す。會、有司、淮南王と反を謀る所の者を捕へ、陳喜を衡山王の子孝の家を得たり。吏、孝が首として喜を匿ししを劾す。孝聞く、律に、先づ自ら告ぐれば、其の罪を除くと。即ち先づ自ら、與に反を謀る所の者枚赫・陳喜等を告ぐ。公卿、衡山王を逮捕して之を治せんと請ふ。王、自剄して死す。

王后徐來・太子爽及び孝、皆、棄市せられ、與に反を謀る所の者、皆、族せらる。凡そ淮南・衡山の二獄の連引する所の、列侯・二千石豪傑等の、死する者、數萬人。

【三】 御者。御婢。

夏四月、天下に赦す。

丁卯、皇子據を立てて太子と爲す。年七歲。

五月乙巳晦、日、之を食する有り。

匈奴萬人、上谷に入り、數百人を殺す。

初め張騫、月氏より還り、具に天子の爲めに西域の諸國の風俗を言ふ、『大宛は漢の正西萬里可に

在り。其の俗、土著して田を耕す。善馬多く、馬、血を汗にす。城郭室屋有ること、中國の如し。其の東北は則ち烏孫、東は則ち于真。于真の西は、則ち水皆西に流れ、西海に注ぎ、其の東は、水東に流れ、鹽澤に注ぐ。鹽澤は、地下に潛行す。其の南は則ち河源ここに出づ。鹽澤は長安を去ること五千里可。匈奴の右方は、鹽澤以東に居り、隴西長城に至り、南は羌に接し、漢の道を隔つ。烏孫・康居・奄蔡・大月氏は、皆、行國にして、畜牧に隨ひ、匈奴と俗を同じうす。大宛は大宛の西南に在り、大宛と俗を同じうす。臣、大宛に在る時、邛の竹杖・蜀の布を見、問うて曰はく、『安にか此を得たる』と。大宛國の人曰はく、『吾が賈人、往いて之を身毒に市す。身毒は大宛の東南數千里可に在り。其の俗、土著し、大宛と同じ』と。騫を以て之を度るに、大宛は漢を去ること萬二千里、漢の西南に居る。今、身毒國は、又大宛の東南數千里に居る。蜀の物有り。此れ其の蜀を去ること遠からざるなり。今、大宛に使用するに、羌中よりせば、

- 【二六】 馬、血を汗にす。汗血馬。駿足にして血液を發汗するもの。トルコマン種の馬にかくの如きものありといふ。但、この汗血馬なるものがそれなるや否やは明かならず。
- 【二七】 烏孫。トルコ族の國にして當時は大體今の伊犁地方を根據とせり。
- 【二八】 于真。今の新疆省喀什噶爾道の和闐(Khotan)の地也。
- 【二九】 鹽澤。ロプノール(Lop-nor)新疆省阿克蘇道内にあり
- 【三〇】 隔。隔と同じ。
- 【三一】 奄蔡。今の中央アジアのアラル(Aral)海沿岸より裏海方面に蔓り居たりし民族なり。アラニ(Alani)なり。
- 【三二】 行國。城郭常居無く、畜牧に隨つて水草を逐うて移住する國。
- 【三三】 邛の竹杖。邛は四川省建昌道榮經縣の西に在る山。その山の竹にて作れる杖。
- 【三四】 身毒。印度なり。印度の音は身毒(Shindhu)より轉じたるなり。

險にして、羌人之を惡まん。少しく北せば、則ち匈奴の得る所と爲らん。蜀よりせば宜しく徑かるべく、又、寇無からん」と。天子、既に、大宛及び大夏、安息の屬は、皆大國にして、奇物多く、土著して、頗る中國と業を同じくし、而して兵弱く、漢の財物を貴び、其の北に大月氏、康居の屬有り。兵強く、賂遺、設利を以て朝せしむ可きを聞くや、誠に得て、義を以て之を屬せば、則ち地を廣むること萬里、九譯を重ね、殊俗を致し、威徳、四海に徧からんと。欣然として、騫の言を以て然りと爲し、乃ち騫をして蜀の犍爲に因りて

- 【三】安息。西洋史にいふバルチヤ(Bactria)今の波斯地方。
- 【四】徙。斯榆。四川省建昌道舊雅州府附近。
- 【五】設利。これに利を施す也。これに施すに利を以てし、誘うて入朝せしむ可き也。
- 【六】犍爲。四川省永寧道内。
- 【七】義を以て之を屬す。兵革を以てせざるをいふ。
- 【八】九譯。九度の通譯。
- 【九】犍爲。先きにおきし郡の名なり。四川省永寧道内。
- 【一〇】間使。間隙を求めて行くなり。
- 【一一】徙。斯榆。四川省建昌道舊雅州府附近。
- 【一二】氏苻。川邊特別區域。打箭爐附近。
- 【一三】騫。四川省建昌道舊寧直府内。
- 【一四】昆明。雲南省滇中道昆明縣の地。
- 【一五】滇國。今の雲南省舊雲南府附近を中心とす。

間使を發し、王然于等をして四道より並び出でしむ。驍に出で、再に出で、徒に出で、瑯蕪に出で、身毒國を指し求め、各、行くこと一千里。其の北方は、氏苻に閉ぢられ、南方は、騫、昆明に閉ぢらる。昆明の屬は、君長無く、善く寇盜し、輒ち殺略す。漢の使、終に、通ずるを得るもの莫し。是に於て、漢、身毒の道を求むるを以て、始めて、滇國に通ず。滇王當羌、漢の使者に謂つて曰はく、「漢は我が大なるに孰與ぞ」と。及び夜郎侯も亦然り。道通せざるを以ての故に、各、自ら、一州の主なりと以爲ひ、漢

の廣大なるを知らず。使者還り、因つて盛に言ふ、「滇は大國なり、親附を事とするに足る」と。天子、意を注ぎ、乃ち復た西南夷を事とす。

二年、冬十月、上、雍に幸し、五時を祠る。

三月戊寅、平津の獻侯公孫弘、薨す。壬辰、御史大夫樂安侯李蔡を以て丞相と爲し、廷尉張湯を御史大夫と爲す。

霍去病、票騎將軍と爲り、萬騎を將ゐて、隴西に出で、匈奴を撃ち、五王國を歴、轉戦すること六日、焉支山を過ぐるに千餘里、折蘭王を殺し、盧侯王を斬り、渾邪王の子及び相國・都尉を執へ、首虜を獲ること八千九百餘級、休屠王が天を祭る金人を收む。詔して、去病に二千戸を益し封す。夏、去病、復た合騎侯公孫敖と、數萬騎を將ゐて、俱に北地に出で、道を異にす。衛尉張騫、郎中令李廣、俱に右北平に出で、道を異にす。廣は四千騎を將ゐて、先づ行くこと數百里可り、騫は萬騎を將ゐて後に在り。匈奴の左賢王、四萬騎を將ゐて、廣を圍む。廣の軍士、皆恐る。廣乃ち其の子敢をして獨り數十騎と、馳せて胡騎を貫かしむ。其の左右に出でて還り、廣に告げて曰はく、「胡虜は

- 【四六】元朔四年、西夷を罷む、是に至りて復た通ず。事とすとは、經略して之に通ず。を専ら以て事と爲すを謂ふ也。
- 【一】票騎將軍、此、始まる。
- 【二】焉支山。甘肅省甘涼道山丹縣の東南にあり。
- 【三】折蘭。胡の國名。
- 【四】盧侯。胡の國名。殺とはこれを殺すのみ、斬とは其の首を獲るなり。
- 【五】天を祭るに金人を作して主と爲すなり。金人を作りて以て天神の像と爲してこれを祭る也。

與し易きのみ』と。軍士乃ち安んず。廣、圓陳を爲して外に嚮ふ。胡、急に之を撃ち、矢下ること雨の如し。漢の兵、死する者半に過ぐ。漢の矢且に盡きんとす。廣乃ち士をして滿を持して發する母からしむ。而して廣、身自ら大黃を以て、其の裨將を射、數人を殺す。胡虜益解く。

會日暮る。吏士、皆、人色無し。而して廣、

意氣自如たり、益軍を治む。軍中、皆、

其の勇に服す。明日、復た力戰す。死する者、

半に過ぐ。殺す所も亦過當なり。會博望

侯の軍も亦至る。匈奴の軍乃ち解き去る。漢

の軍罷れ、追ふこと能はず、罷め歸る。漢の法

に、博望侯は留遲して期に後れたれば、死に當

す。贖うて庶人と爲る。廣は軍功自如たり、

賞無し。而して票騎將軍去病は、深く入るこ

と二千餘里、合騎侯と失して、相得ず。票騎將軍は、

單桓・會涂王を得、及び相國、都尉、衆を以て降る者、二千五百人、斬首虜三萬二百級、裨小王

七十餘人を獲たり。天子、去病に五千戸を益し封す。其の裨將の功有る者を封じ、鷹擊司馬趙破奴

ち、水草の處を知り、軍、以て乏しからざるを得たり。

【三】軍功自如。廣の軍、死亡する所多く、虜を殺すこと亦過當にして、功過正に相當るを言ふ。

【四】居延。地名、今の甘肅省安肅道酒泉縣の邊外、蒙古額濟納旗に在り。

【五】單桓・會涂王。皆胡の王なり。

【六】圓陳。圓形の陣。

【七】矢を弓弩に注ぎて之を滿引し、而も之を發せざるなり。

【八】大黃。色黄にして大なる弩。

【九】人色無し。懼るること甚だしきを言ふ。

【一〇】自如。平氣なる貌。

【一一】軍を治む。部下を巡りて行陣を整ふ。

【一二】博望侯。張騫なり。張騫、大將軍に從つて匈奴を撃

ち、水草の處を知り、軍、以て乏しからざるを得たり。

【三】軍功自如。廣の軍、死亡する所多く、虜を殺すこと亦過當にして、功過正に相當るを言ふ。

【四】居延。地名、今の甘肅省安肅道酒泉縣の邊外、蒙古額濟納旗に在り。

【五】單桓・會涂王。皆胡の王なり。

【六】圓陳。圓形の陣。

【七】矢を弓弩に注ぎて之を滿引し、而も之を發せざるなり。

【八】大黃。色黄にして大なる弩。

【九】人色無し。懼るること甚だしきを言ふ。

【一〇】自如。平氣なる貌。

【一一】軍を治む。部下を巡りて行陣を整ふ。

【一二】博望侯。張騫なり。張騫、大將軍に從つて匈奴を撃

ち、水草の處を知り、軍、以て乏しからざるを得たり。

【三】軍功自如。廣の軍、死亡する所多く、虜を殺すこと亦過當にして、功過正に相當るを言ふ。

【四】居延。地名、今の甘肅省安肅道酒泉縣の邊外、蒙古額濟納旗に在り。

【五】單桓・會涂王。皆胡の王なり。

【六】圓陳。圓形の陣。

【七】矢を弓弩に注ぎて之を滿引し、而も之を發せざるなり。

【八】大黃。色黄にして大なる弩。

【九】人色無し。懼るること甚だしきを言ふ。

【一〇】自如。平氣なる貌。

【一一】軍を治む。部下を巡りて行陣を整ふ。

【一二】博望侯。張騫なり。張騫、大將軍に從つて匈奴を撃

ち、水草の處を知り、軍、以て乏しからざるを得たり。

【三】軍功自如。廣の軍、死亡する所多く、虜を殺すこと亦過當にして、功過正に相當るを言ふ。

【四】居延。地名、今の甘肅省安肅道酒泉縣の邊外、蒙古額濟納旗に在り。

【五】單桓・會涂王。皆胡の王なり。

【六】圓陳。圓形の陣。

【七】矢を弓弩に注ぎて之を滿引し、而も之を發せざるなり。

【八】大黃。色黄にして大なる弩。

【九】人色無し。懼るること甚だしきを言ふ。

【一〇】自如。平氣なる貌。

【一一】軍を治む。部下を巡りて行陣を整ふ。

【一二】博望侯。張騫なり。張騫、大將軍に從つて匈奴を撃

ち、水草の處を知り、軍、以て乏しからざるを得たり。

【三】軍功自如。廣の軍、死亡する所多く、虜を殺すこと亦過當にして、功過正に相當るを言ふ。

【四】居延。地名、今の甘肅省安肅道酒泉縣の邊外、蒙古額濟納旗に在り。

【五】單桓・會涂王。皆胡の王なり。

【六】圓陳。圓形の陣。

【七】矢を弓弩に注ぎて之を滿引し、而も之を發せざるなり。

【八】大黃。色黄にして大なる弩。

【九】人色無し。懼るること甚だしきを言ふ。

【一〇】自如。平氣なる貌。

【一】從票侯と爲し、校尉高不識を宜冠侯と爲し、校尉僕多を輝渠侯と爲す。合騎侯赦は、行留して票騎と會せざるに坐して、斬に當す。贖うて庶人と爲る。是の時、諸の宿將の將ある所の士馬兵は、皆、票騎に如かず。票騎の將ある所は、常に選ぶ。然して亦敢て深く入り、常に壯騎と、其の大軍に先だつ。軍、亦、天幸有り、未だ嘗て困絶せざるなり。而して諸の宿將は、常に留落して、不偶なり。此に由りて、票騎は日に以て親貴せられ、大將軍に比す。

匈奴、代・雁門に入り、數百人を殺略す。

江都王建、其の父易王の幸する所の淳姬等及び女弟徵臣と姦す。建、雷陂に遊ぶ。天大に風ふく。建、郎二人をして小船に乗りて陂中に入らしむ。船覆り、兩郎溺れ、船を攀ち、乍ら見はれ乍ら没す。建、臨み觀て大に笑ひ、救ふ勿からしむ。皆死す。凡そ不幸を殺すこと三十五人、専ら淫虐を爲す。自ら、罪多きを知り、誅せられんことを恐れ、其の後成光と共に、越の婢をして神を下して上を祝詛せしむ。又、淮南・衡山の陰謀を聞き、建も亦兵器を作り、皇帝の璽を刻し、反具を爲す。事發覺す。建、自殺す。后成光等、皆棄市せらる。國除かる。

〔二五〕膠東の康王寄・薨す。

秋、匈奴の渾邪王降る。是の時、〔二六〕單于、渾邪王・休屠王が西方に居り、漢に數萬人を殺虜せられしを怒り、召して之を誅せんと欲す。渾邪王と休屠王と恐れ、漢に降らんことを謀り、先づ使を遣はして邊境に向はしめ、漢人を要遮して、天子に報せしむ。是の時、大行李息、將に河上に城かんとし、渾邪王の使を得、傳を馳せて以て聞す。天子、之を聞き、其の詐を以て降りて邊を襲はんことを恐れ、乃ち票騎將軍をして兵を將ゐて往いて之を迎へしむ。休屠王後悔ゆ。渾邪王、之を殺し、其の衆を并す。票騎既に河を渡り、渾邪王の衆と相望む。渾邪王の裨將、漢の軍を見て、〔二七〕降るを欲せざる者多く、頗る遁れ去る。票騎乃ち馳せ入り、渾邪王と相見るを得、其の亡げんと欲する者八千人を斬り、遂に獨り渾邪王を遣り、傳に乗りて行在所に詣至せしめ、盡く其の衆を將ゐて河を渡る。降る者四萬餘人、號して十萬と稱す。既に長安に至る。天子、以て賞賜する所の者、數十巨萬、渾邪王を萬戸に封じて、〔二八〕深陰侯と爲し、其の裨王呼毒尼等四人を封じて、皆列侯と爲し、票騎に千七百戸を益し封す。渾邪の降るや、漢、車二萬乘を發して以て之を迎ふ。縣官、錢無く、民より馬を〔二九〕貰る。民或は馬を匿し、馬具はらず。上怒り、

〔二五〕寄。景帝の子、中の二年封を受く。
 〔二六〕單于云云。渾邪王の地は甘肅省舊涼州、休屠王の地は甘肅省舊涼州（共に甘涼道に屬す）なり。單于の根據はその西にありしなり。
 〔二七〕掩覆せられんことを恐るればなり。
 〔二八〕呼毒尼は下摩侯と爲り、雁狹は渾渠侯と爲り、禽黎は河婁侯と爲り、大當戸調雖は常樂侯と爲る。
 〔二九〕貰。即時に價を拂はずして物を買ふ。

〔三〇〕長安の令を斬らんと欲す。右内史汲黯曰はく、「長安の令は罪無し。獨り臣黯を斬れ。民乃ち肯て馬を出さん。且つ匈奴、其の主に畔きて漢に降る。漢、徐ろに縣次を以て之を傳すべし。何ぞ天下をして騒動せしめ、中國を罷蔽して、以て夷狄の人を事とするに至らんや」と。上・默然たり。渾邪至るに及びて、賈人の（渾邪）與に〔三一〕市する者、坐して死に當するもの五百餘人あり。黯、間を請ひ、〔三二〕高門に見えて曰はく、「夫れ匈奴、路に當るの塞を攻め、和親を絶ち、中國、兵を興して之を誅し、死傷する者、勝げて計ふ可からず、而して費、巨萬百を以て數ふ。臣愚以爲へらく、陛下、胡人を得ば、皆以て奴婢と爲し、以て軍に従ひ事に死せし者の家に賜ひ、〔三三〕鹵獲する所は、因つて之に予へ、以て天下の苦を謝し、百姓の心を塞がんと。今、縦ひ能くせずとも、渾邪、數萬の衆を率ゐて來り降るや、府庫を虚しくして賞賜し、良民を發して侍養すること、譬へば驕子に奉ずるが若くならんや。愚民は安んぞ長安の中の物を市買するに、〔三四〕文吏繩して以て〔三五〕關に財物を邊關に出すと爲すを知らんや。陛下、縦ひ匈奴の資を得て以て天下に謝すること能はずとも、又〔三六〕微文を以て、無知の者五百餘人を殺さんや。是れ謂はゆる其の葉を庇うて其の枝を傷ふ者なり。

〔三〇〕長安の令。右内史に屬す。
 〔三一〕市。あきなひ。
 〔三二〕高門。殿の名。未央宮の中に在り。
 〔三三〕鹵獲。分捕する也。
 〔三四〕塞。満たす也。
 〔三五〕文吏。法官。律に、胡市の吏民、兵器及び鐵を持して關を出づるを得ず。長安に於て市買すと雖も、其の法一なり。
 〔三六〕微文。微細なる法律の條文。
 又〔三七〕微文を以て、無知の臣竊に陛下の爲めに取ら

ざるなり」と、上・默然として許さずして曰はく、「吾久しく汲黯の言を聞かず。今又復た妄に發す」と。居ること之を頃くして、乃ち降者を邊の五郡の故の塞外に分ち徙して、皆河南に在り、其の故俗に因りて、五屬國と爲す。而して金城、河西より、西のかた南山に並び、鹽澤に至るまで、空しく匈奴無し。匈奴より、時に候者の到る有れども、希なり。休屠王の太子日磾、母闕氏の弟倫と俱に官に没入し、黃門に輸られて馬を養ふ。之を久しうして、帝、游宴して馬を見る。後宮、側に滿つ。日磾等數十人、馬を牽きて殿下を過ぎ、竊に(宮人)視ざるもの莫し。日磾に至りては、獨り敢てせず。日磾は、長八尺二寸、容貌甚だ嚴に、馬又肥好なり。上、異として之を問ふ。具に本狀を以て對ふ。上これを奇とし、即日、湯沐衣冠を賜ひ、拜して馬監と爲す。侍中・駙馬都尉・光祿大夫に遷る。日磾既に親近せられ、未だ嘗て過失有らず。上甚だ之を信愛し、賞賜、千金を累ね、出づれば則ち驂乗し、入れば左右に侍す。貴戚多く竊に怨みて曰はく、「陛下、妄に一胡兒を得、反つて之を貴重す」と。上聞き、愈厚くす。休屠が金人を作りて天を祭るの主と爲すを以て、故に日磾に姓を金氏と賜ふ。

- 【三九】 五郡。隴西、北地、上郡、朔方、雲中。
- 【四〇】 故俗。本國の風俗。
- 【四一】 金城。河西云云。金城は甘肅省蘭山道舊蘭州。西寧二府内。河西は同省甘涼道に屬す。舊涼州府。これより以西、ロプノール邊まで匈奴無かりしとなり。
- 【四二】 黃門。官署の名。少府に屬す。
- 【四三】 游宴の時に於て、召して諸馬を閱す。
- 【四四】 黃門の署に狗監・馬監の官あり。
- 【四五】 侍中は禁中に出入するを得。駙馬都尉は帝の置し、所秩比二千石。駙は副馬なり。光祿大夫は本と中大夫、帝、其の名を改む。

三年、春、星有り東方に孛す。

夏五月、天下に赦す。

淮南王が反を謀るや、膠東の康王寄、微に其の事を聞き、私に戦守の備を作す。吏が淮南の事を治するに及びて、(一)辭、之を出す。寄の母王夫人は、即ち皇太后の女弟なり。上に於て最も親し。意自ら傷み、病を發して死す。敢て後を置かず。上聞きて之を憐み、(二)其の長子賢を立てて膠東王と爲し、又、其の愛する所の少子慶を立てて六安王と爲し、故の衡山王の地に王たらしむ。

- 【一】 辭之を出す。獄辭、連及して、此の事を發き出ししなり。
- 【二】 膠東王寄は去年薨す、今年始めて後を置く。
- 【三】 衡山國は六に都す、故に改めて六安王と爲す。
- 【四】 右北平・定襄。右北平は郡の名、直隸省津海道の東北部及び熱河の地、平剛に治す、即ち今の熱河の平泉縣なり。定襄は郡の名、今の山西省右

玉縣以北、綏遠道及び蒙古喀爾喀右翼四部落に至るまでの地。成樂に治す、即ち今の和林格爾縣なり。

- 【五】 廡。芻藁の藏。
- 【六】 新秦。秦、蒙恬をして匈奴を卻けしめ、其の河南造陽の北千里の地を得。是に於て爲めに城郭を築き、民を徙してこれに充たす。名づけて新秦と曰ふ。

山東・大水あり。民多く飢乏す。天子、使者を遣はし、郡國の倉廩を虚しくして以て貧民を振はしむ。猶足らず。又、豪富吏民の能く貧民に假貸する者を募りて、名を以て聞す。尙ほ相救ふこと能はず。乃ち貧民を關より以西に徙し、及び朔方より以南。新秦中に充つること、七十餘萬口。衣食、

皆、給を縣官に仰ぎ、數歲、産業を假予し、使者、部を分ちて之を護し、冠蓋相望む。其の費、億を以て計り、勝げて數ふ可からず。

漢既に渾邪王の地なる隴西・北地・上郡を得、益、胡の寇少し。詔して三郡の戍卒の半を減じ、以て天下の繇を寛くす。

上、將に昆明を討たんとす。昆明に滇池有り方三百里なるを以て、乃ち昆明池を作り、以て水戰を習はす。是の時、法既に益、嚴にして、吏多く廢免せられ、兵革數、動き、民、買うて復し。(三) 五大夫に及ぶもの多く、徵發の土益、鮮し。是に於て千夫・五大夫を除して吏と爲す。(吏ト爲) 欲せざる者は馬を出さしむ。故の吏の法を弄びて、皆謫せられたるものを以て、棘を上林に伐り、昆明池を穿たしむ。

是の歲、神馬を渥洼の水中に得。上方に樂府を立て、司馬相如等をして詩賦を造爲せしめ、宦者李延年を以て協律都尉と爲し、二千石の印を佩び、初詩を絃次し、以て八音の調を合

- 【七】 假予。貸し與ふ。
- 【八】 繇。徭役。夫役のこと。
- 【九】 昆明が漢の使者を閉ぢたるを以てなり。
- 【一〇】 昆明池。長安の西南に在り、周回四十里。
- 【一一】 買うて復す。財を官に入れて徭役を免除せらるる也。
- 【一二】 五大夫。第九級の爵。漢の法、此の爵に至りて、始めて徭役を免す。
- 【一三】 渥洼。水の名、甘肅省蘭山道安西縣に在り、黨河の支流なり。
- 【一四】 協律都尉。音樂を掌る官にして、武帝始めてこれを置く。
- 【一五】 初詩。新に造りたる詩。
- 【一六】 絃次。琴瑟の樂器に合はせて歌ふべき樂譜を作る也。
- 【一七】 八音。金、石、絲、竹、匏、土、革、木。

はせしむ。詩に爾雅の文多く、一經に通ずるの士、獨り其の辭(意)を知ること能はず、必ず五經家を集會して、相與に共に講習して之を讀み、乃ち能く通じて其の意を知る。神馬を得るに及びて、次して以て歌を爲る。汲黯曰はく、「凡そ王者の樂を作るは、上は以て祖宗に承け、下は以て兆民を化するなり。今、陛下、馬を得て、詩以て歌と爲し、宗廟先帝に協す。百姓豈に能く其の音を知らんや」と。上、默然として説ばず。

上、士大夫を招延すること、常に足らざるが如し。然れども性嚴峻にして、羣臣、素愛信する所の者と雖も、或は小しく法を犯す有り、或は欺罔すれば、輒ち按じて之を誅し、寛假する所無し。汲黯諫めて曰はく、「陛下、賢を求むること甚だ勞すれども、未だ其の用を盡さざるに、輒ち已に之を殺す。限有るの士を以て、已む無きの誅を恣にせば、臣、天下の賢才將に盡さんとするを恐る。陛下、誰と與に共に治を爲さんや」と。黯之言ふこと甚だ怒る。上笑つて之を諭して曰はく、「何れの世にか才無からん。人の之を識ること能はざるを患ふるのみ。苟くも能く之を識らば、何ぞ人無きを患へん。夫れ謂はゆる才は、猶ほ有用の器のごときなり。才有れども、肯て用を盡さざるは、才無きと同じ。殺さずして何をか施さん」と。黯曰はく、「臣、言を以て陛下を屈すること能はずと雖も、而も心には猶ほ以て非と爲す。願はくは陛下、今より之を改めよ。臣を以て愚にして理

- 【一八】 爾雅。書名。十三經の一。
- 【一九】 協。協奏。合奏する也。
- 【二〇】 寛假。寛大にして宥恕する也。

を知らずと爲すこと無かれ」と。上、羣臣を顧みて曰はく、「黯自ら言つて
なり。自ら言つて愚と爲すは、豈に信に然らずや」と。

四年、冬、有司言ふ、**〔一〕**縣官の用度、大に空し。而るに富商大賈は、
冶鑄し鹽を煮、財或は萬金を索ぬれども、國家の急を佐けず。請ふ錢を
更め幣を造りて以て用を贍し、而して浮淫并兼の徒を摧かん」と。是の
時、禁苑に白鹿有り、而して少府に銀錫多し。乃ち白鹿の皮の方尺なるも
のを以て、**〔二〕**緣するに藻績を以てし、皮幣と爲す。直四十萬。王侯宗室の
朝覲聘享には、**〔三〕**必ず皮幣を以て璧を薦めて、然る后、行ふを得。又、銀
錫を造りて、**〔四〕**白金三品を爲す。大なる者は之を圓にし、其の**〔五〕**文は龍、直
三千。次は之を方にし、其の文は馬、直五百。小なる者は之を橢にし、
其の文は龜、直三百。縣官に令して半兩錢を銷して更めて三銖錢を鑄し
む。諸の金錢を盜鑄すれば、罪皆死す。而れども、吏民の**〔六〕**白金を盜鑄す
る者、勝げて數ふ可からず。是に於て**〔七〕**東郭咸陽・孔僅を以て大農丞と爲
し、鹽鐵の事を領せしむ。桑弘羊、計算を以て事を用ふ。咸陽は齊の大煮

〔一〕 便辟と爲さば則ち不可

〔二〕 人の惡む所を避け、身の立ち廻りを巧みにする也。

〔三〕 縣官。朝廷。

〔四〕 冶鑄。金をふきわくること。

〔五〕 緣するに云云。五色の繡を以て其の緣を飾る也。

〔六〕 必ず皮幣を以て云云。皮幣を敷物として璧を捧ぐることなり。

〔七〕 白金。銀と錫とを雜へ鑄たる金。

〔八〕 橢。橢圓形なり。

〔九〕 建元五年、三銖錢を廢し、半兩錢を行ひしなり。

〔一〇〕 東郭咸陽。東郭は姓、咸陽は名なり。大農令に丞二人あり。

鹽、僅は南陽の大冶にして、皆、**〔一〇〕**生を致して千金を索ぬ。弘羊は、洛陽の賈人の子、**〔一一〕**心計を以て、

年十三にして侍中たり。三人、利の事を言つて、**〔一二〕**秋毫を析つ。詔して、
民の敢て私に鐵器を鑄・鹽を煮る者を禁じて左趾を**〔一三〕**鉞し、其の器物
を没入す。公卿又請うて、諸の賈人**〔一四〕**末作をして、**〔一五〕**各其の物を以て自
ら占せしめ、率、緡錢二千にして一算し、及び民の**〔一六〕**輜車若しくは船五
丈以上なるものを有する者は、皆、算あり。匿して、自ら占せず、**〔一七〕**占す
れども悉さざれば、邊を成せしむること一歳、緡錢を没入す。能く告ぐる
者有れば、其の半を以て之に畀ふ。其の法、大抵、張湯に出づ。湯、朝
して事を奏する毎に、國家の用を語り、日晏れ、天子、食を忘る。**〔一八〕**丞
相は位に充るのみ。天下の事、皆、湯に決す。百姓・騷動し、其の生を安
んせず、咸、湯を指し怨む。
初め河南の人卜式、數、財を縣官に輸し以て邊を助げんと請ふ。天子、
使をして式に問はしむ、「官たらんと欲するか。」式曰はく、「臣少きとき
より田收し、仕宦に習はず。願はざるなり。」使者問うて曰はく、「家に豈
に**〔一九〕**冤有り、事を言はんと欲するか。」式曰はく、「臣生れて人に與する

〔一〇〕 生。財産をいふ。

〔一一〕 心計。暗算なり。

〔一二〕 秋毫を析つ。極めて微細なるを言ふ。

〔一三〕 鉞。足かせ。

〔一四〕 末作。商工業のこと。農を本とする也。

〔一五〕 各。云云。各々自ら其の財物の多少を計りて名簿を爲りてこれを官に送らしむ、これを占といふ。而して其の所得の緡錢二千に就いて一算即ち百二十錢を出さしむることと爲す也。

〔一六〕 輜車。小車なり。

〔一七〕 占すれども悉さず。其の家財を官に報告すれども、多少の隱匿する所ある也。

〔一八〕 丞相は但だ其の位に充るのみ、建明する所無し。

〔一九〕 冤。無實の罪。

に分争すること無く、邑人の貧しき者には之に貸し、不善なる者には之に教へ、居る所の人、皆、式に従ふ。式、何が故に人に冤せられん。言はんと欲する所無きなり。』使者曰はく、『苟に此の如くならば、子、何を欲してか然る。』式曰はく、『天子、匈奴を誅す。愚以爲へらく、賢者は宜しく節に邊に死すべく、財有る者は宜しく委を輸すべし。此の如くにして、匈奴、滅ぼす可からん』と。上、是に由りて之を賢とし、尊顯して以て百姓を風せんと欲し、乃ち召して式を拜して中郎と爲し、爵は左庶長、田十頃を賜ひ、天下に布告して、明かに之を知らしむ。未だ幾ばくならずして、又、式を擢んで齊の太傅と爲す。

春、星有り東北に孛す。夏、長星有り西北に出づ。

上、諸將と議して曰はく、『翁侯趙信、單子の爲めに計を畫し、常に以爲へらく、漢の兵は幕を度りて輕しく留まること能はずと。今大に士卒を發せば、其の執、必ず欲する所を得ん』と。乃ち馬十萬に粟し、大將軍青・票騎將軍去病をして各、五萬騎を將らしめ、私負の從馬、復た四萬匹、步兵、轉者、軍後に踵ぎ、又數十萬人。而して敢て力戰して深く入るの士は、皆、票騎

- 【二〇】 委。蓄積なり。
- 【二一】 風。諷と通ず。
- 【二二】 齊王次昌は、元朔三年、薨じ、後無く國除かる。元狩六年、始めて皇子闕を封じて齊王と爲す。式は蓋し闕に傳たるなり。史、其の財を輸し官を得たるに因りて、終にこれを書する也。
- 【二三】 幕。漢と通ず。沙漠なり。漢の軍、輕しく沙漠を渡りて深く入りて久しく留まること能はずとの意。
- 【二四】 馬に粟す。粟を馬に食はす也。
- 【二五】 私負の從馬。私物を負うて從ひ行く馬。
- 【二六】 轉者。輜重を運ぶ者。

に屬す。票騎は、始め、定襄に出で單子に當らんとせり。捕虜言はく、『單子は東せり』と。乃ち更めて票騎をして代郡に出でしめ、大將軍をして定襄に出でしむ。郎中令李廣、數、自ら・行かんと請ふ。天子、以て老いたりと爲し、許さず。良久しくして乃ち之を許し、以て前將軍と爲し、太僕公孫賀を左將軍と爲し、主爵都尉趙食其を右將軍と爲し、平陽侯曹襄を後將軍と爲し、皆大將軍に屬せしむ。趙信、單子の爲めに謀りて曰はく、『漢の兵、既に幕を度り、人馬罷る。匈奴、坐ながらにして(漢ノ)人收虜す可きのみ』と。乃ち悉く遠く其の輜重を北にし、精兵を以て幕北に待つ。大將軍、既に塞を出で、虜を捕へ、單子の居る所を知る。乃ち自ら精兵を以て之に走き、而して前將軍廣をして右將軍の軍に并ひて東道に出でしむ。東道は回遠にして、水草少し。廣自ら請うて曰はく、『臣の部は前將軍たり。今、大將軍乃ち徙して、臣をして東道に出でしむ。且つ臣、結髪よりして匈奴と戦ふ。今乃ち一たび單子に當るを得ん。臣願はくは前に居り、先づ單子に死せん』と。大將軍、亦、陰に上の誠を受く。以爲はく、『李廣は老いて當らしむること母かれ。恐らくは欲する所を得ざらん』と。而して公孫敖は新に侯を失ふ。大將

- 【二七】 漢の軍の人馬を收虜せんこと、力を費さざる可し、故に坐と言ふ。
- 【二八】 輜重を送りて遠く去らしめ、北に處らしむる也。
- 【二九】 并。合ふ。軍を合はせ道を同じくする也。
- 【三〇】 回遠。まほりどほし。
- 【三一】 結髪。少年の時。
- 【三二】 單子に死せん。死を致して單子を取らん。
- 【三三】 數奇。運命の不遇なるをいふ。
- 【三四】 公孫敖が侯を失ひしこと前の二年に見ゆ。

軍、亦、(三) 敖をして與に俱に單于に當らしめんと欲す。故に前將軍廣を徙ししなり。廣、之を知り、固く自ら大將軍に(四) 辭す。大將軍聽かず。廣、謝せずして(五) 起行し、意甚だ愠怒す。大將軍、塞を出づること千餘里、幕を度り、單于の兵を見て、(六) 陳して待つ。是に於て大將軍、(七) 令して武剛車をもて自ら環らして營を爲し、而して五千騎を縦ちて、往いて匈奴に當らしむ。匈奴も亦萬騎可りを縦つ。會、日且に入らんとし、大風起り、(八) 砂礫、面を撃ち、兩軍、相見ず。漢、益、左右の翼を縦ちて單于を繞らす。單于、漢の兵の多くして士馬尙ほ彊きを視、自ら度るらく、戰、漢の兵に如くこと能はずと。單于、遂に(九) 六騾に乗り、壯騎數、百可り、直に漢の圍を冒し、西北に馳せ去る。時已に昏く、漢と匈奴と相(十) 紛拏し、(十一) 殺傷、大に當る。漢の軍の左校の捕虜言ふ、『單于は未だ昏れずして去れり』と。漢の軍、輕騎を發して、夜之を追ふ。大將軍の軍、因つて其の後に隨ふ。匈奴の兵、亦、散じ走る。(十二) 遲明、行くこと二百餘里、單于を得ず。首虜を捕斬すること、萬九千級。遂に(十三) 冀顔山、趙信城に至り、匈奴の積粟を得、軍に食はせ、留まること一日、悉く其の城の餘粟を燒きて歸る。前將軍廣、右將軍食其と、軍に(十四) 導無

【三】 敖をして云云。大將軍は本と敖と友たるを以て、敖をして單于に當りて功を立てしめんと欲せし也。

【四】 起行。出發する也。

【五】 陣を結んで以て敵を待つ

【六】 武剛車。兵車の一種。

【七】 砂礫。すな、小石。

【八】 騾。驢と馬との雜種、性堅忍なり。單于、自ら善く走る騾に乗り、而して壯騎これに隨ふなり。

【九】 紛拏。亂れて相搏つ也。

【十】 殺傷大に當る。殺傷する所大略相同じ。

【十一】 遲明。黎明。

【十二】 趙信城。趙信、匈奴に降り、城を築きてこれに居る。

【十三】 導。嚮導者。

く、惑うて道を失ひ、大將軍に後れ、單于の戰に及ばず。大將軍引きて還り、幕南を過ぎ、乃ち二將軍に遇ふ。大將軍、長史をして廣・食其に道を失ふの狀を責問せしむ。急に廣を責む、『幕府に之きて(十四) 對簿せよ』と。廣曰はく、『諸校尉は罪無し。乃ち我自ら道を失へり。吾今自ら簿を上りて幕府に至らん』と。廣、其の麾下に謂つて曰はく、『廣、結髪より、匈奴と大小七十餘戰せり。今、幸に大將軍に従つて出で、單于の兵に接す。而るに大將軍、廣の部を徙す。行くこと回遠にして、又迷うて道を失ふ。豈に天に非ずや。且つ廣、年六十餘、終に復た刀筆の吏に對すること能はず』と。遂に刀を引きて自刎す。廣、人と爲り廉にして、賞賜を得れば輒ち其の麾下に分ち、飲食は士と之を共にす。二千石たること四十餘年、家に餘財無し。(十五) 猿臂にして善く射る。中らざるを度れば發せず。兵に將たるや、乏絶の處に、水を見れば、士卒盡く飲まざれば、廣、水に近づかず、士卒盡く食はざれば、廣、食を嘗めず。士、此を以て、用を爲すを愛樂す。死するに及びて一軍皆哭す。百姓、之を聞き、知ると知らざると、老壯と無く、皆爲めに涕を垂る。而して右將軍獨り吏に下され、死に當す。贖うて庶人と爲る。單于の遁走するや、其の兵、往往、漢の兵と相亂れて、單于に隨ふ。單于、久しく其の大衆と相得ず。其の右谷蠡王以爲へらく、單于は死せりと。乃ち自立して單于と爲る。十餘日にして、眞の單于、復た其の衆を得。而して右谷蠡王、乃ち其の單于の號を去る。票騎

【十四】 對簿。簿は帳簿なり。審問を受くるを謂ふ。

【十五】 猿臂。猿の如く長き臂。

將軍の騎兵（四）車重、大將軍の軍と等し。而れども裨將無し。悉く李敢等を以て大校と爲し、裨將に當つ。代・右北平に出づること、二千餘里、大幕を絶り、（四）左方の兵に直り、屯頭王・韓王等三人將軍・相國・當戸・都尉（等）八十三人を獲、（五）狼居胥山に封じ、（五）姑衍に禪し、（五）翰海に登臨し、鹵獲七萬四百四十三級。天子、五千八百戸を以て、票騎將軍に益し封ず。又、其の（五）所部の右北平の太守路博德等四人を封じて列侯と爲し、從票侯破奴等二人益し封せられ、校尉敢、關内侯と爲りて邑を食み、軍吏卒、官と爲り、賞賜甚だ多し。而して大將軍は、益し封せらるるを得ず、軍吏卒、皆、侯に封せらるる者無し。兩軍の塞を出づるや、塞、（五）官及び私馬を闕するに、凡そ十四萬匹、而して復た塞に入る者は、三萬匹に満たず。乃ち大司馬の位を益し置き、（五）大將軍、票騎將軍、皆、大司馬と爲る。令を定めて、票騎將軍の秩祿をして大將軍と等しからしむ。是より後、大將軍青は日（五）に退き、而して票騎は日（五）に益し貴し。大將軍の故人・門下の士、多く去りて票騎に事へ、輒ち官爵を得。唯、任安のみ（票騎二事）肯せず。票騎將軍、人と爲り、言少くして・泄

【四八】車重。戎車、輜重。
 【四九】匈奴、其の國を分ちて左
 右と爲し、諸の左の王將は東
 方に居り、右の王將は西方に
 居る、故に左右方と謂ふ。直
 は當る也。
 【五〇】狼居胥山。外蒙古喀爾喀
 部にあり。
 【五一】姑衍。漠北の山。
 【五二】翰海。北海の名。蒙古蘇
 尼特の北、喀爾喀の南にあり。

【五三】所部。部下。路博德は邳
 離侯と爲り、衛山は義陽侯と
 爲り、復陸支は杜侯と爲り、
 伊即軒は衆利侯と爲る。
 【五四】官。官馬なり。
 【五五】司馬は武事を主る、諸武
 官亦以て號と爲す、故に大を
 加へて大司馬と爲し、以てこ
 れと別異す。此れより票騎將
 軍、大將軍の品秩に同じく、
 位、丞相に亞ぐ。

らさず、氣有りて敢て往く。天子、嘗て之に（五）孫・吳の兵法を教へんと欲す。對へて曰はく、『方略何如と顧ふのみ。古の兵法を學ぶに至らず』と。天子爲めに策を治め、票騎をして之を視しむ。對へて曰はく、『匈奴未だ滅びず、家を以て爲す無きなり』と。此に由りて上益之を重愛す。然れども少くして貴く、（五）士を省みず。其の軍に従ふや、天子、爲めに（五）太官を遣はして數十乘（ノ贈）を齎さしむ。既に還るや、（五）重車、梁肉を餘棄す。而して士には飢うる者有り。其の塞外に在るや、卒、糧に乏しく、或は自ら振ふこと能はず。而して票騎は尙ほ（五）域を穿ちて（五）蹋鞠す。事、此の類多し。大將軍は、人と爲り仁にして、士を喜みて退讓し、和柔を以て自ら上に媚ぶ。兩人の志操、此の如し。是の時、漢の・匈奴を殺虜する所、合はせて八九萬、而して漢の士卒の物故するも亦數萬。是の後、匈奴遠く遁れて、幕南に王庭無し。漢、河を渡り、朔方より以西、（三）合居に至るまで、往往、渠を通じ、（三）田官を置き、吏卒五六萬人、稍く匈奴を蠶食して以て北す。然れども亦、馬少きを以て、復た大に出でて匈奴を撃たず。匈奴、趙信の計を用ひて、使を漢に遣はし、辭を好くして和親を請ふ。天子、其の議を下す。或は『和親せん』と言ひ、或は『遂に之を臣とせん』と言ふ。（三）丞相の長史任敞曰はく、『匈奴、新に破れ

【五六】孫は孫武、吳は吳起。
 【五七】士を省みず。軍士を恤視せず。
 【五八】太官。膳食を掌る官、令有り、丞有り。
 【五九】重車。輜重車。
 【六〇】域を穿つ。地を穿ちて鞠室を作る也。
 【六一】蹋鞠。けまり。
 【六二】合居。甘肅省甘涼道平番縣。
 【六三】田官。屯田を主る官。
 【六四】丞相には二長史あり、秩二千石。

て困しむ。宜しく外臣と爲して邊に朝請せしむべし』と。漢、任敞を單于に使はす。單于大に怒り、之を留めて遣らず。是の時、博士狄山、議して以爲はく、『和親せんこと便なり』と。上、以て張湯に問ふ。湯曰はく、『此れ愚儒にして、知る無し。』狄山曰はく、『臣は固より愚なれども、愚忠なり。御史大夫湯の若きは、乃ち詐忠なり』と。是に於て、上、色を作して曰はく、『吾、生をして一郡に居らしめば、能く虜をして入りて盜せしむる無からんか。』(山)曰はく、『能はず。』(上)曰はく、『一縣に居らば。』(山)對へて曰はく、『能はず。』(上)復た曰はく、『一障の間に居らば』と。山、自ら、辯窮らば且に吏に下されんとすと度り、曰はく、『能くせん』と。是に於て、上、山を遣はして障に乘らしむ。至りて月餘、匈奴、山の頭を斬りて去る。是より後、羣臣、震懼し、敢て湯に忤ふ者無し。

是の歲、汲黯、法に坐して免せらる。定襄の太守義縱を以て右内史と爲し、河内の太守王溫舒を中尉と爲す。是より先、寧成、關の都尉たり。吏民の、關に入入する者、號して曰はく、『寧ろ 乳虎を見るときも、寧成の怒に値ふこと無かれ』と。義縱が南陽の太守と爲るに及びて、關に至る。

【六五】 生。先生といふが如し。博士は儒官なり、故に呼んで生と爲す。

【六六】 一障。障は、塞上の要險の處に別に城を築き、因つて吏士を置きて、蔽障と爲し、以て敵を禦ぐを謂ふ。

【六七】 乘。登る也、登りてこれを守る。

【六八】 震懼。ふるひ、おそる。

【六九】 關。函谷關。

【七〇】 乳虎。其子を乳養する母虎。兒を愛護するため其の性甚だ凶暴となれるなり。母虎よりも寧成の怒を恐れよとは、寧成の威、察すべきなり。

【七一】 側行。敢て正しく行かざる也。恭の甚だしきを言ふ。

寧成、(七二)側行して送迎す。

郡に至り、遂に寧氏を按じ、其の家を破碎す。南陽の吏民、(七三)足を重ねて懼るること甚だしきなり。

(七四) 一に。一切。

(七五) 捕鞠。捕へて鞠問する也。

(七六) 死罪解脫。死罪有る者を解き放つ也。

(七七) 栗。戰慄。

(七八) 鷹擊。鷹軍の飛鳥を撃つが如きなり。

(七九) 敢往。性果敢にして顧みる所無きなり。

(八〇) 其の陰重罪。豪敢往の吏の隠せる重罪。

(八一) 法にせず。其の先に犯す所の罪を刑法に問はざる也。

(八二) 避くる有り。意を盡くし捕撃せざることある也。

(八三) 聲して。世評には。

(八四) 驪。驪馬。

(七二) 足を重ね云云。懼るること甚だしきなり。

(七三) 一に。一切。

(七四) 捕鞠。捕へて鞠問する也。

(七五) 死罪解脫。死罪有る者を解き放つ也。

(七六) 報殺。判決して死刑に處する也。

(七七) 栗。戰慄。

(七八) 鷹擊。鷹軍の飛鳥を撃つが如きなり。

(七九) 敢往。性果敢にして顧みる所無きなり。

(八〇) 其の陰重罪。豪敢往の吏の隠せる重罪。

(八一) 法にせず。其の先に犯す所の罪を刑法に問はざる也。

(八二) 避くる有り。意を盡くし捕撃せざることある也。

(八三) 聲して。世評には。

(八四) 驪。驪馬。

(七二) 足を重ね云云。懼るること甚だしきなり。

(七三) 一に。一切。

(七四) 捕鞠。捕へて鞠問する也。

(七五) 死罪解脫。死罪有る者を解き放つ也。

(七六) 報殺。判決して死刑に處する也。

(七七) 栗。戰慄。

(七八) 鷹擊。鷹軍の飛鳥を撃つが如きなり。

(七九) 敢往。性果敢にして顧みる所無きなり。

(八〇) 其の陰重罪。豪敢往の吏の隠せる重罪。

(八一) 法にせず。其の先に犯す所の罪を刑法に問はざる也。

(八二) 避くる有り。意を盡くし捕撃せざることある也。

(八三) 聲して。世評には。

(八四) 驪。驪馬。



死し、家をば盡く没入して(八五)臧を償はん」と。奏行きて二三日に過ぎず、(八六)可を得、事(八七)論報し、流血十餘里なるに至る。河内、皆、其の奏を怪しみ、以て神速と爲す。十二月を盡して、郡中、聲母く、敢て夜行するもの母く、野に犬吠の盜無し。其の頗る(八八)捕縛ス得ずして之を失へるものは、旁の郡國に追ひ求む。春に會す。溫舒、(八九)頓足して歎じて曰はく、「嗟乎、(九〇)冬月をして一月を益し展べしめば、吾が事に足らんものを」と。天子、之を聞き、皆、以て能と爲す。故に擢でて(九一)中二千石と爲す。

齊の人少翁、鬼神の方を以て上に見ゆ。上、幸する所の(九二)王夫人有り、卒す。少翁、方を以て、夜、鬼を致す、王夫人の貌の如し。天子、帷中より焉を望見す。是に於て、乃ち少翁を拜して文成將軍と爲し、賞賜甚だ多く、客の禮を以て之を禮す。文成、又、上に勸めて甘泉宮を作り、中に臺室を爲り、天地太一諸鬼神を畫き、而して祭具を置き、以て天神を致す。居ること歳餘にして、其の方益衰へ、神至らず。乃ち帛書を爲りて以て(九三)牛に飯ひ、伴りて知らざるまねし、言つて曰はく、「此の牛は腹中に奇有り」と。殺して視るに書を得たり。書の言甚だ怪し。天子、其の(九四)手書を識り、其の人に問ふ。果して是れ偽書なり。是に

【八五】臧。贓に通ず。賂なり。
 【八六】可。裁可。奏して天子、
 れを可とする也。
 【八七】論報。論決。
 【八八】頓足。足かばたばたすること。
 【八九】冬月云云。立春の後には復た刑を行はず、故にかく云ふ。
 【九〇】郡守は二千石、正卿及び列卿は皆中二千石なり。
 【九一】王夫人。齊王閔の母。
 【九二】牛に飯ふ。草に雜へて牛に食はす也。
 【九三】手書。手蹟。

於て、文成將軍を誅し、而して(九四)之を隠す。

【九四】之を隠す。文成を誅せし事を秘して、人に知らしめざる也。

卷の第二十

漢紀十二

世宗孝武皇帝中の下

元狩五年、春三月甲午、丞相李蔡、孝景の園の塋地を盗みて其の中に葬るに坐して、吏に下すに當す。自殺す。

三銖錢を罷め、更に五銖錢を鑄る。是に於て、民多く錢を盜鑄す。楚の地尤も甚だし。上以爲へらく、淮陽は楚の地の郊なりと。乃ち召して汲黯を拜して淮陽の太守と爲す。黯、伏して謝し、印を受けず。詔して數彊ひて予ふ。然る後詔を奉ず。黯、上の爲めに泣きて曰はく、『臣自ら以爲へらく、溝壑に填れて、復た陛下に見えじと。意はざりき、陛下、復た之を收用せんとは。臣、常に狗馬の病有り、力、郡の事に任ふること能はず。臣願はくは中郎と爲り、禁闈に出入し、過を補ひ遺を拾はん。臣の願なり。』上曰はく、『君、淮陽を薄しとするか。』

漢世宗孝武皇帝元狩五年

- 【一】 元狩五年。西紀前一八〇年。
- 【二】 去年、半兩錢を廢して三銖錢を行ひしなり。
- 【三】 郊。交道衝要の處。
- 【四】 黯、去年、免ぜらる、故に召してこれを拜す。
- 【五】 常に狗馬の病有り。多病なるをいふ。

吾今君を召さん。顧ふに淮陽の吏民相得ざれば、吾徒に君の重きを得て、臥して之を治めしめんとするなり」と。黯既に辭して行き、大行李息に過りて曰はく、「黯、棄逐せられて郡に居り、朝廷の議に與るを得ず。御史大夫湯は、智は以て諫を拒ぐに足り、詐は以て非を飾るに足り、巧佞の語・辨數の辭を務め、肯て正しく天下の爲めに言ふに非ず、専ら主の意に阿り、主の意の欲せざる所は、因りて之を毀り、主の意の欲する所は、因りて之を譽め、好みて事を興し、文法を舞はし、内は詐を懷きて以て主の心を御し、外は賊吏を挾みて以て威重を爲す。公、九卿に列す。早く之を言はずんば、公、之と俱に其の戮を受けん」と。息、湯を畏れ、終に敢て言はず。湯敗るるに及びて、上、息を罪に抵し、黯をして諸侯の相の秩を以て淮陽に居らしむ。十歳にして卒す。

詔して、姦猾の吏民を邊に徙す。

夏四月乙卯、太子少傅武彊侯 莊青翟を以て丞相と爲す。

天子、鼎湖に病むこと甚だし。巫醫、致さざる所無けれども、愈えず。

游水發根言ふ、「上郡に巫有り、病みて鬼神之下れり」と。上召し

〔六〕相得ず。其の所を失うて、安きを得ざるをいふ。

〔七〕重。威重なり。

〔八〕文法。法律。

〔九〕戮。戮辱。

〔一〇〕諸侯の相の秩。諸侯王の相は郡守の上に在り、秩、眞

二千石、月ごとに百五十斛を得、歳に凡て千八百石を得。

二千石は、月ごとに百二十斛を得、歳に凡そ千四百四十石を得るのみ。

〔一〕莊青翟。高祖の功臣なる武彊侯莊不識の孫。

〔二〕鼎湖。宮の名。

〔三〕游水發根。游水は姓、發根は名。

〔四〕病みて鬼神之下れり。その人嘗て病に遇つたるときに、鬼神、これに下れり、故に巫となりしなり。

て置き、之を甘泉に祠る。病むに及びて、人をして神君に問はしむ。神君言つて曰はく、「天子、病を憂ふること無かれ。病少しく愈えば、彊めて我と甘泉に會せよ」と。是に於て病愈え、遂に起つて甘泉に幸す。病良已え、酒を壽宮に置く。神君は、見るを得可きに非ず。其の言を聞くに、言は人の言と等し。時に去り時に來る。來るときは則ち風蕭然たり。室の帷中に居る。神君の言ふ所、上、人をして其の言を受け書せしめ、之を命けて畫法と曰ふ。其の語る所は、世俗の知る所なり。絶た殊なる者無し。而るに天子心に獨り喜ぶ。其の事祕し、世に知るもの莫きなり。時に上、卒に起つて甘泉に幸す。右内史の界中を過ぐ。道、多く治まらず。上怒りて曰はく、「義縱は、我を以て、復此の道を行かずと爲すか」と。之を銜む。

六年、冬十月、雨水あり、冰無し。

上、既に繙錢の令を下し、而して卜式を尊くす。百姓、終に財を分

ちて縣官を佐くるもの莫し。是に於て、楊可、繙錢を告ぐることを縱なり。義縱以爲へらく、此れ

民を亂ると。部吏、其の可の爲めに使用する者を捕ふ。天子、縱を以て廢格して事を沮むと爲し、

縱を市に棄つ。

〔一〕事。前卷四年に見ゆ。

〔二〕繙錢を告ぐることを縱なり。此の一句、史記・漢書の酷吏傳には、「方に告緡を受く」に作る。これは史記の平準書に依る。

〔三〕畫法。策畫の法。

〔四〕之を銜む。心中に怨怒を

含む也。

郎中令李敢、大將軍が其の父を恨みしめしを怨み、乃ち撃つて大將軍を傷つく。大將軍匿して之を諱む。居ること何ばくも無くして、敢、従つて雍に上り、甘泉宮に至りて獵す。票騎將軍去病、射て敢を殺す。去病時に方に貴幸せらる。上爲めに諱みて云ふ、『鹿觸れて之を殺せり』と。

夏四月乙巳、廟にして皇子闕を立てて齊王と爲し、旦を燕王と爲し、胥を廣陵王と爲し、初めて誥策を作る。

白金五銖錢を造りしより後、吏民の金錢を盜鑄するに坐して死する者、數十萬人、其の發覺せざる者、勝げて計る可からず。天下、大抵無慮、皆、金錢を鑄る。犯す者衆くして、吏、盡く誅すること能はず。六月、詔して、博士褚大・徐偃等六人を遣はし、郡國を分循し、兼并の徒及び守相の・吏と爲りて罪有る者を擧げしむ。

秋九月、冠軍景桓侯霍去病・薨す。天子甚だ之を悼み、(一〇)冢を爲りて祁連山に像る。初め、霍仲孺、吏畢りて家に歸り、婦を娶り、子光を生む。去病既に壯大にして、乃ち自ら、父は霍仲孺たることを知る。會、票騎將軍と爲りて匈奴を撃ち、道、河東に出づるや、吏を遣はして仲孺を迎へて之を見、大に爲

- 【三】 其の父を恨みしめし。其の父は李廣也。廣をして恨を抱きて死せしめしを云ふ。
- 【四】 廟にして立つ。廟中に於てこれを策命する也。
- 【五】 誥策。諸王を封拜して告諭するの策文。
- 【六】 無慮。大凡。
- 【七】 分循。手分けして巡察する也。
- 【八】 守相。郡守、諸侯の相。
- 【九】 景桓侯。去病の諡。
- 【一〇】 冢。塚なり。

めに田宅奴婢を買うて去る。還るに及びて、因つて光を將ゐて、西して長安に至り、(三)任じて以て郎と爲す。(光)稍く遷りて、奉車都尉・光祿大夫に至る。

是の歳、大農令顏異・誅せらる。初め異、廉直を以て、稍く遷りて九卿に至る。上、張湯と、既に白鹿の皮幣を造りて、異に問ふ。異曰はく、

『今、王侯の朝賀するに、蒼璧の直數千なるを以てし、而して皮薦の反つて四十萬なるを以てするは、本末、相稱はず』と。天子説ばず。張湯、又、異と郤有り。人が異を告ぐるに它事を以てする有るに及びて、張湯に下して異を治せしむ。(初)異、客と語る。(客云)『初め令下り、便ならざる者有り』と。異、應へず、微に脣を反す。湯・奏して、異を、九卿にして、令の便ならざるを見ながら、入りて言はずして腹に誹るに當し、論死す。是より後、腹誹の法比有り。而して公卿大夫、多く諂諛して、容れらるるを取る。

(一) 元鼎元年、夏五月、天下に赦す。

(三) 濟東王彭離、驕悍にして、昏暮、其の奴・亡命の少年數十人と與に、行いて人を剽殺し、財物

- 【二】 任。保任なり。保證すること。
- 【三】 奉車都尉。乘輿を御するを掌る。秩比二千石。
- 【四】 大農令。景帝の後の元年、治粟内史を更めて大農令と爲す。
- 【五】 皮薦。皮のしきもの。皮幣を以て璧に薦くをいふ。
- 【六】 詔令初めて下りたるに、便ならざる所あり。
- 【七】 蓋しこれを非とする也。
- 【八】 法比。法例。
- 【九】 元鼎元年。西紀前一六〇年。
- 【一〇】 彭離。梁の孝王の子、景帝の中の六年、封を受く。
- 【一一】 剽殺。おびやかして、殺す。

を取り、以て好と爲す。殺す所の發覺する者、百餘人。坐して廢して上庸に徙さる。

二年、冬十一月、張湯、罪有り、自殺す。初、御史中丞李文、湯と郤有り、湯が厚くする所の吏魯調居、陰に人をして變を上らしめ、文の姦事を告ぐ。事、湯に下して治せしむ。(湯)之を論殺す。

湯、心に、調居が之を爲せるを知る。上、變事を問ふ、『蹤跡安にか起る』と。湯伴り驚きて曰はく、『此れ殆ど文の故人、之を怨みしならん』と。調居病むや、湯、親ら之が爲めに足を摩す。趙王素より湯を怨む。上書して告ぐ、『湯は大臣なり、乃ち吏の與に足を摩す。疑ふらくは與に大姦を爲すならん』と。事、廷尉に下る。調居病みて死す。事、其の弟に連なる。

- 【四】好。好み喜ぶの事。
- 【五】上庸。縣の名、故城は今の湖北省襄陽道竹山縣の東南に在り。
- 【一】御史大夫に兩丞あり、一中丞と曰ふ。殿中蘭臺に在りて、圖籍祕書を掌り、外は部刺史を督し、内は侍御史員十五人を領し、公卿の奏事舉劾按章を受く。
- 【二】郤。隙と通す。
- 【三】殆。近き也。此れ文の舊知の人が文を怨みて告げたるものなるに近しとの意。
- 【四】摩。按摩する也。
- 【五】導官。米を擇ぶを主る官。時に或は諸獄皆滿ちたるを以て、臨時に此の署にこれら繋ぎしなるべし。
- 【六】減宣。人の姓名。

弟、導官に繋がる。湯、亦、它の囚を導官に治す。調居の弟を見る。陰に之が爲めにせんと欲して、而も伴りて省みず。調居の弟知らず、湯を怨み、人をして上書して、『湯、調居と謀りて、共に李文を變告せり』と告げしむ。事、減宣に下る。宣、嘗て湯と郤有り、此の事を得るに及びて、

其の事を窮竟し、未だ奏せざるなり。會、人、孝文の園の瘞錢を盗み發くもの有り。丞相青翟・朝するとき、湯と、俱に謝せんと約す。前に至るや、湯獨り謝せず。上、御史をして丞相を案せしむ。湯、其の文を丞相の見知に致さんと欲す。丞相、之を患ふ。丞相の長史朱買臣・王朝・邊通は、皆、故、九卿二千石にして、仕宦すること絶だ湯の前に在り。湯、數、丞相の事を行ひ、三長史の素貴かりしを知り、故らに陵折して丞史として之を遇す。三長史、皆、怨恨し、之に死せんと欲す。乃ち丞相と謀り、吏をして賈人田信等を捕へ案せしめて曰はく、『湯且に奏請せんと欲すれば、信輒ち先づ之を知り、物を居き富を致し、湯と之を分つ』と。事辭頗る聞す。上、湯に問うて曰はく、『吾が爲す所、賈人輒ち先づ之を知り、益、其の物を居く。是れ吾が謀を以て之に告ぐる者有るに類たり』と。湯、謝せず、又伴り驚きて曰はく、『固より宜しく有るべし』と。減宣も亦調居等の事を奏す。天子以へらく、湯、詐を懷きて面のあたり欺くと。趙禹をして切に湯を責めしむ。湯乃ち書を爲りて謝し、因つて曰はく、『臣を陷るる者は三長史なり』と。遂に自殺す。湯既に死し、家産の直、五百金に過ぎず。昆弟諸子、厚く湯を葬らん

- 【七】園の瘞錢。瘞は埋むるなり。園陵に埋めて以て死を送る錢。
- 【八】前。帝の前。
- 【九】文。法文。
- 【一〇】見知に致す。見知りながら故らに縦すの罪を以てこれを罪する也。
- 【一一】故九卿二千石。朱買臣は嘗て主爵都尉たり、王朝は右内史に至り、邊通は濟南の相に至る。
- 【一二】陵折。はづかしむる也。
- 【一三】之に死せんと欲す。死を以て張湯の姦を發かんと欲する也。
- 【一四】居。儲ふる也。

と欲す。湯の母曰はく、『湯は天子の大臣と爲り、汗惡の言を被りて死せり。何ぞ厚く葬らんや』と。載するに牛車を以てし、棺有りて、槨無し。天子、之を聞き、乃ち盡く三長史を案誅す。十月壬辰、丞相青翟、獄に下り、自殺す。

春、柏梁臺を起す。(二七)承露盤を作る。高さ二十丈、大さ七圍、銅を以て之を爲る。上に仙人掌有り、以て露を承く。玉屑に和して之を飲み、以て長生す可しと云ふ。宮室の修めらるること、此より日に盛なり。

二月、太子太傅趙周を以て丞相と爲す。

三月辛亥、太子太傅石慶を以て御史大夫と爲す。

大に雪雨る。

夏、大水あり。關東の餓死する者、千を以て數ふ。

是の歲、孔僅を大農令と爲し、而して桑弘羊を大農中丞と爲す。稍く均輸を置き、以て貨物を通す。(二〇)白金稍く賤しく、民、實用せず。竟に之を廢す。是に於て、悉く郡國に禁じ、錢を鑄ること能はず。惟だ眞工大姦

【一五】榔。棺の外箱。
【一六】案誅。罪狀を取調べて誅殺するなり。
【一七】承露盤。天露を承くる金盃。これ帝が方術に迷ひて作らしめし所のものなり。
【一八】大農中丞。班表に、大農に兩丞あり、元狩四年、東郭咸陽及び孔僅を以てこれと爲す。今、中丞を置く、其の位當に兩丞の上に在るべし。

【一九】均輸。物價を均しくし、輸送を普くする經濟策。一方に饑多なる貨物はこれを官に輸らしめて、その地の物價の平均を保たしめ、政府はそれを缺乏せる地に輸りて貨物の供給を普くし、且つ利を見んとするなり。
【二〇】白金を鑄ること、前卷元狩四年に見ゆ。

と無からしめ、専ら上林の三官をして錢を鑄しむ。天下に令して、三官の錢に非ざれば行ふを得ざらしむ。而して民の錢を鑄ること益少し。其の費を計るに、相當ること能はず。惟だ眞工大姦のみ、乃ち盜みて之を爲す。

(三一) 渾邪王既に漢に降り、漢の兵撃ちて、匈奴を幕北に逐ひ、鹽澤より以東、空しく匈奴無く、西域の道、通す可し。是に於て、張騫・建言す、『烏孫王昆莫は、本匈奴の臣たりしが、後兵稍く強く、肯て復た匈奴に朝し事へず。匈奴攻むれども勝たずして、之に遠ざかる。今、單于新に漢に

困しみ、而して故の渾邪の地、空しく人無し。蠻夷の俗は故地を戀ひ、又、漢の財物を貪る。今誠に此の時を以て、幣を厚くして烏孫に賂ひ、招きて以て益東し、故の渾邪の地に居らしめ、漢と昆弟(約)を結ばば、其の執宜しく聽くべし。聽かば則ち是れ匈奴の右臂を斷つなり。既に烏孫を連ねば、其の西大夏の屬より、皆、招き來して外臣と爲す可し』と。天子、以て然りと爲し、騫を拜して中郎將と爲し、三百人を將らしめ、馬各二匹、牛羊は萬を以て數へ、金幣帛直數千巨萬を齎す。(二四)持節の副使多く、(二五)道より、便をもて之を它の旁國に遣はす可くす。騫既に烏孫に至る。昆莫、騫を見るに、禮節甚だ倨れ

【三一】上林の三官。百官表に、水衡都尉は、上林苑を掌る、屬官に、上林均輸・鑄官・辨銅令あり、然らば上林の三官とは、此の三令ならんか。
【三二】事は前卷元狩元年に見ゆ
【三三】昆莫。また昆靡に作る。トルコ語大君の意なり。昆は大の義なる Kime、莫または靡は君長の意ある Bi, Beg, Bag の音譯なり。
【三四】騫の副と爲し、而して各節を持たしむる也。
【三五】沿道に便ありて、使を他國に通す可きときは、即ち之を遣はす可き様にしたる也。

り。騫、指を諭して曰はく、『烏孫能く東して故地に居らば、則ち漢、公主を遣はして夫人と爲し、結びて兄弟と爲らん。其に匈奴を距がば、匈奴は破るに足らざらん』と。烏孫、自ら漢に遠きを以て、未だ其の大小を知らず。素、匈奴に服屬すること日久しく、且つ又之に近し。其の大臣、皆、匈奴を畏れ、移徙するを欲せず。騫留まること之を久しうすれども、其の要領を得ること能はず。因つて副使を分遣し、大宛・康居・大月氏・大夏・安息・身毒・于闐及び諸の旁國に使せしむ。烏孫、譯道を發し、騫を送りて還らしめ、使數十人、馬數十匹、騫に隨つて報謝し、因つて漢の大小を窺はしむ。是の歳、騫還り到る。拜して大行と爲す。後歲餘にして、騫が遣はす所の使の、大夏の屬に通ずる者、皆、頗る其の人と俱に来る。是に於て、西域始めて漢に通ず。西域は、凡そ三十六國、南北に大山有り、中央に河有り、東西は六千餘里、南北は千餘里、東は則ち漢の玉門・陽關に接し、西は則ち限るに葱嶺を以てす。河は兩源有り、一は葱嶺より出で、一は于闐より出で、合流して東して鹽澤に注ぐ。鹽澤は、玉門・陽關を去ること三百餘里。玉門・陽關より西域に出づるに、兩道有り、鄯善より、南山に傍ひ、北して河に循つて西行し、莎車に至るを南道と爲す。南道は、西して葱

- 【二六】 指。天子の意指。
- 【二七】 譯道。通譯嚮導者。
- 【二八】 其の人。其の國の人。
- 【二九】 玉門・陽關。漢の地より西域に通ずる關門。今の甘肅省安肅道敦煌縣の西に在り。北に玉門、南に陽關あり。
- 【三〇】 葱嶺。パミル(Pamir)の地を指す。
- 【三一】 鄯善。樓蘭と同じ。ロブノール(Lobnor)附近。新疆省阿古蘇道に屬す。
- 【三二】 莎車。ヤルカント。新疆省喀什噶爾道に屬す。

嶺を踰ゆれば、則ち大月氏・安息に出づ。車師前王廷より、北山に隨ひ、河に循つて西行し、疏勒に至るを、北道と爲す。北道は、西して葱嶺を踰ゆれば、則ち大宛・康居・奄蔡に出づ。故、皆、匈奴に役屬す。匈奴の西邊の日逐王、僮僕都尉を置き、西域を領せしめ、常に焉耆・危須・尉黎の間に居り、諸國に賦稅し、富給を取る。烏孫王既に肯て東に還らず。漢乃ち渾邪王の故地に於て、酒泉郡を置き、稍く民を發徙して以て之に充實す。後、又、武威郡を分置し、以て匈奴が羌と通ずるの道を絶つ。天子、宛の汗血馬を得、之を愛し、名づけて天馬と曰ふ。使者、道に相望みて、以て之を求む。諸の外國に使する一輩、大なる者は數百、少き者は百餘人、人人齋操する所、大に博望侯の時に放ふ。其の後、益習うて衰少す。漢率ね一歲の中に使すること、多き者は十餘、少き者は五六輩、遠き者は八九歲、近き者は數歲にして反る。

- 【三一】 車師前王廷。トルファン(Turfan)、新疆省迪化道に屬す。
- 【三二】 疏勒。喀什噶爾(Kashgar)、新疆省喀什噶爾道内。
- 【三三】 焉耆は漢の西域の國名、哈喇沙爾(Kharashar)、新疆省阿古蘇道に屬す。危須は漢の西域の國名、今の新疆焉耆縣の地。尉黎は漢の西域の國名、今の新疆伊犁縣の北、庫爾勒
- 城の東、羅布泊以北の地。
- 【三六】 道に相望む。使者の相續きて出發するをいふ。
- 【三七】 齋操する所。持つ所の節幣をいふ。
- 【三八】 博望侯。張騫なり。
- 【三九】 衰少。人を發すること少きに至りしを云ふ。
- 【四〇】 新安。縣の名、今の河南省河洛道滎池縣の東に在り、今、搭泥鎮と曰ふ。

三年、冬、函谷關を新安に徙す。

漢世宗孝武皇帝元鼎三年

春正月 戊子、陽陵の園火あり。
夏四月、雹雨る。

關東の郡國十餘、飢乏、人相食む。

常山の憲王舜・薨す。子勃嗣ぐ。憲王の病むとき疾に侍せず。及び喪に居りて禮無きに坐し、廢して房陵に徙さる。後月餘にして、天子、更に憲王の子平を封じて眞定王と爲し、常山を以て郡と爲す。是に於て、五嶽、皆、天子の邦に在り。

代王義を徙して清河王と爲す。

是の歲、匈奴の伊穉斜單于・死し、子烏維單于立つ。

四年、冬十月、上、雍に行幸し、五時を祠る。詔して曰はく、「今、上帝をば朕親ら郊す。而るに后土に祀無きは、則ち禮答らざるなり。其れ有司をして后土の祠を澤中の園丘に立つるを議せしめよ」と。上遂に夏陽より、東して汾陰に幸す。是の時、天子、始めて郡國を巡る。河東の守、行の至るを意はず、辨せず。自殺す。十一月甲子、后土の祠を汾陰の睢上に立て、上親ら望拜すること、上帝の禮の如し。禮畢

りて、滎陽に行幸し、還りて洛陽に至り、周の後姬嘉を封じて周子南君と爲す。

春二月、中山の靖王勝・薨す。

樂成侯丁義、方士變大を薦めて云ふ、「文成將軍と師を同じうす」と。上、方に文成を誅せしを悔い、變大を得て大に説ぶ。大、先に膠東の康王に事ふ。人と爲り、美言に長じ、方略多く、而して敢て大言を爲し、之に處して疑はず。大言して曰はく、「臣常に海中に往來して、安期・羨門の屬を見る。顧ふに臣を以て賤しと爲して、信せざらん。臣又以爲へらく、康王は諸侯なるのみ、方を與ふるに足らずと。臣の師曰はく、「黄金をば成す可く、而して河の決するをば塞ぐ可く、不死の藥をば得可く、仙人をば致す可きなり」と。然れども臣恐らくは、文成に效はば則ち方士皆口を掩はんことを。惡んぞ敢て方を言はんや。」上曰はく、「文成は馬肝を食うて死せしのみ。子、誠に能く其の方を修めば、我何ぞ愛まんや。」大曰はく、「臣の師は、人を求むる有るに非ず。人は之を求む。陛下、必ず之を致さんと欲せば、則ち其の使者を貴くし、親屬と爲らしめ、客禮を以て之を待て。乃ち言を神人に通せしむ可からん」と。是に於て、上、小方を驗みしむ。旗を闘はすに、旗自ら相觸れ撃つ。是の時、上、方に河の決するを憂へ、而して黄金就らず。乃ち大を拜して五利將軍と爲し、又、拜し

- 【一】舜。景帝の子、中の五年、封を受く。
- 【二】房陵。縣の名、今の湖北省襄陽道房縣の地。
- 【三】常山の中の眞定等の四縣を分ちて王國と爲す。
- 【四】五嶽云云。聖山たる五嶽は、べて天子の直領の中に收められたるをいふ。
- 【五】義は文帝の子、代王參の孫、王登の子。清河王乘は、孝景の子、薨じて後無く、國除かれ、代王を徙してここに至らしむ。
- 【六】答らず。當らざる也。天を郊して地を祀らざるは、對偶の義を失ふをいふ。
- 【七】辨せず。供具を備ふる、こと能はざる也。

- 【一】勝。景帝の子、中の二年封を受く。
- 【二】文成將軍。方士少翁なり。
- 【三】文成を誅すること、前卷元狩四年に見ゆ。
- 【四】康王。武帝の弟。
- 【五】美言。甘美の言。
- 【六】馬肝。馬の肝を食へば死すといふ。

て天士將軍・地士將軍・大通將軍と爲す。夏四月乙巳、大を封じて樂通侯と爲し、食邑二千戸。甲第・僮千人・乘輿・斥車馬・帷帳・器物を賜ひ、以て其の家に充つ。又、(一〇)衛長公主を以て之に妻せ、金十萬斤を齎す。天子親ら五利の第に如く。使者、存問(一一)共給し、道に相屬く。(一二)太主・將相より以下、皆、酒を其の家に置き、之に獻遺す。天子、又、玉印を刻し、天道將軍と曰ふ。使をし(一三)て、羽衣を衣て、夜、白茅の上に立たしめ、五利將軍も亦、羽衣を衣、白茅の上に立ちて、印を受け、以て臣たらざるを示す。大、見えて數月、六印を佩び、貴きこと天下に震ふ。是に於て、海上・燕・齊の間、腕を搯して・自ら(一四)『禁方有り、神仙を能くす』と言はざるもの莫し。

- 【九】斥。斥けて、用ひざる者。
- 【一〇】衛長公主。衛太子の姉。
- 【一一】共給。供給に同じ。
- 【一二】太主。帝の姑寶太主。
- 【一三】羽衣。羽毛を編みて作りたる衣。
- 【一四】六印。五利、天士、地士、大通、天道の五將軍、并に樂通侯の印。
- 【一五】禁方。祕方なり。
- 【一六】錦。巫の名。
- 【一七】魏。魏は本、魏の地なり。故にかく云ふ。
- 【一八】后土の營。后土の祠の境内。
- 【一九】鼎を以て行に従へ、甘泉に上る。
- 【二〇】周亞父、景帝の前の七年と爲り、中の三年罷む。

六月、汾陰の巫・錦、大鼎を(一五)魏雎の(一六)后土の營の旁に得。河東の太守、以て聞す。天子、驗問せしむ。巫、鼎を得るに、奸詐無し。乃ち禮を以て祠り、鼎を迎へて甘泉に至り、(一七)上の行に従ふ。之を宗廟及び上帝に薦め、甘泉宮に藏む。羣臣、皆、壽を上りて賀す。

秋、常山の憲王の子商を立てて泗水王と爲す。

初め(一八)條侯周亞夫、丞相と爲るや、趙禹、丞相の史と爲る。府中、皆、其の廉平を稱す。然れども

も亞夫、任せずして曰はく、『極めて禹の無害なるを知る。然れども(一九)文深にして、以て大府に居る可からず』と。禹が少府と爲るに及びて、(二〇)九卿に比すれば酷急と爲す。

(二一)晩節に至りて、吏務めて嚴峻を爲し、而して禹は更に寛平と名づけらる。中尉尹齊は、素、敢て斬伐するを以て名を著はす。中尉と爲るに及びて、吏民益、彫敝す。是の歳、齊、任に勝へざるに坐して、罪に抵る。

上乃ち復王温舒を以て中尉と爲し、趙禹を廷尉と爲す。後四年、禹、老を以て貶せられ、燕の相と爲る。是の時、吏治、皆、慘刻を以て相尙ぶ。

獨り左内史兒寬のみ、農業を勸め、刑罰を緩くし、獄訟を理め、務、人心を得るに在り、仁厚の士を擇び用ひ、情を推して下に與へ、名聲を求めず。吏民、大に之を信愛す。租税を收むるや、時に(二二)闕狹を裁し、民に與へて相假貸す。故を以て、租、多く入らず。後、軍發有るや、左内史、(二三)負租の課殿たるを以て、免せらるるに當す。民、免せらるるに當すと聞き、皆、之を失はんことを恐れ、大家は牛車に、小家は擔負して租を輸し、(二四)緇のごとく屬きて絶えず。課更めて以て(二五)最たり。上、此に由りて愈、寛を奇とす。

初め(二六)南越の文王、其の子嬰齊を遣はして入りて宿衛せしむ。(二七)長安に在りて、邯鄲の穆氏の女

- 【一九】文深。法を持すること深刻なり也。
- 【二〇】九卿云云。當時の九卿同列の者を以て之に比すれば、禹、酷急なり。
- 【二一】晩節。晩年。
- 【二二】闕狹を裁す。闕は征斂稍寛なる時、狹は督促迫急なる時。裁すとはこれを調節すること。
- 【二三】負租の課殿。租税の滞納の取立ての成績、下下なるをいふ。
- 【二四】緇。繩なり。
- 【二五】課の上上なるを最と曰ふ。
- 【二六】南越王胡薨じ、文王と諡し、嬰齊入りて宿衛すること、十七卷建元元年に見ゆ。

を取り、子興を生む。文王・堯じ、嬰齊立つや、乃ち其の先武帝の璽を藏め、上書して請ひ、穆氏の女を立てて后と爲し、興を嗣と爲す。漢數、使者をして嬰齊に風諭して入朝せしむ。嬰齊、尙ほ殺生を擅にし自ら恣にするを樂しみ、入見せば要す漢の法を用て内諸侯に比せられんことを懼れ、固く病と稱して、遂に入見せず。嬰齊・堯す。諡して明王と曰ふ。太子興代り立つ。其の母を太后と爲す。太后、未だ嬰齊の姫と爲らざる時より、嘗て霸陵の人安國少季と通ず。是の歳、上、安國少季をして往きて、王・王太后に諭すに、入朝して内諸侯に比するを以てせしめ、辨士諫大夫終軍等をして其の辭を宣べ、勇士魏臣等をして其の決を輔け、衛尉路博德をして兵を將るて桂陽に屯して使者を待たしむ。南越王は年少く、太后は中國の人、安國少季往き、復た與に私通す。國人頗る之を知り、多く太后に附かず。太后、亂起らんことを恐れ、亦、漢の威に倚らんと欲し、數、王及び羣臣に勧め、内屬せんことを求めしむ。即ち使者に因りて上書し、内諸侯に比し三歳に一たび朝し、邊關を除かんことを請ふ。是に於て、天子、之を許し、其の丞相呂嘉に銀印を、及び内史・中尉・太傅に印を賜ひ、餘は自ら置くを得しめ、其の故の黥・劓の刑を除き、漢の法を用ひ、内諸侯に比せしむ。使者は皆留まりて之を填撫す。

- 【二九】 其の先武帝云云。趙佗自ら南越の武帝と號す。今其の僭號を去る也。
- 【三〇】 風諭。諷諭なり。
- 【三一】 内諸侯。劉氏の一族たる諸侯をいふ。嬰齊はかかる臣僚的諸侯として待遇せらるるを厭ひしなり。
- 【三二】 姓は安國、字は少季。
- 【三三】 諫大夫。元狩五年初めて置く、秩八百石。
- 【三四】 助けて策を決せしむる也。
- 【三五】 填撫。鎮撫なり。

上、雍に行幸し、且に郊せんとなす。或るひと曰はく、『五帝は泰一の佐なり。宜しく泰一を立てて上親ら郊すべし』と。上疑うて未だ定めず。齊の人公孫卿曰はく、『今年、寶鼎を得たり。其の冬、辛巳朔旦、冬至にして、黃帝の時と等し』と。卿、札書有り、曰はく、『黃帝、寶鼎を得たり。是の歳、己酉朔旦、冬至なり。凡そ三百八十年にして、黃帝、仙して天に登る』と。嬖人に因りて之を奏す。上大に悦び、召して卿に問ふ。對て曰はく、『此の書を申公に受けたり。申公曰はく、『漢興りて、復た黃帝の時に當る。漢の聖者は、高祖の孫且た曾孫に在らん。寶鼎出でて、神と通せん。黃帝は、萬靈に明庭に接はる。明庭とは甘泉なり。黃帝、首山の銅を采り、鼎を荆山の下に鑄る。鼎既に成り、龍有り。胡頰を垂れて下り、黃帝を迎ふ。黃帝上りて龍に騎り、羣臣後宮七十餘人と俱に天に登れり』と。』是に於て、天子曰はく、『嗟乎、誠に黃帝の如くなるを得ば、吾、妻子を去るを視ること、履を脱するが如くならんのみ』と。卿を拜して郎と爲し、東して神を太室に候はしむ。

- 【二六】 郊。天神を祀るなり。
- 【二七】 泰一。方術の士の尙ぶ至上神。
- 【二八】 札書。札は木簡の薄くして小なる者。
- 【二九】 首山は山の名。今の河南省開封道襄城縣の南に在り。荆山は山の名、今の河南省河洛道閿鄉縣の南に在り。
- 【三〇】 胡頰。胡は領下の垂れたる肉。頰は其の毛なり。
- 【三一】 履。小履なり。
- 【三二】 太室。山の名、即ち嵩山、河南省河洛道登封縣の北に在り。
- 【三三】 隴。山の名。
- 【三四】 崆峒。山の名、甘肅省涇原道平涼縣の西に在り。

五年、冬十月、上、五時を雍に祠り、遂に隴を踰え、西して崆峒に登る。隴西の守、行の往く

こと卒にして、天子の從官・食を得ざるを以て、惶恐して自殺す。是に於て、上北して蕭關を出で、數萬騎を從へて、新秦中に獵し、以て邊兵を勸して歸る。新秦中は、或は千里にして亭徼無し。是に於て、北地の太守以下を誅す。

上、又、甘泉に幸し、泰一の祠壇を立つ。用ふる所の祠具、雍の一時的の如くにして、加ふる有り。五帝の壇は、其の下に環居し、四方の地を醜と爲し、羣臣・從者及び北斗に食ましむと云ふ。十一月辛巳朔、冬至昧爽、天子始めて郊し、泰一を拜し、朝日に朝し、夕月に夕するには、則ち揖す。其の祠、列火、壇に滿ち、壇の旁に、享炊の具あり。有司云はく、『祠上に光有り』と。又云はく、『晝、黃氣有り、上りて天に屬く』と。太史令・談・祠官寬舒等、三歳ごとに天子一たび郊見せんと請ふ。詔して之に従ふ。

南越王、王太后、行装を飭治し、齋を重くし、入朝の具を爲す。其の相呂嘉、年長じ、三王に相たり、宗族の仕官して長吏と爲る者、七十餘人、男は盡く王女に尙し、女は盡く王の子弟宗室に嫁し、及び蒼梧の秦王と連有り。其の國中に居るや甚だ重く、衆心を得ること王よりも愈れり。王の上書するや、數

- 【三】新秦中。内蒙古オールドスの地。
- 【四】雍に五時有り。
- 【五】醜。祭耐。地に沃ぎて神を祭る酒。
- 【六】朝日云云。泰時に郊するには、皇帝、平旦に行宮を出で、東に向つて日を揖し、其の夕、西南に向つて月を揖す。
- 【七】列火。烈火なり。
- 【八】享炊。烹炊なり。
- 【九】談。司馬談。司馬遷の父なり。太史令は太常に屬し、秩六百石、天時星曆凡そ國の祭祀喪娶の事を掌る。
- 【一〇】蒼梧越中王、自ら名づけて秦王と爲す。連。親婚の關係あるなり。

諫めて王を止む。王、聽かず。(嘉) 畔心有り、數病と稱して、漢の使者を見ず。使者、皆、意を嘉に注げども、執未だ誅すること能はず。王・王太后も亦、嘉等が事に先だちて發せんことを恐れ、漢の使者の權に、介りて嘉等を誅するを謀らんと欲す。乃ち酒を置きて、使者を請ふ。大臣、皆、侍坐して飲む。嘉の弟、將たり、卒を將ゐて宮外に居る。酒行るや、太后、嘉に謂つて曰はく、『南越の内屬するは、國の利なり。而るに相君、便ならずと苦ふるは、何ぞや』と。以て使者を激怒す。使者、狐疑して、相杖り、遂に敢て發するもの莫し。嘉、耳目の、是に非ざるを見、即ち起ちて出づ。太后怒り、嘉を縱くに矛を以てせんと欲す。王、太后を止む。嘉遂に出で、其の弟の兵に介りて舍に就く。病と稱し、肯て王及び使者を見ず、陰に大臣と、亂を作すを謀る。王、素より嘉を誅するに意無し。嘉、之を知る。故を以て、數月、發せず。天子、嘉が命を聽かず。王・王太后が孤弱にして(嘉) 制すること能はず。使者が怯にして決無きを聞き、又以爲へらく、王・王太后、已に漢に就き、獨り呂嘉のみ亂を作す、以て兵を興すに足らずと。莊參をして二千人を以て往いて使せしめんと欲す。參曰はく、『好を以て往かば、數人にして足らん。武を以て往かば、二千人は、以て爲すに足る無きなり』と。辭して可かず。天子、參を罷む。(四) 郊の壯士故の濟北の相韓千秋、奮うて曰はく、『區區の越を以て、

- 【一】介。因る也。
- 【二】相杖る。互に譲り合ふなり。
- 【三】是に非ず。常に異なるをいふ。
- 【四】郊は縣の名、今、河南省河洛道に屬す。千秋は蓋し濟北の成王胡に相たりしなり。胡は眞王勃の子。

又、王・王太后の應ずるあり、獨り相呂嘉のみ害を爲す。願はくは勇士三百人を得ん。必ず嘉を斬りて以て報せん」と。是に於て、天子、千秋を遣はし、王太后の弟、樛樂と與に、二千人を將ゐて往かしむ。越の境に入る。呂嘉等、乃ち遂に反し、令を國中に下して曰はく、「王は年少く、太后は中國の人なり、又、使者と亂し、専ら・内屬せんと欲し、盡く先王の寶器を持ち、入りて天子に獻じて以て自ら媚びんとし、多く人を從へて行き、長安に至り、虜賣して以て僮僕と爲さん。自ら一時を脱するの利を取り、趙氏の社稷を顧み、萬世の慮計を爲すの意無し」と。乃ち其の弟と與に、卒を將ゐて、攻めて王・王太后及び漢の使者を殺し、人を遣はして蒼梧の秦王及び其の諸郡縣に告げしめ、明王の長男にして、越の妻の子なる〔一五〕術陽侯建德を立てて王と爲す。而して韓千秋の兵入り、數小邑を破る。其の後、越、〔一六〕直道を開きて食を給す。未だ〔一七〕番禺に至らざること四十里、越、兵を以て千秋等を撃ち、遂に之を滅ぼす。人をして漢の使者の節を函封して塞上に置かしめ、好く〔一八〕謾辭を爲して罪を謝し、兵を發して要害の處を守る。春三月壬午、天子、南越・反すと聞き、曰はく、「韓千秋は、功無しと雖も、亦軍鋒の冠なり」と。其の子延年を封じて成安侯と爲す。樛樂の姉、王太后たり、首として、漢に屬するを願ひたれば、其の子廣徳を封じて龍亢侯と爲す。

〔一五〕 建德、漢に降り、始めて術陽侯に封ぜらる。史蓋し追書する也。術陽侯は邑を東海の下邳に食む。
 〔一六〕 直道云云。これを縦して深く入らしめ、然る後これを撃ち滅ぼさんとす也。
 〔一七〕 番禺。南越の都、今の廣東省粵海道番禺縣の地。
 〔一八〕 謾辭。あなだる言辭。
 〔一九〕 成安侯は邑を郊縣に食む

夏四月、天下に赦す。

丁丑晦、日、之を食する有り。

秋、伏波將軍路博徳をして〔一〇〕桂陽に出で湟水を下らしめ、樓船將軍楊僕をして〔一一〕豫章に出で瀘水を下らしめ、歸義越侯嚴を、戈船將軍と爲し、〔一二〕零陵に出で離水を下らしめ、〔一三〕甲を下瀨將軍と爲して、蒼梧に下らしめ、皆、罪人を將ゐ、江淮以南、樓船十萬人あり。越馳義侯遣、別に巴蜀の罪人を將ゐ、夜郎の兵を發し、牂柯江を下り、咸く番禺に會せしむ。齊の相ト式上書して、「父子、齊の船を習ふ者と與に、往いて南越に死せん」と請ふ。天子、詔を下して、式を褒美し、爵關内侯・金六十斤・田十頃を賜ひ、天下に布告す。天下、應ずるもの莫し。是の時、列侯、百を以て數ふ。皆、軍に従ひ越を撃つを求むるもの莫し。會、九月、〔一四〕酎を嘗めて宗廟を祭る。列侯、令を以て金を獻じ祭を助く。少府、金を省するに、金に、軽く及び色悪しき者有り。上、皆、劾するに不敬を以てせしめ、爵を奪ふ者百六人。辛巳、丞相趙周、列侯の酎金の輕きを知るに坐して、獄に下され、自殺す。

〔一〇〕 桂陽云云。桂陽は廣東省嶺南道連縣の地。湟水は縣の西を流れて南に下り、北江に入る。
 〔一一〕 豫章云云。豫章は江西省贛南道贛縣の地。瀘水は廣東省嶺南道東部を流れて北江に入る。
 〔一二〕 零陵云云。零陵は湖南省衡陽道零陵縣。離水は廣東省桂林道を南に下りて西江に入る。
 〔一三〕 甲。故と越人にして漢に歸したる者。
 〔一四〕 酎を嘗めて云云。酎は醇酒。酎初めて熟し、これを宗廟に薦め、諸侯は廟中に會す。この時、諸侯は金を獻じて祭資を助く、これを酎金といふ。

丙申、御史大夫石慶を以て丞相と爲し、牧丘侯に封ず。時に國家多事にして、桑弘羊等、利を致し、王温舒の屬、法を峻しくし、而して兒寬等、文學を推し、皆、九卿と爲り、更るく進みて事を用ひ、事、丞相に關り決せず。丞相慶は、醇謹なるのみ。

五利將軍、行を裝治し、東して海に入り、其の師を求む。既にして敢て海に入らず、太山の祠に之く。上、人をして隨つて驗せしむるに、實に見る所無し。五利、其の師を見ると妄言すれども、其の方盡き、多くは售らず。誣罔に坐し、腰斬せらる。樂成侯も亦棄市せらる。

西羌の衆十萬人反し、匈奴と使を通じ、故安を攻め、枹罕を圍む。匈奴、五原に入り、太守を殺す。

六年、冬、卒十萬人を發し、將軍李息・郎中令徐自爲を遣はし、西羌を征せしめ、之を平ぐ。

樓船將軍楊僕、越の地に入り、先づ尋陬を陥れ、石門を破り、越の鋒を挫き、數萬人を以て、伏波將軍路博徳の至るを待ち、俱に進む。樓船、前に居り、番禺に至る。南越王建徳・相呂嘉・城守す。

樓船は東南面に居り、伏波は西北面に居る。會暮る。樓船攻めて越人を敗り、火を縦ちて城を燒く。伏波は營を爲し、使者を遣はして降者を招かしめ、(來り降ル)印綬を賜ひ、復た縦ちて、相招かしむ。樓船は力攻して敵を燒き、驅りて伏波の營中に入る。黎旦、城中皆降る。建徳・嘉は、已に夜亡げて海に入る。伏波、人を遣はして之を追はしむ。校尉司馬蘇弘、建徳を得、越の郎都稽、嘉を得。戈船下濶將軍の兵、及び馳義侯の發する所の夜郎の兵、未だ下らざるに、南越已に平ぐ。遂に其の地を以て南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九眞・日南・珠厓・儋耳の九郡と爲す。師還る。上、伏波に封を益し、樓船を封じて將梁侯と爲し、蘇弘を海常侯と爲し、都稽を臨蔡侯と爲し、及び越の降將蒼梧王趙光等四人を、皆、侯と爲す。公孫卿、神を河南に候ひ、言はく、「仙人の跡を緱氏の城上に見たり」と。春、天子、親ら緱氏城に幸し、跡を視、卿に問ふ、「文成・五利に效ふ母きを得んや」と。卿曰はく、「仙は人主に求むる有るに非ず、人主は之を求む。其の道、寛假するに非ずんば、神來らじ。神事を言ふは迂誕なるが如くなれども、積むに歲月を以てせば、乃ち致す可きなり」と。

【三五】醇謹。篤厚謹慎。

【三六】售らず。驗無きなり。售は當る也。

【三七】故安、枹罕。共に甘肅省蘭山道導河縣にあり。

【三六】五原。郡の名、即ち秦の九原郡、九原に治す、今の五原縣なり。綏遠特別區域綏遠道に屬す。

【二一】尋陬。地名、始興郡の西北に在り、始興郡は今の廣東省嶺南道曲江縣なり。

【二二】石門。山の名、今の廣東省城の西北江中に在り、兩山對峙すること門の如し、故に名づく。

【三】營壘を設けて以て降者を待つ。

【四】來り降りたる者には、即ち賜ふに印綬を以てし、而して放還して、これをして更に相招諭せしむる也。

【五】南海郡治は廣東省粵海道南海縣、蒼梧は廣西省蒼梧道蒼梧縣、鬱林は廣西省蒼梧道鬱林縣、合浦は廣東省高雷道海康縣、交趾・九眞・日南は安南の地、珠厓は廣東省瓊崖道瓊山縣、儋耳は廣東省瓊崖道儋縣の西。

【六】趙光は、隨桃侯に封ぜられ、史定は安道侯に封ぜられ、畢取は瞭侯に封ぜられ、居翁は湘城侯に封ぜらる。

【七】緱氏。河南省河洛河偃師縣。

【八】迂誕。迂は、まはり遠き也。誕は大言なり。

上、之これを信しんず。是こゝに於おて、郡國ぐんこく、各おの道のみちを除はらひ、宮觀きやうかん・名山めいざん・神祠しんしを繕ぜん治ちし、以もつて幸みゆきを望のぞむ。

南越なんえつを賽さいし、秦たい・后土こうどを祠まつる。始はじめて樂舞がくぶを用もちふ。

馳義侯ちぎこう、南夷なんいの兵へいを發はつして、以もつて南越なんえつを擊うたんと欲ほつす。且かつ蘭君らんくん、遠行えんかうを恐おそれ、旁國はうこくに其その老弱らうじやくを虜らりにし、乃すなはち其その衆しゆうと與ともに反はんし、使者しやおよ及び及び犍爲けんみの太守たいしゆうを殺ころす。漢かん乃すなはち巴蜀はしよくの罪人ざいじんの當まさに南越なんえつを擊うつ

べき者もの八校尉かうゐを發はつし、中郎將ちゆうらうしやう郭昌かくかう・衛廣ゑいかうを遣つかはし、將しやうとして之これを擊うたしむ。且かつ蘭らん及び及び邛かう

君くん・笮侯さくこうを誅ちゆうし、遂つひに南夷なんいを平たいげ、牂柯郡さうかぐんと爲なす。夜郎侯やらうかう始はじめ南越なんえつに倚よる。南越なんえつ已すでに滅ほろぶや、

夜郎やらう遂つひに入朝にふてうす。上じやう、以もつて夜郎王やらうわうと爲なす。冉駹ぜんまう

皆振みなふるひ恐おそれ、臣しんとなり吏りを置おかんことを請こふ。

乃すなはち邛都かうとを以もつて越嶲郡えつせぐんと爲なし、笮都さくとを〔三〕沈

黎郡れいぐんと爲なし、冉駹ぜんまうを〔四〕汶山郡びんざんぐんと爲なし、廣漢くわうかん・西

白馬はくばを〔五〕武都郡ぶとぐんと爲なす。

初はじめ東越王とうえつわう餘善じゆぜん、上書じやうしよして、卒そつ八千人はちせんにんを以もつて樓船ろうせんに從したがつて呂嘉りよかを擊うたんと請こひ、兵へい、揭陽てつやうに至いたり、

海うみの風波ふうはを以もつて〔七〕解かいと爲なし、行ゆかすして兩端りやうたんを持ぢし、陰ひそかに南越なんえつに使つかひす。漢かんの番禺はんぐを破やぶるに及およびて、

至いたらず。楊僕やうぼく・上書じやうしよす、「願ねがはくは使すなはち兵へいを引ひきて東越とうえつを擊うたんと。上じやう、士卒しそつ勞倦らうけんするを以もつて、許ゆるさ

す、諸校しよかうをして豫章よしやう・梅嶺めいれいに屯とんして以もつて命めいを待まちたしむ。餘善じゆぜん、樓船ろうせんが之これを誅ちゆうせんと請こひ、漢かんの兵境へいけい

に臨のぞむを聞きき、乃すなはち遂つひに反はんし、兵へいを發はつして漢かんの道みちを距よせぎ、將軍じやうぐん驕力きやうりき等を號ごうして吞漢どんかん將軍じやうぐんと爲なし、白

沙〔二〕・武林ぶりん・梅嶺めいれいに入り、漢かんの三校尉さんかうゐを殺ころす。是こゝの時とき、漢かん、大農張成たいのうちやうせい・故もとの山州侯さんしゆうかう 齒しをして屯とんして將

たらしむ。敢あへて擊うたず、卻しりぞきて便處べんじよに就つく。皆みな

畏懦みだに坐ざして誅ちゆうせらる。餘善じゆぜん自ら武帝ぶていと稱しやうす。

上じやう、復またた楊僕やうぼくをして將しやうたらしめんと欲ほつす。其その

前勞ぜんらうに伐ほこるが爲なめに、書しよを以もつて之これを救責きゆうせきして曰い

はく、「將しやう軍ぐんの功こうは、獨ただだ先づ石門せきもん・尋廐じんけいを破こ

りし有あるのみ、將しやうを斬きり旗はたを〔三〕奪とるの實じつ有あり

しに非あらざるなり。烏いんぞ以もつて人ひとに驕おごるに足たらん

や。前すみて番禺はんぐを破やぶり、降者かうしやを捕とへて以もつて虜らりと

爲なし、死人しにんを掘ほりて以もつて獲とる爲なす、是こゝれ一ひとの過あやまち

しむ、是こゝれ二ふたの過あやまちなり。士卒しそつ暴露ぼうろすること連歲れんさい、將軍じやうぐん、其その勤勞きんらうを念おもはずして、請こうて傳でんに乘のりて

塞さいを行ゆり、因よつて用もちて家いえに歸かへり、〔三〕銀黃ぎんかうを懷いだき、〔四〕三組さんぐを垂たれ、郷里きやうりに夸ほこる、是こゝれ三さんの過あやまちなり。期

漢世宗孝武皇帝元鼎六年

〔九〕 賽。御禮祭り。五年秋、南越を伐つが爲めに、太一に告禱す。故に今賽祠する也。

〔一〇〕 且蘭。亦南夷の種なり。貴州省黔中道平越縣に居る。

〔一一〕 邛君は邛都の君。笮侯は笮都の君。

〔一二〕 越嶲郡。四川省建昌道西昌縣治。

〔一三〕 沈黎郡。建昌道漢源縣南。

〔一四〕 汶山郡。四川省西川道茂縣。

〔一五〕 武都郡。甘肅省の武都。文成・徽及び陝西省の寧羌等の縣是れ其の地なり、武都に治す、故城は今の甘肅省渭川道、成縣の西に在り。

〔一六〕 揭陽。廣東省潮循道揭陽縣。

〔一七〕 解。いひわけ。

〔一八〕 梅嶺。山の名、江西省贛南道寧都縣の東北に在り。

〔一九〕 武林。今の江西省萍陽道餘干縣の東北に武陵山あり、即ち古の武林なり。

〔二〇〕 齒。故の城陽共王の子、耐金に坐して侯を失ふ。故に「故の侯」と曰ふ。

〔二一〕 奪。抜き取る也。

〔二二〕 僕がこれを窮追せざりし

の故を以て、東越を以て援と爲すを得しめしなり。

〔二三〕 銀黃。銀は銀印、黃は金印。

〔二四〕 三組。組は印綬。僕は主爵都尉たり、又樓船將軍たり、將梁侯たり。三つの印綬を佩ぶる故に、三組を垂るといふ也。

を失うて 内顧し、道惡しきを以て解と爲す。是れ四の過なり。君に 蜀刀の價を問へば、陽りて・知らざるまねし、僞を挾みて君を干す、是れ五の過なり。詔を受くれども、蘭池に至らず、明日、又、對へず。假し將軍の吏をして之に問へども對へず、之に令すれども從はざらしめば、其の罪何如。此の心を推すに、外の江海の間に在らば、信するを得可けんや。今、東越深く入る。將軍、能く衆を率ゐて以て過を掩はんや不や」と。僕、惶恐し、對へて曰はく、「願はくは死を盡して罪を贖はん」と。上、乃ち横海將軍韓説をして、句章に出で、海に浮びて、東方より往かしめ、樓船將軍楊僕をして武林に出でしめ、中尉王溫舒をして梅嶺に出でしめ、越侯を以て戈船下瀨將軍と爲し、若邪白沙に出でしめ、以て東越を撃つ。博望侯、既に西域に通ずるを以て、尊貴なり。其の吏士争うて上書し、外國の奇怪利害を言ひて、使せんことを求む。天子、其の絶遠にして人の往くを樂しむ所に非ざるが爲めに、其の言を聽き、節を予へ、吏民を募るに、従つて來る所を問ふ母く、爲めに人衆を具備して、之を遣り、以て其の道を廣む。來り還るや、幣物を侵盜し及び使して 指を失ふ母き能はず。天子、其の之に習る

- 【一】 内顧。妻妾を顧み思ふをいふ。
- 【二】 蜀刀。蜀中にて作る所の刀。
- 【三】 蘭池。宮の名、渭城に在り。
- 【四】 句章。浙江省會稽道慈谿縣。
- 【五】 若邪白沙。浙江省會稽道紹興縣内に在り。
- 【六】 凡人、皆、往くことを樂しまず、故に自ら使と爲らんと請ふ者あるときは、即ち聽してこれを遣はす。
- 【七】 遠近を限禁することを爲さず、家人私隷と雖も、竝に募に應ずること許す。
- 【八】 指を失ふ。天子の指意に乖く。

るが爲めに、輒ち覆按して重罪を致し、以て激怒して 贖はしむ。復た使せんことを求む。使端窮り無くして、輕しく法を犯す。其の吏卒も亦輒ち復た盛に外國の有る所を 推す。言大なる者は節を予へ、言小なる者せば副と爲す。故に妄言して行無きの徒、皆争うて之に效ふ。其の使は皆貧人の子、縣官の 齎物を私し、賤しく市うて以て其の利を私せんと欲す。外國も亦、漢の使の・人人・言の輕重有るを厭ひ、漢の兵の遠くして至ること能はざるを度りて、其の食物を禁じ、以て漢の使を苦しむ。漢の使乏絶し、怨を積みて、相攻撃するに至る。而して樓蘭・車師は小國にして、空道に當り、漢の使を攻め 劫す。王恢等尤も甚だし。而して匈奴の奇兵、又時に之を遮り撃つ。使者争うて言ふ、「西域には、皆、城邑有れども、兵弱くして、撃ち易し」と。是に於て、天子、浮沮將軍公孫賀を遣はす。萬五千騎を將ゐて九原に出づること二千餘里。浮沮井に至りて還る。匈奴將軍趙破奴、萬餘騎を將ゐて、令居に出づること數千里、匈奴水に至りて還る。以て匈奴を斥逐して、漢の使を遮らしめず。皆、匈奴一人をも見ず。乃ち武威・酒泉の地を分ちて、張掖・敦煌郡を置き、民を徙して以て之に實たす。

- 【一】 贖はしむ。功を立てて罪を贖はしむる也。
- 【二】 推。推稱する也。
- 【三】 齎物を私す。齎りすとこの官物を、竊に自らこれを取ること、私物に同じきな
- 【四】 空道。往來の道。
- 【五】 浮沮。匈奴の中の井の名。

是の歳、齊の相卜式、御史大夫と爲る。式既に位に在るや、乃ち、郡國多く、縣官の・鹽鐵器を

作ること苦惡にして價貴く、或は強ひて民をして之を買はしめ、而して船に〔三〕算有り、商ふ者少くして物貴きを便とせざるを言ふ。上、是に由りて、卜式を悦ばず。

初め司馬相如、病みて且に死せんとするや、遺書有り、功德を頌し、符瑞を言ひ、上りて泰山に封するを勸む。上、其の言を感ず。會、寶鼎を得たり。上、乃ち公卿諸生と封禪を議す。封禪は、用ふること希にして曠絶し、其の儀を知るもの莫し。而して諸方士又言ふ、

『封禪は、不死の名に合するなり。黄帝以上は、封禪するに、皆、怪物を致し、神と通ず。秦の皇帝は、上りて封するを得ず。陛下、必ず、上らんと欲せば、稍く上れ。即し風雨無くば、遂に上りて封せよ』と。上、是に於て、乃ち諸儒をして尙書・周官・王制の文を采りて封禪の儀を草せしむ。

數年まで成らず。上、以て左内史兒寬に問ふ。寬曰はく、『泰山に封じ、梁父に禪し、姓を昭かにし瑞を考ふるは、帝王の盛節なり。然れども享薦の義は、經に著はさず。臣以爲へらく、封禪は、成るを告げ、天地神祇に〔三〕合社す。唯だ聖主の由つて、其の當を制定する所なり。羣臣の能く列する所に非ず。今、將に大事を擧げんとし、優游すること數年、羣臣をして人人自ら盡すを得しむれども、終に、能く成すもの莫し。唯だ天子、中和の極を建て、條貫を兼ね總べ、之を〔四〕金聲して玉振し、以て天慶を順成

〔三八〕算あり。課税するなり。
〔三九〕合社。合は閉づる也、社は開く也。
〔四〇〕當。中といふが如し。
〔四一〕金聲、玉振。金は鐘、聲は宣する意。玉は磬、振は收むる意なり。八音合するときは、先づ鐘を撃ちて宣し、磬をうちて樂を終る。これを金聲して玉振すといふ。これ天子の德音を振揚するに譬ふる也。

し、萬世の基を垂れよ』と。上乃ち自ら儀を制し、頗る儒術を采りて以て之を文る。上、封禪の祠器を爲り、以て羣儒に示す。或は曰はく、『古と同じからず』と。是に於て、盡く諸儒を罷めて、用ひず。上、又以へらく、古は先づ兵を振め〔四〕旅を釋き、然る后封禪せりと。

〔四二〕旅。軍旅。
〔四三〕元封元年。西紀前一〇〇年。

元封元年、冬十月、詔を下して曰はく、『南越・東甌は、咸其の辜に伏したれども、西蠻・北夷は、頗る未だ輯睦せず。朕、將に邊垂を巡り、躬ら武節を乗り、十二部將軍を置き、親ら師を帥るんとす』と。乃ち雲陽より行き、北して上郡・西河・五原を歴、長城の北に出で、單于臺に登り、朔方に至り、北河に臨み、兵十八萬騎を勒し、旌旗、千餘里に徑り、以て武節を見し、匈奴を威す。使者郭吉を遣はして單于に告げしめて曰はく、『南越王の頭は、已に漢の北關に懸れり。今、單于能く戰はば、天子自ら將として邊に待つ。能はずんば、即ち南面して漢に臣たれ。何ぞ徒らに遠く走りて、幕北の寒苦にして水草無きの地に亡匿せんや。爲す母きなり』と。語卒りて、單于大に怒り、立ちどころに〔五〕主客の見えしめし者を斬り、而して郭吉を留めて、之を北海の上に遷す。然れども匈奴、亦讐れ、終に敢て出でず。上乃ち還り、黃帝の冢を〔六〕橋

〔四四〕輯。和らぐ也。
〔四五〕雲陽。縣の名、今の陝西省關中道淳化縣の西北に在り。
〔四六〕單于臺。今の綏遠特別區城歸化城の西に在り。
〔四七〕主客の見えしめし者。主客は諸客に接することを主る官にして、郭吉を單于に引見せし者。
〔四八〕橋山。今の陝西省榆林道中部縣の西北に在り。

山に祭り、兵を須如に釋く。上曰はく、「吾聞く、黃帝は死せずと。今、冢有るは、何ぞや」と。公孫卿曰はく、「黃帝、已に仙して天に上るや、羣臣・思慕して、其の衣冠を葬れり」と。上・歎じて曰はく、「吾、後、天に升らば、羣臣、亦、當に吾が衣冠を東陵に葬るべきか」と。乃ち甘泉に還り、太一を類祠す。

上、卜式が文章に習はざるを以て、秩を貶して太子太傅と爲し、兒寬を以て、代りて御史大夫と爲す。

漢の兵、東越の境に入る。東越、素、兵を發して險を距ぎ、徇北將軍をして武林を守らしむ。樓船將軍の卒、錢塘の轅終古、徇北將軍を斬る。故の越衍侯吳陽、其の邑七百人を以て反し、越の軍を漢陽に攻む。越の建成侯敖、繇王居股と與に、餘善を殺し、其の衆を以て降る。上、終古を封じて禦兒侯と爲し、陽を卯石侯と爲し、居股を東成侯と爲し、敖を開陵侯と爲し、又、橫海將軍説を封じて按道侯と爲し、橫海校尉福を繚嬰侯と爲し、東越の降將多軍を無錫侯と爲す。上以へらく、閩の地は險阻にして、數、反覆す、終に後世の患を爲さんと。乃ち諸將に詔して、悉く其の民を江淮の間に徙し、遂に其の地を虚にす。

春正月、上、緱氏に行幸し、中嶽の太室を禮祭す。從官、山下に在り、萬歲と言ふ者有るが若

- 【七】須如。地名。
- 【八】東陵。茂陵を謂ふ、長安の東に在り、故に東陵と曰ふ。
- 【九】類祠。祭の名、非時に天を祭るを謂ふ。
- 【一〇】錢塘は縣の名、今の浙江省錢塘道杭縣の地。轅は姓、終古は名。
- 【一一】虚。墟なり。
- 【一二】萬歲は、神これを稱するなり。

きを聞くこと三たび。祠官に詔して、太室の祠を加増せしめ、禁じて、其の草木を伐ること無からしめ、山下の戸三百を以て之が奉邑と爲す。上遂に東して海上を巡り、行く。八神を禮祠す。齊人の上疏して神怪奇方を言ふ者、萬を以て數ふ。乃ち益、船を發して、海中の神山を言ふ者數千人をして蓬萊の神人を求めしむ。公孫卿、節を持して、常に先づ行き、名山を候し、東萊に至り、言ふ、「夜、大人を見る、長數丈。之に就けば則ち見えす」と。其の迹甚だ大にして、禽獸に類たりと云ふ。羣臣、言ふ有り、「一老父の、狗を牽けるを見る、言へらく、「吾、鉅公を見んと欲す」と。已にして忽ち見えす」と。

- 【一三】八神。天主、地主、兵主、陰主、陽主、月主、日主、四時主。
- 【一四】東萊。郡の名、山東省舊登州・萊州の地。掖に治す、今の山東省膠東道掖縣治なり。
- 【一五】鉅公。天子を言ふ。天子は天下の父たり、故に鉅公と曰ふ。
- 【一六】海上に宿留するは、待つ所有るなり。
- 【一七】問使。微行する使者。
- 【一八】奉高。泰山郡の治所。山東省濟南道泰安縣。
- 【一九】皮弁。鹿皮の冠。
- 【二〇】摺紳。笏をはさみ、大帶を垂れ下ぐる。
- 【二一】牛を射、事を行ふ。天子事あるとき、牛を射て犠牲とする禮あり。ここにては封禪を行はんとしなかり。

又老父を言ふに及びて、則ち大に以爲へらく、仙人なりと。海上に宿留す。方士に傳車を與へ、及び問使の・神仙を求むること、千を以て數ふ。夏四月、還りて、奉高に至り、地主を梁父に禮祠す。乙卯、侍中儒者をして皮弁・摺紳して、牛を射、事を行はしめ、泰山の下の東方に封す。秦一を郊祀するの禮の如し。封は廣さ丈二尺、高さ九尺、其の下には則ち玉牒の書あり。書は祕せ

り。禮畢、天子、獨り侍中奉車都尉、霍子侯と與に、泰山に上る。亦、封有り、其の事は皆禁ず。明日、陰道より下る。丙辰、泰山の下趾、東北の肅然山に禪す。后土を祭る禮の如し。天子、皆親ら拜見す。衣は黄を尙び、而して盡く樂を用ふ。江淮間の茅の三脊なるを、神藉と爲し、五色の土を益雜へ封す。其の封禪の祠、夜は光有るが若く、晝は白雲の封中より出づる有り。天子、禪より還り、明堂に坐す。羣臣、更るく壽を上り、功德を頌す。詔して曰はく、『朕、眇たる身を以て、至尊を承け、兢兢焉たり。惟れ德菲薄にして、禮樂に明かならず。故に事を八神に用ふ。天地の況施するに遭ひ、景象に著見し、屑然として、聞く有るが如し。怪物に震れ、止めんと欲すれども敢てせず。遂に登りて泰山に封じ、梁父に至り、然る後升りて肅然に禪す。自ら新にし、士大夫と更始するを嘉す。其れ十月を以て元封元年と爲し、行の巡りて至る所、博・奉高・蛇丘・歷城・梁父の民の田租、逋賦は、皆之を貸除し、今年の算を出さしむ。無く、天下の民に爵一級を賜ふ。又、五載を以て一たび巡狩し、事を泰山に用ひん。諸侯をして各、邸を泰山の下に治めしめよ』と。天子、既に已に泰山に封するに、風雨無

- 【二〇】 霍子侯。霍去病の子。
- 【二一】 陰道。山北の道。
- 【二二】 下趾。麓なり。
- 【二三】 神藉。藉はしきもの也。
- 【二四】 明堂。泰山の東北陵に在る古時の者なり。
- 【二五】 眇。微小なり。
- 【二六】 天地の況施云云。況は賜ふ也。施は與ふる也。天地の神靈乃ち我に瑞應を賜ふ。
- 【二七】 萬歳と呼ぶを聞くこと三たびなるをいふ。
- 【二八】 禮は禪に同じ。
- 【二九】 更始。あらため、はじめ。
- 【三〇】 博・蛇丘は泰山郡に屬す。歷城は濟南郡に屬す。竝に今の山東省濟南道に屬す。
- 【三一】 逋賦。未納の賦。

し。而して方士更るく言ふ、『蓬萊の諸神、將に得可からんとするが若し』と。是に於て、上、欣然として、之に遇はんことを庶幾ひ、復た東して海上に至りて望む。上、自ら海に浮びて蓬萊を求めんと欲す。羣臣諫むれども、能く止むるもの莫し。東方朔曰はく、『夫れ仙は、之を自然に得、必ずしも躁がしく求めず。若し其れ道有らば、得ざるを憂へじ。若し其れ道無くば、蓬萊に至り仙人を見ると雖も、亦、益無からん。臣願はくは陛下、第だ宮に還りて靜處し、以て之を須たんことを。仙人將に自ら至らんとす』と。上乃ち止む。會、奉車霍子侯、暴に病みて一日にして死す。子侯は去病の子なり。上甚だ之を悼む。乃ち遂に去り、海上に竝ひ、北して碣石に至り、巡りて遼西より、北邊を歴、九原に至る。五月、乃ち甘泉に至る。凡そ周行すること萬八千里なりと云ふ。是より先、桑弘羊、治粟都尉と爲り、大農を領し、盡く天下の鹽鐵を管す。弘羊、平準の法を作り、遠方をして各、其の物の異時商賈の轉販する所の如き者を以て、賦と爲して相灌輸せしめ、平準を京師に置き、都て天下の委輸を受け、大農の諸官、盡く天下の貨物を籠め、貴ければ即ち之を賣り、賤しければ則ち之を買ひ、富商大賈をして大利を牟る所無く、而して萬物をして騰踊するを得ざらしむ。是に至りて、天子、郡縣を巡狩し、過ぐる所の賞賜に、帛を用ふること百餘萬

- 【三四】 須。待つ也。
- 【三五】 大農。官名一説に曰く、大司農は舊の治粟内史なるのみ、弘羊、搜粟都尉と爲るなりと。
- 【三六】 平準。物價を調節して平かならしむる也。又、其の官をも云ふ。
- 【三七】 委輸。運び送る。
- 【三八】 牟。取る。
- 【三九】 騰踊。物價騰貴する也。

匹、錢金は巨萬を以て計へしが、皆、足るを大農に取る。弘羊又請うて、吏は粟を入れて官に補し、及び罪人は罪を贖ふを得しむ。山東の漕粟、益すこと歳に六百萬石。一歳の中に、太倉・甘泉の倉滿ち、邊には穀を餘す。諸物均輸せられ、帛五百萬匹あり。民、賦を益さずして、而も天下用て饒なり。是に於て、弘羊、爵左庶長・黃金再百斤を賜はる。是の時、小しく旱す。上、官をして雨を求めしむ。卜式言つて曰はく、「縣官は當に租に食ひ税に衣るべきのみ。今、弘羊、吏をして市に坐し肆を列して、物を販ぎ利を求めしむ。弘羊を烹ば、天乃ち雨ふらん」と。

秋、星有り 東井に孛す。後十餘日、星有り三台に孛す。望氣王朔言はく、「候して獨り・填星の出づるを見るに、(大)瓜の如く、食頃にして復た入る」と。有司皆曰はく、「陛下、漢家の封禪を建つ。天其れ 德星を報ゆと云ふ」と。

齊の懷王閔・薨す。子無し。國除かる。

- 【四〇】再百斤。二百斤。
- 【四一】東井、三台。皆星座の名。
- 【四二】望氣。氣を望みて吉凶妖祥を説く人。
- 【四三】填星。土星なり。
- 【四四】德星を報ゆ。天、德星を以て帝に報ゆるを言ふ。
- 【四五】閔は、元狩六年に、封を受く。

卷の第二十一

漢紀十三

世宗孝武皇帝下の上

元封二年、冬十月、上、雍に行幸し、五時を祠り、還りて泰一を祝祠し、以て德星を拜す。

春三月、公孫卿言す、「神人を東萊山に見る。天子に見えんと欲すと云ふが若し」と。天子、是に於て緱氏城に幸し、卿を拜して中大夫と爲す。

遂に東萊に至り、之に宿留すること數日、見る所無く、大人の迹を見ると云ふ。復方士を遣はし、神怪を求め、芝薬を採らしむること、千を以て數

ふ。時に歳旱す。天子既に出づるに名無し。乃ち萬里沙に禱る。夏四月、還り、過りて泰山を祠る。

初め河、瓠子に決す。後二十餘歳、復塞がす。梁・楚の地、尤も其の害を被る。是の歳、上、汲仁・鄭昌の二卿をして、卒數萬人を發して、瓠子の河決を塞がしむ。天子、

- 【一】元封二年。西紀前一〇九年。
- 【二】萬里沙。神祠あり。山東省膠東道掖縣に在り。
- 【三】河始めて決すること、十八卷元光二年に見ゆ。
- 【四】瓠子。直隸省大名道濮陽縣。

泰山より還るや、自ら決河に臨み、白馬・玉壁を河に沈め、羣臣・從官をして、將軍より以下、皆、薪を負はしめ、卒に決河を填め、宮を其の上に築き、名づけて宣防宮と曰ふ。河を導きて北行せしめ、二渠、禹の舊迹に復す。而して梁・楚の地復た寧く、水災無し。上、長安に還る。

初めて越の巫をして上帝・百鬼を祠らしめ、而して雞卜を用ふ。

公孫卿言す、「僊人は樓居を好む」と。是に於て、上、令して長安に蜚

廉・桂觀を作り、甘泉に益壽・延壽の觀を作らしめ、卿をして節を持し、

具を設けて神人を候せしめ、又、通天臺を作り、祠具を其の下に置き、

更に甘泉の前殿を置き、益・諸宮室を廣くす。

初め全燕の世、嘗て眞番・朝鮮を略屬し、爲めに吏を置き、障塞を築

く。秦、燕を滅ぼすや、遼東の外徼に屬す。漢興るや、其の遠くして守

り難きが爲めに、復た遼東の故塞を修め、浪水に至るまでを界と爲し、

燕に屬す。(一)燕王盧縮反して匈奴に入るや、燕の人衛滿亡命し、黨千餘

人を聚め、椎髻・蠻夷の服して、東に走り塞を出で、浪水を渡り、秦の故

の空地・上下の障に居り、稍く眞番・朝鮮の蠻夷及び燕の亡命者を役屬し、之に王たり、王險に都す。

會 孝惠・高后の時、天下初めて定まらる。遼東の太守、即ち滿を約して外臣と爲し、塞外の蠻夷を保

し、邊に盜せしむる無く、諸の蠻夷の君、入りて天子に見えんと欲するるとき、禁止するを得る無か

らしむ。故を以て、滿、兵威財物を以て其の旁の小邑を侵し降すを得、眞番、臨屯、皆來りて服

屬し、方數千里。子に傳へ、孫右渠に至り、誘ふ所の漢の亡人滋々多く、

又、未だ嘗て入見せず。(二)辰國、上書して天子に見えんと欲すれども、

又、(三)雍闕して通せず。是の歲、漢、(四)涉何をして誘ひ諭さしむ。右渠、

終に肯て詔を奉せず。何去り、界上に至り、浪水に臨みて、御をして

何を送る者朝鮮の裨王長を刺殺せしめ、即ち渡り、馳せて塞に入る。遂に

歸り、天子に報じて曰はく、「朝鮮の將を殺せり」と。上、其の名の美なる

が爲めに、即ち詰らず、何を拜して、遼東東部都尉と爲す。朝鮮、何を

怨み、兵を發して襲ひ攻め、何を殺す。

六月、甘泉の房中、芝の九莖なるものを産す。上、之が爲めに天下に

赦す。

上、旱を以て憂と爲す。公孫卿曰はく、「黃帝の時、封すれば則ち天旱し、(五)封を乾かすこと三年

なりき」と。上乃ち詔して曰はく、「天旱するは、意ふに封を乾かさんとするか」と。

【五】雞卜。雞の骨を用ひて卜する也。

【六】觀。建物のことなり。後、道教起りてよりは道教の寺院をいふこととなれり。

【七】通天臺。甘泉宮に在り、臺の高さ三十丈なりといふ。

【八】眞番・朝鮮。眞番國は今の修佳江と鴨綠江の間の地域、朝鮮國は今の遼東地方に據りしものにて所謂箕子の朝鮮也

【九】外徼。外塞。

【一〇】浪水。今の鴨綠江なり。

【一一】燕王盧縮反すること十二卷高祖十二年に見ゆ。

【一二】王險。地名、今の平壤(朝鮮平安北道治)なり。



秋、明堂を汶上に作る。

上、天下の死罪を募りて兵と爲し、樓船將軍楊僕をして、齊より渤海に浮び、左將軍荀彘をして、遼東に出で、以て朝鮮を討たしむ。

初め上、王然于をして、越破れ及び南夷を誅するの兵威を以て、滇王に入朝するを諭さしむ。滇王は、其の衆數萬人、其の旁東北に、勞深・靡莫有り、皆同姓にして相仗り、未だ肯て聽かず。勞深・靡莫は、數使者の吏卒を侵犯す。是に於て、上、將軍郭昌・中郎將衛廣を遣はし、巴蜀の兵を發して、勞深・靡莫を撃ち滅ぼし、兵を以て滇に臨ましむ。滇王、國を擧げて降り、吏を置き入朝するを請ふ。是に於て、以て益州郡と爲し、滇王に王の印を賜ひ、復た其の民に長たらしむ。是の時、漢、兩越を滅ぼし、西南夷を平らげ、初郡十七を置き、且つ其の故俗を以て治め、賦税する毋し。南陽・漢中より以往の郡、各地の比せるを以て、初郡の吏卒に奉食・幣物・傳車馬・被具を給す。而して初郡は時時小しく反して吏を殺す。漢、南方の吏卒を發して、往いて之を誅せしむ。間歲、萬餘人、費皆、給を大農に仰ぐ。大農、均輸を以て鹽鐵を調して賦を助く。故に能く之を贍らす。然れども兵の過ぐる所の縣、皆を以て給するを爲し、乏

【二〇】滇、雲南省内に據りし國、勞深・靡莫も亦然り。
【二一】初郡十七。南越の地を定めて、南海、鬱林、蒼梧、合浦、九真、日南、交趾、珠崖、儋耳郡と爲し、西南夷を定めて、武都、牂柯、越巂、沈黎、汶山、犍爲、零陵、益州郡と爲す。
【二二】比。隣接すること。
【二三】間歲。隔年。
【二四】皆。資と通ず。

しき母さのみ。敢て擅賦の法を言はず。

是の歲、御史中丞南陽の杜周を以て廷尉と爲す。周は、外寬に内深くして骨に次る。其の治大に張湯に放ふ。時に詔獄益多く、二千石の繫がる者、新故相因り、百餘人に減せず。廷尉、一歲、千餘章に至る。章の大なる者は、連逮證案すること數百、小なる者は數十人、遠き者は數千、近き者は數百里、獄に會す。廷尉及び中都官の詔獄、逮すること六七萬人に至り、吏の増加する所、十萬餘人。

三年、冬十二月、雷なり、雹雨る、大馬頭の如し。

上、將軍趙破奴を遣はして車師を撃たしむ。破奴、輕騎七百餘と與に、先づ至り、樓蘭王を虜にし、遂に車師を破り、因つて兵威を擧げ、以て烏孫・大宛の屬を困しむ。春正月、甲申、破奴を封じて泥野侯と爲す。王恢、破奴を佐けて樓蘭を撃つ。恢を封じて浩侯と爲す。是に於て、酒泉、亭障を列ねて、玉門に至る。

初めて、角抵の戲、魚龍曼延の屬を作る。

漢世宗孝武皇帝元封三年

【二五】擅賦。規定以外に租税を賦課すること。擅賦は經賦の誤なるべし。經賦は經常の賦税なり。
【二六】深は深刻。次は至るなり。法を用ふることを深刻にして骨に至る。
【二七】章。廷尉に上る所の告訴状をいふ。
【二八】會。赴き對する也。
【二九】中都官。京師の諸官府なり。
【三〇】獄辭の連逮して考問する所の者六七萬人なり。
【三一】吏、又、此の外に於て、法文を以て之を致し、更に増加すること、十萬餘人に至る。
【一二】角抵。二人相對して力を角し、技藝射御を角ふ也。
【一二】魚龍曼延。遊戯の名、輕業の類なり。

漢の兵、朝鮮の境に入る。朝鮮王右渠、兵を發して險に距ぐ。樓船將軍、齊の兵七千人を將ゐて、先づ王險に至る。右渠、城守す。樓船の軍の少きを窺ひ知り、即ち城を出でて樓船を撃つ。樓船の軍敗れ散じ、山中に遁る。十餘日、稍く散卒を求め收め、復た聚まる。左將軍、朝鮮の浪水の西軍を撃ち、未だ破ること能はず。天子、兩將の未だ利有らざるが爲めに、乃ち衛山をして兵威に因りて往いて右渠を諭さしむ。右渠、使者を見、頓首して謝す、「降らんことを願へども、兩將の詐りて臣を殺さんことを恐る。今、信節を見る。請ふ復た降らん」と。太子を遣りて(漢)入りて謝せしめ、馬五千匹を獻じ、及び軍糧を饋る。人衆萬餘、兵を持し、方に浪水を渡らんとす。使者及び左將軍、其の變を爲さんことを疑ひ、謂はく、「太子、已に服降す。宜しく人をして兵を持する母からしむべし」と。太子も亦、使者・左將軍が詐りて之を殺さんことを疑ひ、遂に浪水を渡らず、復た引き歸る。山還りて天子に報す。天子、山を誅す。左將軍、浪水上の軍を破り、乃ち前みて城下に至り、其の西北を圍む。樓船も亦往きて會し、城南に居る。右渠遂に堅く城を守る。數月にして、未だ下すこと能はず。左將軍の將ゐる所の燕・代の卒は、勁悍多し。樓船は齊の卒を將ゐ、已に嘗て敗亡困辱し、卒は皆恐れ、將は心に慙ぢ、其の右渠を圍むや、常に和節を持す。左將軍、急に之を撃つ。朝鮮の大臣、乃ち陰に間に人をして樓船に下らんことを私約せしむ。往來して言へども、尙ほ未だ肯

- 【三】兵。兵器。
- 【四】陰。暗密なり。
- 【五】間。隙に投じて出づるなり。

て決せず、左將軍、數、樓船と戰を期す。樓船、其の約を就さんと欲し、會せず。左將軍も亦、人をして間隙を求めて朝鮮を降下せしめんとす。朝鮮肯せず、心、樓船に附く。故を以て、兩將相能からず。左將軍、心に意へらく、樓船は、前に軍を失ふの罪有り、今、朝鮮と私に善くして、而も又降らず、疑ふらくは其れ反計有らんと。未だ敢て發せず。天子、兩將が城を圍むこと乖異し、兵久しくして決せざるを以て、濟南の太守公孫遂をして往いて之を正し、便宜有らば以て事に從ふを得しむ。遂至るや、左將軍曰はく、「朝鮮の當に下るべくして之を久しくして下らざるは、樓船の數、期すれども會せざればなり」と。具に素意ふ所を以て告げて曰はく、「今此の如くにして、取らずんば、恐らくは大害を爲さん」と。遂も亦以て然りと爲し、乃ち節を以て樓船將軍を召し、左將軍の營に入り、事を計らしめ、即ち左將軍の麾下に命じて、樓船將軍を執へ、其の軍を并せしめ、以て天子に報す。天子、遂を誅す。左將軍、已に兩軍を并せ、即ち急に朝鮮を撃つ。朝鮮の相路人・相韓陰・尼谿の相參・將軍王峽、相與に謀りて曰はく、「始め樓船に降らんと欲したれども、樓船は今執らへられ、獨り左將軍并せ將たり。戰益急なり。恐らくは與に戰ふこと能はざらん」と。王、又降るを肯せず。陰・峽・路人、皆亡げて漢に降る。路人は道にして死す。夏、尼谿の參、人をして朝鮮王右渠を殺さしめ、來り降る。王險城未だ下らず。故の右渠の大臣成己又反し、復た吏を攻む。左

- 【六】就。成す也。和議の約を成就せんと欲する也。
- 【七】路人先に已に漢に降りて道に死す、故に降相と謂ふ。

將軍、右渠の子長・(三)降相路人の子最をして、其の民に告諭し、成己を誅せしむ。故を以て、遂に朝鮮を定め、樂浪・臨屯・玄菟・眞番の四郡と爲す。參を封じて濶清侯と爲し、陰を菽菑侯と爲し、峽を平州侯と爲し、長を幾侯と爲し、最、父死して頗る功有るを以て、涅陽侯と爲す。左將軍徵せられて至る。功を争ひ相嫉み計に乖くに坐して棄市せらる。樓船將軍も亦、兵・列口に至り、當に左將軍を待つべきに、擅に先づ(兵)縦ち・失亡多きに坐し、誅に當す。贖うて庶人と爲る。

班固曰はく、玄菟・樂浪は、本(二)箕子の封せられし所なり。昔、箕子、朝鮮に居り、其の民に教ふるに禮義田蠶織作を以てし、民の爲めに禁八條を設け、相殺すときは、當を以て時に殺を償ひ、相傷つくるときは、穀を以て償ひ、相盜む者は、男は没入して其の家の奴と爲し、女は婢と爲し、自ら贖はんと欲する者は、人ごとに五十萬、免せられて民と爲ると雖も、俗猶ほ之を羞ぢ、嫁娶、售るる所無し。是を以て、其の民、終に・相盜まず、門戸の閉づる無く、婦人は眞信にして・淫辟ならず、其の田野、飲食するに籩豆を以てし、都邑頗る(二)放效し、吏、往往にして杯器を以て食す。郡初め吏を遼東に取るや、吏、民の・閉臧する無きを見る。賈人の往く者夜則ち盜を爲すに及びて、俗稍く益薄し。今、於に禁を

【八】樂浪・臨屯・玄菟・眞番、この四郡の中、眞番、臨屯は前の眞番國、臨屯國。樂浪は今の平安兩道、玄菟は今の咸鏡兩道と比定し得べく、漢の勢威は遼東の一部と朝鮮半島の北半とを占めたるなり。
【九】列口。列水の河口の意。列水とは大同江をいふ。
【一〇】箕子云云。周の武王、箕子を朝鮮に封す。
【一一】放效。ならふ。

犯すこと寔多く、六十餘條に至る。貴ぶ可きかな、仁賢の化や。然して東夷は天性柔順にして、三方の外に異なり。故に孔子、道の行はれざるを悼み、(三)浮桴を海に設けて、九夷に居らんと欲せり。以有るかな。

秋七月、(四)膠西の于王端・薨す。
武都の(五)氏・反す。分ちて酒泉に徙す。

四年、冬十月、上、雍に行幸し、五時を祠る。
(二)回中の道を通じ、遂に北して蕭關に出で、
獨鹿・鳴澤を歴、代よりして還り、河東に幸す。
春三月、后土を祠り、汾陰・夏陽・中都の死罪以下を赦す。

夏、大に旱す。
匈奴は、(三)衛・霍が幕を度りしより以來、復た寇を爲すこと希にして、遠く北方に徙り、士馬を休養し、射獵を習ひ、數使を漢に使はし、好辭甘言して、和親を求請す。漢、北地の人王烏等をして匈奴を窺はしむ。烏、其の俗に従ひ、節を去り、

【一】三方云云。三方は南西北にして、即ち東夷は同じく夷狄にても南蠻・西戎・北狄等とは異りといふなり。
【二】浮桴。いかだ。竹木を編みてこれを爲る、大なるか筏と曰ひ、小なるを桴と曰ふ。事は論語公冶長篇及び子罕篇に見ゆ。
【三】衛。景帝の子、三年、封を受く。
【四】端。西戎の一種。西蔵種族なり。
【一】回中。地名、陝西省關中道隴縣の西北に在り。蕭關は今の甘肅省涇原道固原縣の東南に在り。關中の四關の一と爲す。
【二】獨鹿。山の名、今の京兆涿縣の西に在り、下に鳴澤あり。
【三】衛。衛青、霍去病。
【四】幕。沙漠。事は十九卷元狩四年に見ゆ。

穹廬に入る。單于、之を愛し、伴り許して甘言し、爲めに其の太子を遣はし、漢に入りて質と爲らしめんとす。漢、楊信を匈奴に使せしむ。信、肯て其の俗に従はず。單于曰はく、「故の約に、漢嘗に翁主を遣はし、繒絮食物を給すること。品有り、以て和親し、而して匈奴も亦邊を擾さず。今乃ち右に反して吾が太子をして質と爲らしめんと欲す。幾ふ無し」と。信、既に歸る。漢、又、王烏をして往かしむ。而して單于、復た調ふに甘言を以てし、多く漢の財物を得んと欲し、給きて王烏に謂つて曰はく、「吾、漢に入りて天子に見え、面のあたり相約して兄弟と爲らんと欲す」と。王烏歸りて漢に報ず。漢、單于の爲めに、邸を長安に築く。匈奴曰はく、「漢の貴人の使を得るに非ずんば、吾、與に誠語せじ」と。匈奴、其の貴人を使せしむ。漢に至りて病む。漢、藥を予へ、之を愈さんと欲す。不幸にして死す。漢、路充國をして二千石の印綬を佩び、往いて使せしめ、因つて其の喪を送る。(一)厚葬、數千金に直る。曰はく、「此れ漢の貴人なり」と。單于以爲へらく、漢、吾が貴使者を殺せりと。乃ち路充國を留めて歸さず。諸の言ひし所の者は、單于、特に空しく王烏を給きしものにして、殊えて漢に入り及び太子を遣はすに意無し。是に於て、匈奴數奇兵をして漢の邊を侵犯せしむ。乃ち郭昌を拜して拔胡將軍と爲し、及び泥野侯をして朔方に屯せしめ、以て東のかた胡に備ふ。

- 【五】穹廬。天幕。匈奴の居はテントなること、今の蒙古人と同じ。
- 【六】品。品數。
- 【七】反。違ふ也。
- 【八】幾ふ無し。我が冀望する所に非ず。
- 【九】調。古の諂の字。
- 【一〇】誠語。實を以て語る也。
- 【一一】厚葬。漢書には厚幣に作る。

五年、冬、上、南に巡狩して、盛唐に至り、虞舜を九疑に望祀し、瀟湘の天柱山に登り、尋陽より江に浮び、親ら蛟を江中に射て之を獲、舳艫千里、樅陽に薄りて出で、遂に北して琅邪に至り、海に竝ひ、過ぐる所、其の名山大川を禮祠す。春三月、還りて太山に至り、増し封す。甲子、始めて上帝を明堂に祀り、配するに高祖を以てし、因つて諸侯王列侯を朝し、郡國の計を受く。夏四月、天下に赦し、幸する所の縣は、今年の租賦を出すこと母からしむ。還りて甘泉に幸し、秦時に郊す。

- 【一】盛唐。地名、今の安徽省安慶道懷寧縣城内に在り。
- 【二】九疑。山の名、湖南省衡陽道寧遠縣の南六十里に在り。
- 【三】瀟湘。瀟は縣の名、今の安徽省安慶道霍山縣なり。天柱山は今の安徽省安慶道潛山縣の西北に在り、皖山の最高峯なり。此の山は南方に在るを以て、南嶽と爲す。
- 【四】尋陽。縣の名、故城は今の湖北省江漢道黃梅縣の界に在り、江北に在り。
- 【五】舳艫千里。船の多きを言ふ。
- 【六】樅陽。縣の名、故城は今の安徽省安慶道桐城縣の東南に在り。
- 【七】計。計簿。
- 【八】廬山。廬山、匈奴の中の山の名。

長平の烈侯衛青・薨す。冢を起して廬山に象る。上既に胡越を攘ひ卻け、地を開き境を斥く。乃ち交阯・朔方の州及び冀・幽・并・兗・徐・青・揚・荆・豫・益・涼等の州を置く。凡そ十三部。皆、刺史を置く。

上、名臣の文武あるもの盡さんと欲するを以て、乃ち詔を下して曰はく、「蓋し非常の功有るは、必ず非常の人を待つ。故に馬は或は奔蹏して、而も千里を致す。士は或は俗に負くの累有りて、而も功名を立つ。夫れ駕を泛すの馬、^(一)蹏弛の士は、亦、之を御するに在るのみ。其れ州郡に令して、吏民の^(二)茂才異等有り、將相と爲し及び^(三)絶國に使せしむ可き者を察せしめよ」と。

六年、冬、上、回中に行幸す。

春、^(一)首山宮を作る。

三月、河東に行幸し、后土を祠り、汾陰の殊死以下を赦す。

漢、既に西南夷に通じ、^(二)五郡を開き、地接して以て前みて大夏に通せんと欲し、歳、使十餘輩を遣はし、此の初郡に出でしむ。皆、^(三)昆明に閉ぢられ、幣物を殺奪せらる。是に於て、天子、京師の亡命を赦し、軍に従はしめ、拔胡將軍郭昌を遣はし、將として以て之を撃たしむ。斬首數十萬。後復た使を遣はす。竟に通するを得ず。

- 【九】 奔蹏。蹏は踏む也。これに乗れば則ち奔り、立てば則ち人を蹏る。
- 【一〇】 俗に負く。世人に譏らるる也。
- 【一一】 泛。覆す。
- 【一二】 蹏弛。とりしまり無く、ほしいまなること。
- 【一三】 茂才異等。才氣俊秀にして、凡人と同じからざる也。
- 【一四】 絶國。絶遠の國。
- 【一五】 首山。即ち雷首山。山西省河東道永濟縣の南に在り。其の下に於て宮を立てし也。
- 【一六】 五郡。犍爲、越巂、沈黎、汶山、益州。
- 【一七】 昆明。越巂の西南に在り。

秋、大に早し、蝗あり。^(四)烏孫の使者、漢の廣大なるを見、歸りて其の國に報す。其の國、乃ち益、漢を重んず。匈奴、烏孫が漢と通するを聞き、怒り、之を撃たんと欲す。又、其の旁の大宛、月氏の屬、皆、漢に事ふ。烏孫、是に於て恐れ、使を遣はして、漢の公主に尙して昆弟と爲るを得んことを願ふ。天子、羣臣と議し、之を許す。

烏孫、千匹の馬を以て往き、漢の女を聘す。漢、^(五)江都王建の女細君を以て公主と爲し、往いて烏孫に妻す。贈送甚だ盛なり。烏孫王昆莫、以て右夫人と爲す。匈奴も亦女を遣はして昆莫に妻す。以て左夫人と爲す。公主自ら宮室を治めて居り、歳時に、一再、昆莫と會し、酒を置きて飲食す。昆莫、年老い、言語通せず。公主、悲愁して、歸らんと思ふ。天子聞きて之を憐み、^(六)問歳、使者を遣はし、帷帳錦繡を以て給遺す。昆莫曰はく、「我老いたり」と。其の孫岑娶をして公主に尙せしめんと欲す。公主聽かず、上書して狀を言ふ。天子、報じて曰はく、「其の國俗に従へ」と。烏孫と共に胡を滅ぼさんと欲す。岑娶遂に公主を妻とす。昆莫、死す。岑娶代り立ちて、昆彌と爲る。是の時、漢の使、西して葱嶺を躡え、安息に抵る。安息、使を發して、^(七)大鳥の卵及び^(八)黎軒の^(九)眩を善くする人を以て漢に獻す。及び諸の小國、^(一〇)驩

- 【四】 元鼎二年、烏孫、使加遣はし、張騫に隨ひ、入朝す。
- 【五】 江都王建。易王非の子。
- 【六】 問歳。一歳を隔つる也。
- 【七】 昆彌。王號。昆莫と同じ。
- 【八】 大鳥。駝鳥をいふ。
- 【九】 黎軒。地名。埃及のアレキサンドリア (Alexandria) の音譯なりと云ふ。
- 【一〇】 眩を善くする人。奇術師。
- 【一一】 驩潛 (はほらぞん) (Khorazm) 即ち今のヒロ (Khiva) の音譯。大益 (はがー) (Dake) の音譯。共にアム河 (Amu Darya) 下流の地。扞婁は今の新疆省喀什噶爾道于闐縣の東方。蘇離は今のシル河 (Sir Darya) 以北にありし小國。

潛・大益・扞架・蘇離の屬、皆、漢の使に隨つて、天子に獻見す。天子、大に悦ぶ。西國の使、更るく來り更るく去る。天子、海上に巡狩する毎に、悉く外國の客を從へ、大都の人多きは、則ち之に過り、財帛を散じて以て賞賜し、厚く具へて以て之に饒給し、以て漢の富厚なるを覽示す。大に角抵し、奇戲諸の怪物を出し、多く觀者を聚む。賞賜を行ひ、酒池肉林あり。外國の客をして徧く各倉庫府藏の積を觀しめ、漢の廣大なるを、見し、之に傾駭せしむ。大宛の左右は、(一五) 蒲萄多く、以て酒を爲る可く、(一六) 苜蓿多く、天馬、之を嗜む。漢の使、其の實を采りて以て來る。天子、之を離宮・別觀の旁に種るて、(一七) 望を極む。然れども、西域は、匈奴に近きを以て、常に匈奴の使を畏れ、之を待すること漢の使よりも過ぎたり。

是の歲、匈奴の烏維單于・死す。子烏師盧立つ。年少し。兒單于と號す。此よりの後、(一八) 單于益西北に徙り、左方の兵は雲中に直り、右方の兵は酒泉・敦煌郡に直る。

【一】これを示し、それをして觀覽せしむるなり。
 【二】都邑の人を聚めて、觀看せしめ、以てこれを誇示す。
 【三】見。顯示する也。
 【四】蒲萄。葡萄なり。この語は本來の漢語に非ず。もと希臘語ポトロス(Botros)の Poto を音譯せるものなり。
 【五】苜蓿。うまごやし。

【一七】望を極む。目のとどくかぎり一面に苜蓿を種みたるを云ふ。
 【一八】匈奴の左方の兵は、本と上谷以東に直り、右方の北は上郡以西に直り、單于の庭は代雲中に直りしが、今、西北に徙りたれば、左右方も亦徙りしなり。

(一) 太初元年、冬十月、上、泰山に行幸し、十一月甲子朔旦、冬至、上帝を明堂に祠り、東して海上に至る。海に入り及び方士の・神を求むる者を考ふるに、驗莫し。然れども益・遣り、之に遇はんことを冀ふ。

乙酉、柏梁臺・災あり。

十二月甲午朔、上、親ら 高里に禪し、后土を祠る。渤海に臨み、將に以て蓬萊の屬を望祀し、殊廷に至らんことを冀はんとす。春、上還り、柏梁の災ありしを以て、故に甘泉に諸侯を朝せしめ、計を受け、甘泉に諸侯の邸を作らしむ。越の人勇之曰はく、「越の俗、火災有るときは、復た屋を起すに必ず大を以てし、用て之を勝服す」と。是に於て、建章宮を作り、度りて千門萬戸を爲る。其の東には則ち鳳闕あり、高さ二十餘丈、其の西には則ち唐中あり、數十里、虎圈あり。其の北には、大池・漸臺を治む、高さ二十餘丈、名づけて太液池と曰ふ。中に蓬萊・方丈・瀛州・壺梁あり、海中の神山・龜魚の屬を象る。其の南には、玉堂・璧門。大鳥の屬有り、神明臺・井幹樓を立つ。度るに五十丈。輦道相屬く。

【一】太初元年。西紀前一〇四年。この歲。初めて夏正を用ひ、正月を以て歲首と爲す。故に改元して太初と爲す。
 【二】高里。山の名、泰山の下にありといふ。
 【三】殊廷。蓬萊の中の仙人の庭をいふ。
 【四】計。郡國の上る所の計簿

【五】建章宮。未央宮の西に在り。
 【六】唐。堂より門に行く途。
 【七】虎圈。虎を畜養する所。
 【八】漸臺。臺、池中に在り、水に漸漬せらる、故に漸臺と曰ふ。
 【九】大鳥。大鳥の像。

太中大夫公孫卿・壺遂・太史令司馬遷等言す、「**歴紀壞廢せり。宜しく正朔を改むべし**」と。上、兒寛に詔し、博士賜等と共に議せしむ。以爲へらく、宜しく**夏正**を用ふべしと。夏五月、詔して、卿・遂・遷等をして、共に漢の太初歴を造らしむ。正月を以て歳首と爲し、**色は黄を尙び、數は五を用ひ、官名を定め、音律を協へ、宗廟百官の儀を定め、以て典常と爲し、之を後世に垂ると云ふ。**

匈奴の兒單于、殺伐を好み、國人安んぜず、又、天災有り、畜多く死す。左大都尉、人をして間に漢に告げしめて曰はく、「我、單于を殺して漢に降らんと欲す。漢遠し。即し兵來りて我を迎へば、我即ち發せん」と。上乃ち因杆將軍公孫敖を遣はし、塞外に受降城を築き、以て之に應せしむ。

秋八月、上、安定に行幸す。

漢の使の西域に入る者言す、「宛に善馬有り、**貳師城**に在り。匿して、漢の使に與ふるを肯せず」と。天子、壯士車令等をして千金及び金馬を持して以て之を請はしむ。宛王、其の羣臣と謀りて曰はく、「漢は我を去ること遠くして、**鹽水**の中に數敗れぬ。其の北に出づれば、胡の寇有り。其の南に出づれば、水草

- 【一〇】夏正。漢初め秦正を用ひ、建亥の月を以て歳首と爲す。夏正は、建寅の月即ち正月を以て歳首と爲す。
- 【一一】時に議者、漢を以て土徳と爲す、土は色黄にして數は五なり、故に黄を上び五を用ふるなり。
- 【一二】典常。一定不變の法。
- 【一三】安定。郡の名、今の甘肅省の舊平涼府及び固原州・涇州の地。高平に治す、今の涇原道固原縣なり。
- 【一四】貳師城。大宛の城名。今のフェルガナ(Fergana)の西南なるウラチヌ(Urartube)なり。
- 【一五】鹽水。鹽澤なり。

に乏し。又且つ往往にして**邑**を絶ち食に乏しき者多し。漢の使數百人、輩を爲して來れども、常に食に乏しく、死する者過半なり。是れ安んぞ能く大軍を致さんや。我を奈何ともする無からん。貳師の馬は、宛の寶馬なり」と。遂に漢の使に予ふるを肯せず。漢の使怒り、**妄言し、金馬を推して去る。**宛の貴人怒りて曰はく、「漢の使至つて我を輕んず」と。漢の使を遣りて去らしめ、其の東邊の郁成王に令して、遮りて漢の使を攻殺し、其の財物を取らしむ。是に於て、天子大に怒る。諸の嘗て宛に使せし姚定漢等言ふ、「宛の兵は弱し。誠に漢の兵を以てせば、三千人に過ぎず、**彊弩**、之を射て、盡く虜にす可し」と。天子、嘗て泥野侯をして七百騎を以て樓蘭王を虜にせしめたれば、定漢等の言を以て然りと爲し、而して寵姬李氏(兄弟)を侯とせんと欲し、乃ち李夫人の兄廣利を拜して貳師將軍と爲し、屬國の六千騎及び郡國の**惡少年**數萬人を發し、以て往いて宛を伐たしむ。貳師城に至りて善馬を取るを期す。故に貳師將軍と號す。趙始成を軍正と爲し、故の浩侯王恢をして軍を導かしめ、而して李哆を校尉と爲し、軍事を制せしむ。

- 【一六】邑。絶つ。道に近き處に城郭の居無きを言ふ。
- 【一七】妄言。妄に言を發して、之を詬罵する也。
- 【一八】推。推破。
- 【一九】惡少年。行義無き者をいふ。

臣光曰はく、武帝、寵姬李氏を侯とせんと欲して、廣利をして兵を將ゐて宛を伐たしむ。其の意に以爲へらく、功有るに非ずんば侯とせじと。高帝の約に負くを欲せざるなり。夫れ軍旅は大事に

して、國の安危、民の死生、焉に繫る。苟くも賢愚を擇ばずして之に授くるを爲し、咫尺の功を微幸し、藉りて以て名と爲し、而して其の愛する所に私せんと欲するは、功無くして侯とするの愈れりと爲すに若かざるなり。然れば則ち武帝は、國に封するに見る有れども、^(三)將を置くに見る無し。之を能く先帝の約を守ると謂ふは、臣曰はく、過てりと。

中尉王溫舒、姦利を爲すに坐して、罪、族に當す。自殺す。時に兩弟及び兩婚家、亦、各自ら佗の罪に坐して族せらる。^(三)光祿勳徐自爲曰はく、「悲しいかな、古に^(三)三族有り。而るに王溫舒の罪は、時を同じうして五族せらるるに至るか」と。

關東・蝗あり、大に起ちて飛び、西して燉煌に至る。

【三】將を置くこと善からざるときは、一敗して地に塗る。
【三】帝、郎中令を改めて光祿勳と爲す。
【三】三族五族の族は、族誅の意なり。

二年、春正月戊申、牧丘の恬侯石慶・薨す。

閏月丁丑、太僕公孫賀を以て丞相と爲し、葛釋侯に封す。時に朝廷、事多く、大臣を督責す。公孫弘より後、丞相比に事に坐して死す。石慶、謹を以て終を得と雖も、然も數、譴せらる。賀、引き拜せられて丞相と爲るや、印綬を受けず、頓首し涕泣して、背て起たす。上乃ち起ち去る。賀、已むを得ずして拜す。出でて曰はく、「我、是より殆からん」と。

三月、上、河東に行幸し、后土を祠る。

夏、五月、吏民の馬を籍し、車騎の馬を補ふ。

秋、蝗あり。

貳師將軍の西するや、既に鹽水を過ぐ。道に當るの小國、各城守し、食を給するを肯せず。之を攻むれども、下すこと能はず。下る者は食を得、下らざる者は數日にして則ち去る。^(一)郁成に至る比には、士至る者、數千に過ぎず、皆飢る罷る。郁成を攻む。郁成大に之を破り、殺傷する所甚だ衆し。貳師將軍、李哆・趙始成等と計る、「郁成に至りて、尙ほ擧ぐることを能はず、況んや其の王都に至るをや」と。兵を引き還り、燉煌に至る。士、什の一二に過ぎず。使をして上書せしめて言はく、「道遠く食に乏しく、且つ士卒、戰を患へずして飢を思ふ。人少くして、以て宛を抜くに足らず。願はくは且く兵を罷め、益發して復た往かん」と。天子、之を聞き、大に怒り、使をして玉門(關)を遮らしめて曰はく、「軍、敢て入る者有らば、輒ち之を斬らん」と。貳師恐れ、因つて燉煌に留まる。

【一】郁成。新疆省内。
【二】十人の中、二人還ることを得。
【三】受降城。綏遠特別區域歸綏縣。
【四】浚稽山。山名、外蒙古喀爾喀の境に在り。

上、猶ほ以へらく、^(三)受降城は何奴を去ること遠しと。浚稽將軍趙破奴を遣はし、二萬餘騎を將て、朔方の西北に出づること二千餘里、^(四)浚稽山に至りて還るを期す。浞野侯既に至り、左大都尉に

〔五〕期。事を發するの期日を約束する也。
 〔一〕東泰山。琅邪郡朱虛縣(山東省臨朐縣)の境に在り。
 〔二〕石闔。泰山の下陞の南方に在り、方士以て仙人の闔と爲す。
 〔三〕五原塞。即ち五原郡榆林塞なり。
 〔四〕廬胸。ケルレン河。
 〔五〕居延澤。湖名、今の甘肅省の北、額濟納旗内に在り。

〔五〕期す。(都尉)發せんと欲して、覺る。單于、之を誅す。左方の兵を發して、泥野侯を撃つ。泥野侯行く／＼首虜を捕へ、數千人を得て還る。未だ受降城に至らざること、四百里、匈奴の兵八萬騎、之を圍む。泥野侯、夜自ら出でて水を求む。匈奴間に捕へ、泥野侯を生得す。因つて急に其の軍を撃つ。軍吏、將を亡ひたれば誅せられんことを畏れ、歸るを相勸むる者莫し。軍遂に匈奴に没す。兒單于大に喜び、因つて奇兵を遣はして受降城を攻めしむ。下すこと能はず。乃ち邊に寇入して去る。冬十二月、兒寬卒す。

三年、春正月、膠東の太守延廣、御史大夫と爲る。

上、東して海上を巡り、神仙の屬を考ふるに、皆、驗無し。祠官をして

東泰山を禮せしむ。夏四月、還り、封を泰山に修め、石闔に禪す。

匈奴の兒單于死す。子年少し。匈奴、其の季父右賢王向犂湖を立てて單于と爲す。

上、光祿勳徐自爲を遣はし、五原塞を出づること數百里、遠き者は千餘里、城障列亭を築きて、

西北のかた廬胸に至らしめ、而して游擊將軍韓說・長平侯衛伉をして其の旁に屯せしめ、彊弩都尉

路博德をして居延澤の上に築かしむ。秋、匈奴、大に定襄・雲中に入り、數千人を殺略し、數二千

石を敗りて去り、行く／＼光祿が築く所の城障列亭を破壊し、又、右賢王をして酒泉・張掖に入らしめ、數千人を略す。會、軍正任文撃ち救ふ。(匈奴)盡く復た得る所を失うて去る。

是の歲、睢陽侯張昌、太常と爲りて祠に乏しきに坐して、國除かる。初め高祖、功臣を封じて

列侯と爲すこと、百四十有三人。時に兵革の餘、大に名都に城けども、民人散亡し、戸口得て數

ふ可きもの、裁に什に二三。大侯は萬家に過ぎず、小なる者は五六百戸。其の封爵の誓に曰

はく、『黄河をして帶の如く、泰山をして厲の若くならしむとも、國以て永く存し、爰に苗

裔に及ばん』と。申ぬるに丹書の信を以てし重ぬるに白馬の盟を以てす。高后の時に及びて、

盡く列侯の位次を差第し、諸を宗廟に藏し、副は有司に在り。文・景四五世の間に及びて、

は、三四萬戸に至り、小國は自ら倍す。富厚なること之の如し。子孫驕逸して、多く法禁に抵り、

身を隕し國を失ふ。是に至りて見侯裁に四人のみ。罔も亦少しく密なり。

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢世宗孝武皇帝太初三年

漢既に泥野の兵を亡ふ。公卿議者、皆宛の軍を罷め、力を専らにして、子、業に兵を出して宛を誅す。宛は小國なるに、而も下すこと能はずんば、則ち大夏の屬、漸く漢を輕んじ、而して宛の善馬絶えて來らず、烏孫、輪臺も、漢の使を易り苦しめ、外國の笑と爲らんと。乃ち、宛を伐つは尤も不便なりと言ふ者鄧光等を案じ、囚徒を赦し、惡少年及び邊騎を發す。歲餘にして燧烽に出づる者六萬人。私を負うて從ふ者は與らず。牛十萬、馬三萬匹、驢、橐駝、萬を以て數へ、齋糧兵弩甚だ設く。天下騷動し、轉た宛を伐つに相奉ず。五十餘校尉あり。宛は城中に井無く、城外の流水を汲む。是に於て水工を遣はし、其の城下の水を徙し、空しくして以て其の城に穴ほらしむ。益、戍甲卒十八萬を酒泉・張掖の北に發し、居延・休屠の屯兵を發し、以て酒泉を衛らしめ、而して天下の吏の罪有る者・亡命せる者・及び贅婿・賈人・故市籍有り・父母・大父母の市籍有る者・凡そ七科の適を發して兵と爲し、及び糴を載せて貳師に給す。轉車・人徒、相連屬す。而して馬に習ふ者二人を拜して、執驅馬校尉と爲し、宛を破りて其の善馬を擇び取るに備ふと云ふ。是に於て、貳

- 〔一八〕 胡。匈奴を指す。
- 〔一九〕 輪臺。國の名、今の新疆省阿克蘇道輪臺縣。
- 〔二〇〕 案。其罪を案じて罰を行ふ也。
- 〔二一〕 私。私の糧食等。
- 〔二二〕 與らず。六萬人の數の外なり。
- 〔二三〕 橐駝。駱駝。
- 〔二四〕 城下云云。城中をして水に空乏ならしむるを云ふ。この城は都城貴山城をいふ。貴山城の位置に就きては、フェルガナのカーサーン (Khosro) とする説と、コーシエンド (Khodjend) とする説とあり。
- 〔二五〕 適。適に通ず。
- 〔二六〕 糴。ほしいひ。
- 〔二七〕 轉車。荷車。
- 〔二八〕 執驅馬校尉。執馬校尉、驅馬校尉。

師後に復た行く。兵多くして、至る所の小國、迎へて食を出し軍に給せざるもの莫し。輪臺に至る。輪臺・下らず。攻むること數日、之を屠る。此よりして西し、平行して宛城に至る。兵到る者三萬。宛の兵、漢の兵を迎へ撃つ。漢の兵、射て之を敗る。宛の兵走り、入りて其の城に保す。貳師、郁成城を攻めんと欲すれども、留行せば宛をして益、詐を生せしめんことを恐れ、乃ち先づ宛に至り、其の水源を決して之を移す。則ち宛、固に已に憂困す。其の城を圍み、之を攻むること四十餘日。宛の貴人謀りて曰はく、「王、母寡、善馬を匿して、漢の使を殺せり。故漢、宛ヲ攻ム。今、王を殺して善馬を出さば、漢の兵宜しく解くべし。即し解けずんば、乃ち力戰して死するも、未だ晩からざるなり」と。宛の貴人、皆、以て然りと爲し、共に王を殺す。其の外城壞る。宛の貴人勇將煎靡を虜にす。宛、大に恐れ、走りて城中に入り、王母寡の頭を持し、人を遣はして貳師に使せしめ、約して曰はく、「漢、我を攻むること無くんば、我、盡く善馬を出し、取る所を恣にせしめ、而して漢の軍に食を給せん。即し聽かずんば、我、盡く善馬を殺さん。康居の救、又且に至らんとす。至らば、吾は内に居り、康居は外に居り、漢の軍と戰はん。之を孰計して、何れにか從ふ」と。是の時、康居、漢の兵の尙は盛なるを候視し、敢て進まず。貳師、宛の城中、新に漢人を得、井を穿つを知り、而して其の内食尙は多しと聞き、計りて以爲へらく、來れるは、首惡

- 〔二九〕 平行。行くに寇難無きを言ふ。
- 〔三〇〕 留行。軍を留止して其の行を廢するを謂ふ。
- 〔三一〕 水源。水源。
- 〔三二〕 母寡。王の名。

の者母寡を誅せんとなり。母寡の頭已に至れり。此の如くにして許さずんば則ち堅守せん。而して康居、漢の兵の罷るるを候ひ、來りて宛を救はば、漢の兵を破らんこと必せりと。乃ち宛の約を許す。宛乃ち其の馬を出し、漢をして自ら之を擇ばしめ、而して多く食を出して、漢の軍に食はしむ。漢の軍、其の善馬數十匹・中馬以下牝牡三千餘匹を取り、而して宛の貴人の故時。漢を遇すること善かりし者名は昧蔡を立てて宛王と爲し、與に盟つて兵を罷む。初め貳師、燉煌に〔三〕起りて西するや、分ちて數軍と爲し、南北道よりす。校尉王申生は、千餘人を將ゐて、別れて郁成に至る。郁成王、擊つて之を滅ぼす。數人脱亡して、貳師に走る。貳師、搜粟都尉〔四〕上官桀をして往いて郁成を攻めしむ。郁成王亡げて康居に走る。桀追うて康居に至る。康居、漢已に宛を破ると聞き、郁成王を出して桀に與ふ。桀、四騎士をして縛守して貳師に詣らしむ。〔五〕上邽の騎士趙弟、郁成王を失はんことを恐れ、劍を抜いて撃つて其の首を斬り、追うて貳師に及ぶ。

四年、春、貳師將軍、來りて京師に至る。貳師の過ぐる所の小國、宛破ると聞き、皆、其の子弟をして従ひ、入りて貢獻し、天子に見えしめ、因つて質と爲す。〔一〕軍還り入るや、馬千餘匹。〔二〕後に行く

- 〔三〕 起。出發する也。燉煌を出發して西するをいふ。
- 〔四〕 上官桀。上官は姓、桀は名。
- 〔五〕 上邽。縣の名、故城は今の甘肅省渭川道天水縣の西南に在り。
- 〔一〕 軍還り入る云云。漢書李廣利傳には「軍還入玉門」者萬餘人、馬千餘匹」とあり。
- 〔二〕 既に燉煌に還り、而して再び師を出す、故に、後に行く」と曰ふ。

や、軍、食に乏しきに非ず、戰死するもの、甚だ多きにあらず。而れども將吏、貪りて卒を愛せず、之を侵牟す。此を以て物故する者衆し。天子、萬里にして伐つが爲めに、其の過を録せず。乃ち詔を下し、李廣利を封じて海西侯と爲し、趙弟を封じて新時侯と爲し、上官桀を以て少府と爲す。軍の官吏の九卿と爲る者三人、諸侯の相・郡守・二千石となるもの百餘人、千石以下は千餘人、奮うて行く者は、官、其の望に過ぎ、誦過を以て行くは、皆、其の勞を黜け、士卒の賜は四萬錢に直る。匈奴、貳師の大宛を征するを聞き、之を遮らんと欲すれども、貳師の兵盛なれば、敢て當らず、即ち騎を遣はし、樓蘭に因りて、漢の使の後れて過ぐる者を候ひ、絶つて通ずる勿からしめんと欲す。時に、漢の軍正任文、兵を將ゐて玉門關に屯し、生口を捕得し、狀を知り、以て聞す。上、文に詔して、便道より兵を引きて、樓蘭王を捕へ、將ゐて關に詣りて簿責す。王對へて曰はく、「小國、大國の間に在り、兩屬せざれば、以て自ら安んずる無し。願はくは國を徙し、入りて漢の地に居らん」と。上、其の言を直とし、國に遣り歸し、亦因つて匈奴を候司せしむ。匈奴、是より、甚だ樓蘭を親信せず。大宛破れてより後、西域震懼る。漢の使、西域に入る者、益々職を得。是に於て、燉煌より、西のかた鹽澤に至るまで、往往、亭を起し、而して輪臺・渠犂には、皆、田卒數百人有り、

- 〔三〕 侵牟。侵し取る。
- 〔四〕 其の勞を黜く。其の罪を赦して、其の功勞を敘せざる也。
- 〔五〕 候司。候伺に同じ。
- 〔六〕 職を得。輕んじ辱められざるを言ふ。
- 〔七〕 渠犂。輪臺の東にあり。新疆省阿克蘇道内。
- 〔八〕 田卒。屯田兵。

使者校尉を置きて領護し、以て外國に使用する者に給す。後歲餘、宛の貴人以爲へらく、味蔡善く諛ひ、我が國をして屠に遇はしむと。乃ち相與に味蔡を殺し、母寡の昆弟蟬封を立てて宛王と爲し、而して其の子を遣はして入りて漢に侍せしむ。漢因つて使をして賂賜せしめ、以て之を鎮撫す。蟬封、漢と約し、歲ごとに天馬二匹を獻す。

秋、(三)明光宮を起す。

冬、上、回中に行幸す。

匈奴の匈鞬湖單于死す。匈奴、其の弟左大都尉且鞮侯を立てて單于と爲す。天子、宛を伐つての威に因りて、遂に胡を困しめんと欲す。乃ち詔を下して曰はく、(一)高皇帝、朕に平城の憂を遣せり。高后の時、單于の書、絶た悖逆なりき。昔、(二)齊の襄公、九世の讐を復し、

春秋、之を大なりとす」と。且鞮侯單于初めて立ち、漢の之を襲はんことを恐れ、乃ち曰はく、「我兒子、安んぞ敢て漢の天子を望まんや。漢の天子は、我が丈人行なり」と。因つて盡く漢の使の降らざる者、路充國等を歸し、使をして來り獻せしむ。

〔九〕營田の事を統領保護する也。
〔一〇〕其の五穀を收めて以てこれに供給する也。
〔一一〕明光宮。長樂宮の後に在り。南のかた長樂宮と相聯屬し、北のかた桂宮に通ず。
〔一二〕平城の事は、十一卷高祖七年に見ゆ。
〔一三〕事、十二卷惠帝三年に見ゆ。
〔一四〕齊の襄公云云。公羊傳註

公四年に、春、齊の襄公、紀を滅ぼす、讎を復するなり。襄公の九世の祖、昔、紀侯に譖せられて、周に烹殺せらる。故に襄公、紀を滅ぼす也。九世猶ほ以て讎を復す可きか。曰はく、百世と雖も可なりと。
〔一五〕丈人行。丈人は耆老の稱。行は順位。漢の天子は匈奴に對して長上の身分也との意。
〔一六〕路充國が留めらるること上の元封四年に見ゆ。

(三) 天漢元年、春正月、上、甘泉に行幸し、秦時に郊す。三月、河東に行幸し、后土を祠る。

上、匈奴の單于の義を嘉し、中郎將蘇武を遣はし、匈奴の使の留まりて漢に在る者を送らしめ、因つて厚く單于に賂し、其の善意に答ふ。武、副中郎將張勝及び假吏常惠等と俱にす。既に匈奴に至り、幣を置きて單于に遺る。單于益驕る。(三)漢の望む所に非ざるなり。會、緜王、長水の虞常等及び衛律が將ゐる降る所の者と、陰に相與に謀り、單于の母閼氏を劫して漢に歸せしめんとす。衛律は、父は故長水の胡人なり。律、協律都尉李延年に善し。延年、律を薦め言ひ、匈奴に使せしむ。使して還り、延年が家收めらると聞き、遂に亡げて匈奴に降る。單于、之を愛し、與に國事を謀り、立てて丁靈王と爲す。虞常、漢に在る時、素より副張勝と相知る。私に勝を候して曰はく、「聞く漢の天子、甚だ衛律を怨むと。常能く漢の爲めに、弩を伏して之を射殺さん。吾が母と弟と漢に在り。幸に其の賞賜を蒙らん」と。張勝、之を許し、貨物を以て常に與ふ。後月餘、單于出でて獵し、獨り閼氏・子弟のみ在り。虞常等七十餘人、發せんと欲す。其の一人、夜亡げて之を告ぐ。單于の子弟、兵を發して與に戰ふ。緜王等皆死し、虞常は生得せらる。單于、衛律をして其の事を治せしむ。張勝、之を聞き、前語の發せんことを恐れ、狀を以て武に語る。武曰はく、「事此の如くならば、

〔一〕天漢元年。西紀前一〇〇年。
〔二〕漢の望む所に非ず。漢の期望する所と大に相違するをいふ。
〔三〕緜王。匈奴の渾邪王の姉の子渾邪王と俱に漢に降る、後、湜野侯に隨つて匈奴の中に没す。
〔四〕發。發覺する也。

此れ必ず我に及ばん。(五)犯されて乃ち死するは、國に負くを重ぬるなり」と。自殺せんと欲す。勝・惠等共に之を止む。虞常、果して張勝を引く。單于怒り、諸の貴人を召して議し、漢の使者を殺さんと欲す。(六)左伊秩訾曰はく、「即し單于を謀らば、何を以てか復た加へん。宜しく皆之を降すべし」と。單于、衛律をして武を召して、辭を受けしむ。武、惠等に謂ふ、「節を屈し命を辱めば、生くと雖も、何の面目ありてか以て漢に歸らん」と。佩刀を引きて自ら刺す。衛律、驚きて自ら武を抱持し、馳せて醫を召し、地を鑿ちて坎を爲り、(七)燼火を置き、武を其の上に覆せ、其の背を踏みて以て血を出す。武、氣絶え、半日にして復た息す。惠等哭し、輿して營に歸る。單于、其の節を壯なりとし、朝夕、人を遣はして武を候問せしめ、而して張勝を收繫す。武益、愈ゆ。單于、使をして武を曉さしめ、之を降さんと欲す。虞常を論ずるに會し、此の時に因りて武を降さんと欲す。虞常を劍斬し已り、律曰はく、「漢の使張勝、單于の近臣を殺さんと謀る。死に當す。單于、降る者を募りて罪を赦す」と。劍を擧げて、之を撃たんと欲す。勝、降らんと請ふ。律、武に謂つて曰はく、「副は罪有り。當に相坐すべし。」武曰はく、「本、謀る

- 【五】 匈奴に侵犯せられて、然る後に乃ち死するは、是れ更に漢國に負くなり。故に先づ自殺せんと欲す。而して勝・惠これを止む。
- 【六】 引く。辭これに及ぶを謂ふ也。
- 【七】 左伊秩訾。胡官の號なり。
- 【八】 衛律を謀りたるにこれを殺すは、其の罰太だ重きをいふ。
- 【九】 辭を受く。單于の命を致して其の對を取る也。
- 【一〇】 燼火。聚火の炎無き者。
- 【一一】 息す。呼吸する也。蘇生するなり。
- 【一二】 論。論決。
- 【一三】 單于の近臣。衛律自ら謂ふ也。

無し。又、親屬に非ず。何ぞ相坐すと謂はん」と。(律)復た劍を擧げて之に擬す。武、動かす。律曰はく、「蘇君。律、前に漢に負きて匈奴に歸す。幸に大恩を蒙り、號を賜はりて王と稱し、衆數萬を擁し、馬畜、山に彌つ。富貴なること此の如し。蘇君、今日降らば、明日復た然らん。空しく身を以て艸野を膏すとも、誰か復た之を知らん」と。武、應へず。律曰はく、「君、我に因りて降らば、君と兄弟と爲らん。今、吾が計を聽かずんば、後復た我を見んと欲すと雖も、尙ほ得可けんや」と。武、律を罵りて曰はく、「汝、人の臣子と爲り、恩義を顧みず、主に畔き親に背き、蠻夷に降虜と爲れり。何を以て汝を見るを爲さん。且つ單于、汝を信じて、人の死生を決せしむるに、心を平かにし正を持せず、反つて兩主を鬪はしめて禍敗を觀んと欲す。(三)南越、漢の使者を殺し、屠られて九郡と爲れり。(四)宛王、漢の使者を殺し、頭、北關に懸れり。(五)朝鮮、漢の使者を殺し、即時に誅滅せられたり。獨り匈奴は未だしきのみ。若、我が降らざるを知ること明かなり。兩國をして相攻めしめんと欲す。匈奴の禍、我より始まらん」と。律、武の終に脅す可からざるを知り、單于に白す。單于、愈、益、之を降さんと欲し、乃ち武を幽して大窖の中に置き、絶えて飲食せしめず。天、雪雨る。武、臥して雪と旃毛とを蓄み、并せて之を咽む。數日、死せ

- 【一四】 彌。滿つる也。
- 【一五】 南越の事は、前卷元鼎五年六年に見ゆ。
- 【一六】 宛の事は、上の太初三年に見ゆ。
- 【一七】 朝鮮の事は、上の元封二年に見ゆ。
- 【一八】 大窖。大なる穴ぐら。
- 【一九】 旃毛。天子より使臣に授けられたる節の頭につきたる毛。

す。匈奴、以て神と爲し、乃ち武を(三〇)北海の上の人無き處に徙し、(三一)羝を牧せしめて曰はく、「羝(三二)乳せば、乃ち歸るを得しめん」と。其の官屬常惠等を別ち、各他所に置く。天、(三三)白鬻を雨らす。

夏、大に旱す。

五月、天下に赦す。

讎戍を發して五原に屯せしむ。

(三四)泥野侯趙破奴、匈奴より亡げ歸る。

是の歲、濟南の太守王卿、御史大夫と爲る。

二年、春、上、東海に行幸す。

回中に幸す。

夏五月、貳師將軍廣利を遣はし、三萬騎を以て、酒泉に出でしむ。右賢王を天山に撃ち、胡の首虜萬餘級を得て還る。匈奴、大に貳師將軍を圍む。漢の軍、食に乏しきこと數日、死傷する者多し。假の司馬隴西の趙充國、壯士百餘人と、圍を潰し陳を陷る。貳師、兵を引きて之に隨ふ。遂に解くを得たり。漢の兵、物故すること、什に六七。充國、身に二十餘創を被る。貳師、狀を奏す。詔して充國を

- 【一〇】 北海。バイカル(Baikal)湖を指す。
- 【一一】 羝。牡羊。
- 【一二】 乳。子を孕みて乳汁を出すこと。
- 【一三】 白鬻。鬻は強くして曲れる毛。
- 【一四】 太初二年、破奴、匈奴に獲らる。

徵して行在所に詣らしむ。帝、親ら見て其の創を視、之を嗟嘆し、拜して中郎と爲す。漢復た因杆將軍敖をして西河に出でしめ、彊弩都尉路博德をして涿涂山に會せしむ。得る所無し。初め李廣、孫陵あり。侍中と爲る。騎射を善くし、人を愛し士に下る。帝以爲へらく、廣の風有りと。騎都尉に拜し、丹陽の楚人五千人に將とし、射を酒泉・張掖に教へ、以て胡に備へしむ。貳師が匈奴を撃つに及び、上、陵に詔して、貳師の爲めに輜重に將たらしめんと欲す。陵、叩頭して自ら請うて曰はく、「臣が將として邊に屯する所の者は、皆、荆楚の勇士、奇材劍客なり。力、虎を扼へ、射れば命中す。願はくは自ら一隊に當りて、蘭于山の南に到るを得て、以て單于の兵を分ち、専ら貳師の軍に郷はしむる母からんことを」と。上曰はく、「將た相屬するを惡むか。吾、軍を發すること多く、騎の女に予ふべき無し」と。陵對ふ、「騎を事とする所無し。臣願はくは少を以て衆を撃ち、歩兵五千人、單于の庭を涉らん」と。上、壯として之を許す。因つて路博德に詔して、兵を將ゐて半道に陵の軍を迎へしむ。博德、亦、陵の後拒と爲るを羞ぢ、奏して言ふ、「秋に方りて、匈奴の馬肥えたり。未だ與に戰ふ可からず。願はくは陵を留め、春に至りて俱に出でん」と。上怒り、陵、悔いて出づるを欲せずして、博德をして上書せしむと疑ひ、乃ち博德に詔す、「兵を引きて匈奴を西河に撃て」と。陵に詔す、「九月を以て發して、遮虜障に出で、

- 【一】 涿涂山。外蒙古の西部にあり。
- 【二】 扼。捉へ持つ也。
- 【三】 蘭于山。外蒙古にあり。
- 【四】 遮虜障。障の名、甘肅省安肅道酒泉縣の北に在り。

東浚稽山・南龍勒水の上に至り、徘徊して虜を觀、即し見る所無くんば、還りて受降城に抵りて、士を休せよ」と。陵、是に於て、其の歩卒五千人を將ゐて、居延に出で、北行すること三十日、浚稽山に至り、止まりて營す。擧、過ぐる所の山川地形を圖し、麾下の騎陳歩樂をして還りて以て聞せしむ。歩樂、召されて見え、陵が將率して士の死力を得たるを道ふ。上甚だ悦び、歩樂を拜して郎と爲す。陵、浚稽山に至り、單于と相値ふ。(單于)騎、三萬ばかり、陵の軍を圍む。軍、兩山の間に居り、大車を以て營と爲す。陵、士を引き營の外に出でて陳を爲す。(二)前行は戟盾を持ち、後行は弓弩を持つ。虜、漢の軍の少きを見、直に前みて營に就く。陵、搏戦して之を攻め、千弩俱に發す。弦に應じて倒る。虜、還り走りて山に上る。漢の軍、追撃し、數千人を殺す。單于大に驚き、左右地の兵八萬餘騎を召し、陵を攻む。陵且つ戦ひ且つ引き、南行すること數日。山谷の中に抵る。連戦して、士卒矢に中りて傷つく。三創の者をば輦に載せ、兩創の者をば車を將けしめ、一創の者をば兵を持して戦はしめ、復た首を斬ること三千餘級。兵を引き東南し、故の龍城の道に循ひ、行くこと四五日、大澤の(一〇)葭葦の中に抵る。虜、上風より火を縱つ。(二)陵も亦軍中に令して火を縱たしめ、以て自ら救ふ。南行して山下に至る。單

【五】南龍勒水。今の外蒙古の西部に在り。

【六】太初元年、公孫敖、受降城を築く。

【七】將率。將領と言ふが如し。

【八】前行。行は列なり。

【九】將。扶け進むる也。

【一〇】葭葦。蘆なり。釋名に曰はく、初生を葭と爲し、長大なるを蘆と爲し、成れるなば則ち名づけて葦と爲すと。

【一一】陵も亦云云。預め自ら陣前の葭葦を燒き、虜の火をして陳に延及せざらしむる也。

于、南山の上に至り、其の子をして騎を將ゐて陵を撃たしむ。陵の軍、樹木の間に步闘し、復た數千人を殺す。因つて連弩を發して單于を射る。單于下り走る。是の日、捕へ得たる虜言ふ、「單于曰はく、「此れ漢の精兵なり。之を撃つとも下すこと能はじ。日夜、吾を引く。南して塞に近づかば、伏兵有る無きを得んや」と。諸の(三)當戶君長皆言はく、「單于自ら數萬騎を將ゐて、漢の數千人を撃ち、滅ぼすこと能はずんば、後、以て復た邊臣を使ふ無からん。漢をして益、匈奴を輕んせしめん。復た山谷の間に力戦し、尙ほ四五十里にして平地を得、破ること能はずんば、乃ち還らん」と。是の時、陵の軍益々急なり。匈奴の騎多し。戰、一日に數十合。復た虜二千餘人を傷殺す。虜、利あらず、去らんと欲す。會(四)陵の軍候管敢、校尉に辱められ、亡げて匈奴に降り、具に言ふ、「陵の軍は、後救無く、射矢且に盡きんとす。獨り將軍の麾下、及び校尉成安侯(五)韓延年、各八百人、前行と爲り、黃と白とを以て幟と爲す。當に精騎をして之を射しむべし。即ち破れん」と。單于、敢を得て大に喜び、騎をして漢の軍を竝び攻めしめ、疾呼して曰はく、「李陵・韓延年、趣かに降れ」と。遂に道を遮り、急に陵を攻む。陵は谷中に居り、虜は山上に在り。四面より射、矢、雨の如く下る。漢の軍、南行し、未だ鞞汗山に至らず、一日にして、五十萬の矢皆盡く。即ち車を棄てて去

【三】當戶。匈奴の官名、匈奴の官には、左右當戶・骨都侯、凡そ二十四長有り。

【四】凡そ軍には皆部曲あり、部に校尉あり、部下に曲あり、曲に軍候一人あり。

【五】韓延年は、父千秋が南越に死せしを以て封ぜらる、事、前卷元鼎五年に見ゆ。

る。士尙ほ三千餘人、徒、(二六)車輻を斬りて之を持ち、軍吏、尺刀を持ち、陔谷に入る。單于、其の後を遮り、(二七)隅に乗じて壘石を下す。士卒多く死し、行くを得ず。昏れて後、(二八)便衣して獨り歩いて營を出で、左右を止む、「我に隨ふ母かれ。丈夫、一たび單于を取らんのみ」と。良久しうして、陵還り、太息して曰はく、「兵敗れぬ、死せん」と。是に於て、盡く旌旗を斬り、及び珍寶を地中に埋む。陵、嘆じて曰はく、「復た數十矢を得ば、以て脱るるに足らん。今、(二九)兵の復た戦ふべき無し。天明けば、坐ながらにして縛を受けん。各、鳥獸のごとく散せよ。猶ほ、脱れ歸りて天子に報ずるを得る者有らん」と。軍士をして人ごとに二升の糲と(三〇)一片の氷とを持たしむ。(三一)期すらく、遮虜障に至る者相待たんと。夜半の時、鼓を撃ち士を起す。鼓、鳴らず。陵と韓延年と俱に馬に上り、壯士の従ふ者十餘人。虜の騎數千、之を追ふ。韓延年、戰死す。陵曰はく、「面目の陛下に報ずる無し」と。遂に降る。軍人分散し、脱れて塞に至る者、四百餘人。陵が敗れし處は、塞を去ること百餘里なり。邊塞以て聞す。上、陵が死戰せんことを欲す。後、(三二)陵降ると聞き、上怒ること甚だしく、陳步樂を責問す。步樂、自殺す。羣臣、皆、陵を罪す。上、以て太史令(三三)司馬遷に問ふ。遷盛に言ふ、「陵、親に事へて孝、士に與して信、常に奮う

- 【二五】車輻。車輪の矢。
- 【二六】隅に乗じて云云。山の隅曲に因りて、石を放ちて以て人に投ずる也。壘石は礮石に同じ。衆石なり。
- 【二七】便衣。小袖の短衣。
- 【二八】兵。兵器。
- 【二九】氷を持つは以て渴に備ふる也。
- 【三〇】軍士と期す、先づ遮虜障に至る者あらば、留まりて、以て後れて至る者を待てよ。
- 【三一】司馬遷。史記の著者なり。

て身を顧みず、以て國家の急に徇ふ。其の素より畜積する所なり。國士の風有り。今、事を擧げて一たび不幸なるや、軀を全うし妻子を保つるの臣、隨つて其の短を(三三)媒蘖す。誠に痛む可きなり。且つ陵、歩卒を提ぐるに五千に満たず、深く戎馬の地を踏み、數萬の師を抑ふ。虜、死を救ひ傷を扶くるに暇あらず、悉く弓を引くの民を擧げて、共に之を攻め圍む。(三四)轉鬪すること千里、矢盡き道窮まり、士、(三五)空拳を張り、白刃を冒し、(三六)北首して争うて敵に死す。人の死力を得ること、古の名將と雖も過ぎざるなり。身、陥敗すと雖も、然れども其の摧敗する所、亦、天下に(三七)暴すに足る。彼が死せざるは、宜しく(三八)當を得て以て漢に報せんと欲するなるべし」と。上、遷を以て、(三九)誣罔して、貳師を沮み陵が爲めに游說せんと欲すと爲し、遷を(四〇)腐刑に下す。之を久しうして、上、陵が救無かりしを悔いて曰はく、「陵、發して塞を出づるに當りて、乃ち彊弩都尉に詔して、軍を迎へしむべかりしを、預め之に詔せしに坐して、(四一)老將をして姦詐を生せしむるを得たり」と。乃ち使を遣はし、陵の餘軍の脱るるを得たる者に勞賜す。上、法制を以て下を御し、好みて酷吏を尊用す。而して郡國の二千石の治を爲す者、大抵、酷暴

- 【三三】媒蘖。酒を醸し成すこと。媒は酒酢、蘖は麴。即ち酒を醸すことを以て罪を醸成せるに喩へしなり。
- 【三四】空拳。矢無き弓。
- 【三五】北首。北に嚮ふ。
- 【三六】暴。章かにする也。
- 【三七】當を得。罪を償ふに相當すべき功を立つるをいふ。
- 【三八】誣罔。あざむき、しふ。
- 【三九】腐刑。宮刑。去勢の刑。
- 【四〇】老將。彊弩都尉路博德を指す。預めこれに詔して、陵が軍を迎へしめんとしたりしが爲めに、博德、陵が後拒たるを羞ぢて、姦詐の上奏を爲すに至りしなりとの意。

多く、吏民、益法を犯すを輕んじ、東方の盜賊滋起る。大羣は數千人に至り、城邑を攻め、庫兵を取り、死罪を釋し、郡の太守・都尉を縛辱し、二千石を殺す。小羣は百を以て數へ、郷里を掠鹵する者、勝てて數ふ可からず。道路、通せず。上、始め御史中丞・丞相の長史をして之を督せしむれども、禁すること能はず。乃ち光祿大夫范昆及び故の九卿張德等をして、繡衣を衣、節・虎符を持して兵を發し、以て興擊せしむ。斬首、大郡は或は萬餘級に至る。及び法を以て・飲食を通行するを誅し、連坐に當する者、諸郡、甚だしき者は、數千人。數歲にして、乃ち頗る其の渠率を得たり。散卒、失亡し、復た黨を聚めて山川を阻つる者、往往にして羣居し、奈何ともす可き無し。是に於て、沈命の法を作る、曰はく、『羣盜起るに、發覺せず、發覺すれども捕ふることに品に満たざる者は、二千石以下、小吏に至るまで、主者は皆死す』と。其の後、小吏、誅を畏れて、盜有りと雖も、敢て發せず、得ること能はずして、課に坐し府を累はさんことを恐れ、府も亦其をして言はざらしむ。故に盜賊寔く多けれども、上下相爲めに匿し、文辭を以て法を避く。是の時、暴勝之、直指使者と爲り、誅殺する所の二千石以下尤も多く、威、州郡に震ふ。渤海に至り、郡の人雋不疑の賢なるを聞

【三〇】庫兵。漢の郡國には、各庫兵有り。

【三一】管。察する也。

【三二】興擊。軍興の法を以て討撃する也。

【三三】失。佚と通ず、逃るる也。

【三四】沈命。沈は没なり。敢て盜賊を蔽ひ匿す者は其の生命を没するの義。

【三五】品。率なり。人數を以て率と爲す也。

【三六】課。課程。

【三七】文辭云云。詐りて虚文を爲りて盜賊無しと言ふ也。

き、請うて與に相見る。不疑、容貌尊嚴、衣冠甚だ偉なり。勝之、履を躡して立ちて迎ふ。堂に登りて坐定まり、不疑、地に據りて曰はく、『竊に海瀕に伏し、暴公子(名)を聞くこと舊し。今乃ち顔を承け辭に接す。凡そ吏と爲りて、太だ剛なれば則ち折れ、太だ柔なれば則ち廢る。威行はれて、之に施すに恩を以てし、然る後、功を樹て名を揚げ、永く天祿を終へん』と。勝之、深く其の戒を納る。還るに及びて、表して不疑を薦む。上、召して不疑を拜して、青州の刺史と爲す。濟南の王賀も亦繡衣御史と爲り、魏郡の羣盜を逐捕し、縦捨する所多し。使を奉すること稱はざるを以て免せらる。歎じて曰はく、『吾聞く、「千人を活かせば、子孫、封せらるる有り」と。吾が活かす所の者、萬餘人なり。後世其れ興らんか』と。是の歲、匈奴の降者介和王成婉を以て開陵侯と爲し、樓蘭國の兵を將ゐて車師を撃たしむ。匈奴、右賢王を遣はし、數萬騎を將ゐて之を救はしむ。漢の兵、利あらず、引き去る。

【三〇】躡。履、眼に著かざる也。履を納るること未だ正しからず、これを曳きて行く。其のあわてたるを言ふ。

【三一】海瀕。海のほとり。

【三二】公子。勝之の字なり。舊は久しき也。

【三三】縦捨。はなち、ゆるす。

卷の第二十二

漢紀十四

世宗孝武皇帝下の下

〔一〕天漢三年、春二月、王卿、罪有り、自殺す。〔二〕執金吾杜周を以て御史大夫と爲す。初めて酒酤を榷す。

三月、上、泰山に

行幸し、封を脩め、明堂に祀る。因つて計を受く。還りて、常山を祠り、玄玉を瘞む。方士の神人を候祠し、海に入りて蓬萊を求むる者、終に驗有る無し。而して公孫卿、猶ほ大人の跡を以て

漢世宗孝武皇帝天漢三年

〔一〕天漢三年。西紀前九八年。
 〔二〕執金吾。太初元年、中尉を更めて執金吾と名づく。京師を徵循するを掌る。吾は禦なり、金革を執りて以て非常を禦ぐを掌る。一説には金吾は鳥の名、不祥を辟くるを掌る、天子、出行するるとき、職先導して以て非常を禦ぐを主る、故に此の鳥の象を取り、因つて以て官に名づく。

〔三〕酒酤を榷す。酒を賣ること官の專賣とする也。
 〔四〕瘞。埋むる也。地を祭るは瘞種と曰ふ、其の物を糴むるは、地に歸することを示す也。
 〔五〕大人の跡。二十卷元封元年に見ゆ。

解と爲す。天子益怠り、方士の怪迂の語を厭ふ。然れども猶ほ羈縻して絶たず、其の眞に遇はんことを冀ふ。此よりの後、方士の神祠を言ふ者、彌衆し。然れども其の效睹る可し。

夏四月、大に早す。

天下に赦す。

秋、匈奴、鴈門に入る。太守、畏慊に坐して棄市せらる。

四年、春正月、諸侯王を甘泉宮に朝す。

天下の七科の讎及び勇敢の士を發し、貳師將軍李廣利を遣はし、騎六萬・歩兵七萬を將ゐて朔方に出でしめ、彊弩都尉路博德をして萬餘人を將ゐて貳師と會せしめ、游擊將軍韓說をして歩兵三萬人を將ゐて五原に出でしめ、因杆將軍公孫敖をして騎萬・歩兵三萬人を將ゐて鴈門に出でしむ。匈奴、之を聞き、悉く其の累重を余吾水の北に遠ざけ、而して單于、兵十萬を以て水南に待ち、貳師と接戰す。貳師解きて引き歸り、單于と連に鬪ふこと十餘日。游擊は得る所無し。因杆は左賢王と戰ひ、利あらずして引き歸る。時に上、敖をして深く匈奴に入り李陵を迎へしむ。敖の軍、功無くして還る。因つて曰はく、

- 【六】羈縻。牽聯するをいふ。羈は馬のきづな。縻は牛の鼻につなぐ綱。
- 【七】其の效睹る可し。效驗無きを言ふ。
- 【八】畏慊。おそるる也。軍法に、行逗留し畏慊する者は腰斬す、とあり。
- 【一】七科の讎。一は吏の罪有る者、二は亡命の者、三は贅婿、四は賈人、五は故と市籍有りし者、六は父母の、市籍有る者、七は大父母の、市籍有る者。
- 【二】累重。妻子財産を謂ふ。余吾水は朔方郡の北に在り。

「捕へ得たる生口言へらく、「李陵、單于に兵を爲めて以て漢の軍に備ふるを教ふ」と。故に臣、得る所無かりき」と。上、是に於て、陵の家を族す。既にして之を聞く、乃ち漢の將の匈奴に降り(兵ヲ爲ム)たる者は李緒にして、陵に非ずと。陵、人をして緒を刺殺せしむ。大闕氏、陵を殺さんと欲す。單于、之を北方に匿す。大闕氏、死し、乃ち還る。單于、女を以て陵に妻せ、立てて右校王と爲す。衛律と與に、皆貴くして事を用ふ。衛律は常に單于の左右に在り、陵は外に居り、大事有れば、乃ち入りて議す。

夏四月、皇子髡を立てて昌邑王と爲す。

(一)太始元年、春正月、公孫敖、妻が巫蠱を爲すに坐して、要斬せらる。

郡國の豪傑を茂陵に徙す。

夏六月、天下に赦す。

是の歲、匈奴の且鞮侯單于、死す。兩子有り。長は左賢王たり、次は左大將たり。左賢王未だ至らず。貴人以爲へらく病有り。更に左大將を立てて單于と爲す。左賢王、之を聞き、敢て進まず。左大將、人をして左賢王を召さしめ、而して位を譲らんとす。左賢王、辭するに病を以てす。左大將聽

- 【一】匈奴の二十四長の中、左賢王は位第一、左大將は位第二。
- 【二】巫蠱。呪咀、まじなひのこと。
- 【三】匈奴の二十四長の中、左賢王は位第一、左大將は位第二。

【三】生口。捕虜。

【四】大闕氏、單于の母。

【一】太始元年、西紀前九六年。

【二】巫蠱。呪咀、まじなひのこと。

かず。謂つて曰はく、「即し不幸にして死せば、之を我に傳へよ」と。左賢王、之を許し、遂に立つ。狐鹿姑單于と爲す。左大將を以て左賢王と爲す。(狐鹿姑) 數年にして病みて死す。其の子先賢揮、代るを得ず。更に以て日逐王と爲す。單于自ら其の子を以て左賢王と爲す。

二年、春正月、上、回中に行幸す。

杜周・卒す。光祿大夫暴勝之を御史大夫と爲す。

秋、旱す。

趙の中大夫白公・奏し、渠を穿ちて涇水を引く。首は谷口より起り、尾は櫟陽に入り、渭中に注ぐ。(一) 袤さ二百里、田に溉ぐこと四千五百餘頃。因つて名づけて白渠と曰ふ。民、其の饒なることを得たり。

三年、春正月、上、甘泉宮に行幸す。二月、東海に幸し、赤鴈を獲、琅邪に幸し、日成山に禮し、之罘に登り、大海に浮びて還る。

是の歲、皇子弗陵生る。弗陵の母は、河間の趙婕妤と曰ひ、鉤弋宮に居る。(四) 任身すること十四月にして生る。上曰はく、「聞く、昔、堯は十四月にして生ると。今、鉤

【四】日逐王は匈奴の西邊に居る、日が西に入るを以て、故に以て名と爲す。後宣帝の神爵二年に至りて、揮來り降る。
【一】谷口。地名、陝西省關中道涇陽縣の西北に在り。
【二】袤。長さ。
【三】日を禮す。日を禮拜する也。成山は今の山東省膠東道榮城縣の東北の海濱に在り、海中に突出す。
【二】之罘。山の名、山東省膠東道福山縣に在り。
【三】趙婕妤。婕妤は女官の名。鉤弋宮は城外に在り。
【四】任身。妊身。

弋も亦然り」と。乃ち其の生む所の門を命けて堯母門と曰ふ。

臣光曰はく、人君たる者は、動靜舉措、慎まざる可からず。中に發すれば、必ず外に形れ、天下之を知らざる無し。是の時に當りてや、皇后・太子、皆、恙無し。而るに鉤弋の門を命けて堯母と曰ふは、(五) 名に非ざるなり。是を以て、姦人、上の意を逆へ探り、其の少子を奇とし愛し、以て嗣と爲さんと欲するを知り、遂に皇后・太子を危くするの心有り、卒に巫蠱の禍を成せり。悲しいかな。

趙の人江充を水衡都尉と爲す。初め充、趙の敬肅王の客たり。罪を太子丹に得、亡逃して闕に詣り、趙の太子の陰事を告ぐ。太子・坐して廢せらる。上、充を召して入りて見えしむ。充、容貌魁岸にして、被服輕靡なり。上、之を奇とし、與に政事を語り、大に悦ぶ。是に由りて寵有り。拜して直指繡衣使者と爲し、貴戚・近臣の踰侈なる者を督察せしむ。充、(三) 舉劾して避くる所無し。上、以て忠直と爲す。言ふ所皆意に中る。嘗て従つて甘泉に上り、太子の家の使の車馬に乗りて、馳道の中を行くに逢ふ。充、以て吏に屬す。太子、之を聞き、人をして充に謝せしめて曰はく、「車馬を愛むに非ず。誠に上をして之を聞きて、教敕・素亡き者と以はしめんことを欲せず。唯だ江君、之を寛か

【五】名に非ざるなり。其の名正しからざるをいふ。
【六】巫蠱の禍。後に詳なり。
【七】水衡都尉。上林苑の事を掌る長官。
【八】敬肅王。名は彭祖。
【九】魁岸。大きく逞ましきこと。
【一〇】輕靡。輕細靡麗。
【一一】踰侈。度を踰え驕侈也。
【一二】舉劾。檢舉彈劾。
【一三】馳道。天子の行く所の道。
【一四】教敕素亡し。平素、左右を教敕せざる也。

にせよ」と。充聽かず。遂に白して奏す。上曰はく、「人臣は當に是の如くなるべし」と。大に信用せられ、威、京師に震ふ。

四年、春三月、上、泰山に行幸し、壬午、高祖を明堂に祀り、以て上帝に配し、因つて計を受け、癸未、孝景皇帝を明堂に祀り、甲申、封を修め、丙戌、石闕に禪し、夏四月、不其に幸し、五月、還り、建章宮に幸し、天下に赦す。

冬十月甲寅晦、日、之を食する有り。十二月、上、雍に行幸し、五時を祠り、西して安定・北地に至る。

征和元年、春正月、上還り、建章宮に幸す。

三月、趙の敬肅王彭祖・薨す。彭祖、江郡の易王の幸せし所の淖姬を取り、男を生み、淖子と號す。時に淖姬の兄、漢の宦者たり。上召して問ふ、「淖子は何如。」對へて曰はく、「人と爲り多欲なり。」上曰はく、「多欲なるは、國に君たり民を子とするに宜しからず」と。武始侯昌を問ふ。曰はく、「咎も無く譽も無し。」上曰はく、「是の如くなれば可なり」と。使者を遣はし、昌を立てて趙王と爲さしむ。

- 〔一〕 不其、山の名、今の山東省膠東道即墨縣の東南に在り。
- 〔二〕 征和元年、西紀前九二年。
- 〔三〕 彭祖、景帝の子、前の二年、廣川に封ぜられ、五年、趙に徙さる。淖姬の事は、十卷元狩二年に見ゆ。
- 〔四〕 武始侯昌、亦、彭祖の子。

夏、大に旱す。

上、建章宮に居り、一男子が劍を帯びて中龍華門に入るを見、其の異人なるを疑ひ、命じて之を收へしむ。男子、劍を捐てて走る。之を逐へども、獲ず。上怒り、門候を斬る。冬十一月、三輔の騎士を發して、大に上林を搜し、長安の城門を閉ちて、索む。十一日にして乃ち解く、巫蠱(件)始めて起る。

丞相公孫賀の夫人君孺は、衛皇后の姊なり。賀、是に由りて寵有り。賀の子敬聲、父に代りて太僕と爲り、驕奢にして法を奉せず、擅に北軍の錢千九百萬を用ひ、發覺して獄に下る。是の時、詔して陽陵の大俠朱安世を捕ふること、甚だ急なり。賀、自ら安世を逐捕して以て敬聲の罪を贖はんと請ふ。上、之を許す。後果して安世を得たり。安世笑つて曰はく、「丞相の禍は、宗に及ばん」と。遂に獄中より上書し、「敬聲、陽石公主と私通し、上且に甘泉に上らんとするや、巫をして馳道に當りて偶人を埋めて上を祝詛せしめ、惡言有り」と告ぐ。

- 〔四〕 門候、官門の出入を掌る官。秩六百石。
- 〔五〕 三輔、官名、京兆尹、右扶風、左馮翊をいふ。又、關中の郡名。茲にては後者の意なり。
- 〔六〕 搜、姦人を搜索する也。
- 〔七〕 宗、宗族。
- 〔八〕 陽石公主、帝の女。
- 〔九〕 偶人、木の人形。
- 〔一〇〕 涿郡、今の京兆涿縣に治す。

二年、春正月、賀を獄に下して案驗す。父子、獄中に死し、家・族せらる。涿郡の太守劉屈氂を

以て丞相と爲し、澎侯に封ず。屈釐は中山の靖王の子なり。

夏四月、大に風ふき、屋を發き木を折る。

閏月、諸邑公主・陽石公主及び皇后の弟の子長平侯 伉、皆、巫蠱に坐して誅せらる。

上、甘泉に行幸す。

初め上、年二十九にして、乃ち戻太子を生み、甚だ之を愛す。長ずるに及びて、性仁恕溫謹なり。上、其の材能少く己に類せざるを嫌ふ。而して幸する所の王夫人、子閔を生み、李姬、子且胥を生み、李夫人、子髡を生む。皇后太子、寵浸く衰へ、常に自ら安んせざるの意有り。上、之を覺り、大將軍青に謂つて曰はく、『漢家は庶事草創にして、加ふるに四夷、中國を侵陵す。朕、制度を變更せずんば、後世、法る無からん。師を出して征伐せずんば、天下、安からざらん。此を爲すには民を勞せざるを得ず。若し後世、又、朕が爲す所の如くならば、是れ亡秦の跡を襲ぐなり。太子は敦重にして靜を好む。必ず能く天下を安んせん。朕をして憂へしめじ。守文の主を求めんと欲せば、安んぞ太子よりも賢る者有らんや。聞く、皇后と太子と、安んせざるの意有りと。豈に之れ有りや。意を以て之を曉す可し』と。大將軍、頓首して謝す。皇后、之を聞き、簪を脱して罪を請

- 【一】 中山靖王勝は景帝の子。
- 【二】 諸邑公主陽石公主。皆衛皇后の子。
- 【三】 此の一段は巫蠱の亂の顛末なり。
- 【四】 伉。衛青の子。
- 【五】 此の一段は巫蠱の亂の顛末なり。
- 【六】 嫌。意に満たざるをいふ。
- 【七】 草創。つくり、はじめ。
- 【八】 守文。平和の政策を持して、武功を用ひざる也。
- 【九】 簪を脱す。飾を去る。簪は、かんざし。

ふ。太子、四夷を征伐するを諫むる毎に、上笑つて曰はく、『吾、其の勞に當り、逸を以て汝に遺

る。亦可ならずや』と。上、行幸する毎に、常に後事を以て太子に付し、

宮内をば皇后に付す。平決する所有れば、還るとき其の最を白す。上

も亦異ふ無く、時有りて省みざりしなり。上、法を用ふること嚴にして、

多く深刻の吏に任ず。太子、寛厚にして、平反する所多く、百姓の心を

得と雖も、而も法を用ふる大臣、皆、悦ばず。皇后、久しくして罪を獲んこ

とを恐れ、毎に太子を戒む、『宜しく留めて上の意を取るべし。應に擅

に縦捨する所有るべからず』と。上、之を聞き、太子を是として皇后を非と

す。羣臣の寛厚なる長者は、皆、太子に付き、而して深酷にして法を用ふ

る者は、皆、之を毀る。邪臣は黨與多し。故に太子、譽少くして毀多し。

衛青・薨じ、臣下、復た太子外家の據と爲すべきもの無ければ、競う

て太子を構へんと欲す。上、諸子と疏にして、皇后、見ゆるを得ること

希なり。太子、嘗に皇后に謁し、日を移して乃ち出づ。黄門蘇文、上

に告げて曰はく、『太子、宮人と戯る』と。上、太子の宮人を益し、二百人

に満たしむ。太子、後に之を知り、心に文を銜む。文、小黄門常融・王弼等と、常に微に太子の過

- 【一〇】 逸。安逸なり。
- 【一一】 平決。裁決する也。
- 【一二】 其の最。其の最も大なる者。
- 【一三】 異ふ無し。違異する所無きなり。
- 【一四】 平反。二度取調べて、冤枉無からしむること。
- 【一五】 留めて上の意を取る。其の事を留めて上の意を取りて裁判する也。
- 【一六】 據。憑依、うしろだての意。
- 【一七】 日を移す。數時間を経過して、日影移るを言ふ。
- 【一八】 黄門。少府に屬する宦者の官名。

を伺ひ、輒ち増加して之を白す。皇后〔二五〕切齒す。太子をして白して文等を誅せしむ。太子曰はく、「第、過を爲すこと勿かれ。何ぞ文等を畏れん。上は聰明にして、邪佞を信せず、憂ふるに足らざるなり」と。上嘗て〔二六〕小しく平かならず。常融をして太子を召さしむ。融言ふ、「太子、喜色有り」と。上、嘿然たり。太子至るに及びて、上、其の貌を察するに、涕泣の處有り、而して伴りて語笑す。上、之を怪しみ、更に微に問ひ、其の情を知り、乃ち融を誅す。皇后も亦善く自ら〔二七〕防閑し、嫌疑を避く。久しく寵無しと雖も、尙ほ禮遇せらる。是の時、方士及び諸の神巫、多く京師に聚まり、率ね皆〔二八〕左道をもて衆を惑はし、變幻、爲さざる所無し。女巫、宮中に往來し、美人に教へて厄を度り、屋毎に輒ち木人を埋めて、之を祭祀せしむ。因つて妬忌恚讐して、更に相告訐し、以て上を祝詛し。〔二九〕無道なりと爲す。上怒り、殺す所の後宮、延いて大臣に及び、死する者數百人。上、心に既に以て疑と爲す。嘗て晝寝ね。夢に、木人數千、杖を持ち、上を撃たんと欲す。上驚き寤む。是に因りて、體平かならず、遂に忽忽として善く忘るるに苦しむ。江充自ら以へらく、太子及び衛氏と隙有り。上の年老いたるを見て、晏駕の後太子に誅せられんことを恐る。是に因つて姦を爲して言す、「上の疾は、祟、巫蠱に在り」と。是に於て、上、充を以て使者と爲し、巫蠱の獄を治めしむ。充、胡の巫を將めて地を掘りて偶人を求め、蠱及び夜祠り

- 〔二五〕 切齒。齒をくひしげらる。怨憤の甚だしきを言ふ。
- 〔二六〕 小しく平かならず。身體に微恙あるをいふ。
- 〔二七〕 防閑。ふせぐ。
- 〔二八〕 左道。邪道。
- 〔二九〕 漢の法に、無道の科あり。

鬼を視るものを捕へ、〔三〇〕染汗して、處有らしめ、輒ち收捕して驗治し、〔三一〕鐵を燒きて鉗灼し、強ひて之を服す。民、轉た相誣ふるに巫蠱を以てす。吏、輒ち劾して以て大逆無道と爲す。京師の三輔より、連なりて郡國に及び、坐して死する者、前後數萬人。是の時、上、〔三二〕春秋高く、左右皆蠱を爲し祝詛すと疑ふ。有ると無きと、敢て其の冤を認ふる者莫し。充既に上の意を知り、胡の巫檀何に因りて、「宮中に蠱の氣有り、之を除かずんば、上、終に〔三三〕差えじ」と言ふ。上乃ち充をして宮に入り、省中に至り、御座を壞ち、地を掘りて蠱を求めしめ、又按道侯韓說・御史章犢・黃門蘇文等をして充を助けしむ。充、先づ後宮の幸すること希なる夫人を治し、次を以て皇后・太子の宮に及び。地を掘ること縦横にして、太子・皇后、復た牀を施す處無し。充云はく、「太子の宮に於て、〔三四〕木人を得ること尤も多し。又、帛書有り、言ふ所不道なり。當に奏聞すべし」と。太子懼れ、少傅石德に問ふ。德、師傅として并せ誅せられんことを懼れ、因つて太子に謂つて曰はく、「前の丞相父子・兩公主及び衛氏、皆、此に坐せり。今、巫、使者と地を掘りて徵驗を得たり。巫が之を置きしか將た實に有りしかを知らずんば、以て自ら明かにする無からん。〔三五〕矯りて節を以て充等を收捕して獄に繋ぎ、

- 〔三〇〕 染汗云云。充、巫を以て地上に酒を醸きて汗染して祠祭の處を爲らしむる也。
- 〔三一〕 或は燒けたる鐵にてこれに頭かせを箝め、或はこれに燒けたる鐵をおしあてることにして、拷問の法なり。
- 〔三二〕 服。罪に服せしむる也。
- 〔三三〕 春秋高く。年老いたるをいふ。
- 〔三四〕 差。癒ゆる也。
- 〔三五〕 木人云云。三輔舊事に云ふ、充、胡の巫をして桐木人を作りてこれを埋めしめしなりと。
- 〔三六〕 矯。詔命に託するをいふ。

其の姦詐を窮治す可し。且つ上、疾みて甘泉に在り。皇后及び〔三〕家吏請問すれども、皆、報せられず。上の存亡、未だ知る可からず。而して姦臣、此の如し。太子、將た〔三〕秦の扶蘇の事を念はずや」と。太子曰はく、「吾は人の子なり。安んぞ誅を擅にするを得ん。歸して謝するに如かず。幸に・罪無きを得ん」と。太子、將に往きて甘泉に之かんとす。而して江充、太子を持すること甚だ急なり。太子、計、出づる所を知らず、遂に石徳の計に従ふ。秋七月壬午、太子、客をして詐りて使者と爲りて充等を收捕せしむ。按道侯説、使者に詐有らんことを疑ひ、肯て詔を受けず。客、説を〔四〕格殺す。太子自ら臨みて充を斬り、罵りて曰はく、「趙の虜、前に乃が國王父子を亂せり。足らざるか。乃ち復た吾が父子を亂さんとす」と。又、胡の巫を上林の中に炙る。太子、舍人無且をして節を持して、夜、未央宮殿の長秋門に入り、〔五〕長御倚華に因りて、具に皇后に白さしむ。〔子太〕中廐の車を發し、射士を載せ、武庫の兵を出し、長樂宮の衛卒を發す。長安・擾亂し、「太子・反す」と言ふ。蘇文・〔三〕進走し、亡げて甘泉に歸るを得、太子の無狀なるを説く。上曰はく、「太子必ず懼れ、又、充等を忿る。故に此の變有り」と。乃ち使をして太子を召さしむ。使者、敢て進まずして、歸り報じ

- 〔三〕 家吏。皇后の吏、及び太子の吏。
- 〔三三〕 事は七卷始皇三十七年に見ゆ。
- 〔三三〕 如何に處置すべきかに困惑する也。
- 〔三四〕 格殺。擊殺なり。
- 〔三五〕 趙の虜云云。江充は趙の人なり。充さきに趙の太子の陰事を發きて、太子をして廢せられしめたり。
- 〔三六〕 長御。女官。倚華は其の字。
- 〔三七〕 中廐。天子の内廐。
- 〔三八〕 進走。逸走。

て云はく、「太子の反已に成り、臣を斬らんと欲す。臣逃げ歸れり」と。上大に怒る。丞相屈釐、變を聞き、〔三九〕身を挺でて逃げ、其の印綬を亡ふ。長史をして〔四〇〕疾置に乗りて以て聞せしむ。上問ふ、「丞相は何をか爲す。」對へて曰はく、「丞相は之を祕し、未だ敢て兵を發せず。」上怒りて曰はく、「事、〔四一〕籍籍たること此の如し。何ぞ祕すと謂ふや。丞相は周公の風無し。周公は管蔡を誅せずや」と。乃ち丞相に璽書を賜うて曰はく、「反者を捕斬せよ。自ら賞罰有らん。牛車を以て〔四二〕櫓と爲せよ。短兵を接へて・多く士衆を殺傷する母かれ。堅く城門を閉ち、反者をして出づるを得しむる母かれ」と。太子・宣言し、百官に告令して云はく、「帝、甘泉に在りて、病困す。疑ふらくは變有らん。姦臣、亂を作さんと欲す」と。上、是に於て、甘泉より來り、城西の建章宮に幸し、詔して、三輔・近縣の兵を發し、中二千石以下を部し、丞相をして兼ねて之に將たらしむ。太子も亦、使者を遣はし、制と矯りて、長安の中都官の囚徒を赦さしめ、少傅石徳及び賓客張光等に命じ、分ちて將たらしむ。長安の囚如候をして、節を持して、〔四三〕長水及び宣曲の胡騎を發せしむ。皆以に裝す。會、侍郎馬通、長安に使し、因つて如候を追捕し、胡人に告げて曰はく、「節に詐有り。聽く勿かれ」と。遂に如候を斬り、騎を引きて長安に入る。又、〔四四〕楫棹

- 〔三九〕 挺は拔く也。獨り身を拔きて逃るる也。
- 〔四〇〕 疾置。急傳なり。
- 〔四一〕 籍籍。紛紛たる也。
- 〔四二〕 櫓。盾なり。遠く敵と戦ふ。故に牛車を以て櫓と爲して、用つて自ら蔽ふ也。
- 〔四三〕 長水、宣曲。竝に胡騎の屯する所なり。
- 〔四四〕 楫棹の士。楫及び棹を用ひて船を行る者。

の士を發し、以て大鴻臚商丘成に予ふ。初め漢の節は純赤なり。太子が赤節を持するを以て、故に更に黃旄を爲りて上に加へ、以て相別つ。太子、車を北軍の南門の外に立て、護北軍使者任安を召し、節を與へて兵を發せしむ。安、拜して節を受け、入りて門を閉ぢて出でず。太子、兵を引きて去り、四市の人を毆る。凡そ數萬の衆あり。長樂の西の闕下に至り、丞相の軍に逢ふ。合戦すること五日、死する者數萬人、血流れて溝中に入る。民間、皆云ふ、「太子反す」と。故を以て衆、太子に附かず。丞相の附兵寢く多し。庚寅、太子の兵敗れ、南して覆盎城門に犇る。司直田仁、部して城門を閉づ。以爲へらく、太子は、父子の親なり、之を急にするを欲せずと。太子、是に由りて、出で亡ぐるを得たり。丞相、仁を斬らんと欲す。御史大夫暴勝之、丞相に謂つて曰はく、「司直は吏二千石なり。當に先づ請ふべし。奈何ぞ擅に之を斬らん」と。丞相、仁を釋す。上、聞きて大に怒り、吏に下し、御史大夫を責問して曰はく、「司直、反者を縱せり。丞相、之を斬るは、法なり。大夫、何を以てか擅に之を止めし」と。勝之、惶恐して自殺す。詔して宗正劉長・執金吾劉敢を遣はし、策を奉じて皇后の璽綬を收めしむ。后、自殺す。上以爲へらく、任安は老吏なり。兵事の起るを見て、坐

- 【四三】 大鴻臚。官名、太初元年典客を改めて大鴻臚と爲す。
- 【四六】 四市。長安城中には九市あり。
- 【四七】 毆。驅と同じ、驅り集む。
- 【四八】 街衢の側に溝あり、以て水を通ず。
- 【四九】 覆盎城門。長安城南出東頭的第一門。
- 【五〇】 司直。元狩五年、初めて司直を置く、丞相を佐けて不法を擧するを掌る。秩比二千石。

して成敗を觀・勝つ者を見て、之に合從せんと欲す。兩心有りと。田仁と、皆、要斬せらる。上、馬通が如侯を獲・長安の男子景建が通に從つて石德を獲・商丘成が力戰して張光を獲しを以て、通を封じて重合侯と爲し、建を德侯と爲し、成を程侯と爲す。諸の太子の賓客、嘗て宮門に出入せしものは、皆坐して誅せられ、其の太子に隨つて兵を發せしものは、反法を以て族せられ、(五二)吏士の劫略せられたる者は、皆、燉煌郡に徙さる。太子が外に在るを以て、始めて屯兵を長安の諸城門に置く。上怒ること甚だし。羣下、憂懼し、出づる所を知らず。(五三)壺關の三老・茂・上書して曰はく、「臣聞く、父は猶ほ天のごとく、母は猶ほ地のごとく、子は猶ほ萬物のごとくなり。故に天平かに地安くして、物乃ち茂成し、父慈に母愛して、子乃ち孝順なりと。今、皇太子は、漢の嫡嗣たり。萬世の業を承け、祖宗の重きを體し、親は則ち皇帝の宗子なり。(五四)江充は布衣の人、閭閻の隸臣なるのみ。陛下、顯して之を用ふ。(五五)至尊の命を銜みて、以て皇太子を迫覽し、姦詐を造飾し、羣邪錯繆す。是を以て、親戚の路、鬲塞して通せず。太子、進みては則ち上に見ゆるを得ず、退きては則ち亂臣に困しみ、獨り冤結して告ぐる無く、忿忿の心に忍びず、起ちて充を殺し、恐懼して遁逃せり。子、父の兵を盜みて、以て難を救ひ自ら免れんとせるのみ。臣

- 【五二】 其の本心に非ざれども、太子に劫略せらる、故にこれに徙しし也。
- 【五三】 壺關。縣の名、故城は今の山西省冀寧道長治縣の東に在り。
- 【五四】 茂。姓は令狐。一説には姓は鄭なりといふ。
- 【五五】 適子は太宗を承く、故にこれを宗子と謂ふ。
- 【五六】 隸臣。賤臣。
- 【五七】 鬲塞。隔たり塞がる。

竊に以爲へらく邪心無しと。〔五七〕詩に曰はく、「營營たる青蠅、藩に止まる。愷悌の君子、讒言を信ずる無かれ。讒言は極り罔く、交、四國を亂す」と。往者、江充、趙の太子を讒殺せしは、天下、聞かざるもの莫し。陛下、省察せず、〔五八〕深く太子を過め、盛怒を發し、大兵を擧げて之を求め、〔五九〕三公自ら將たり。智者敢て言はず、辯士敢て説かず。臣竊に之を痛む。唯だ陛下、心を寛くし意を慰め、少しく所親を察し、太子の非を思ふること母かれ。亟かに甲兵を罷め、太子をして久しく亡げしむること無かれ。臣、〔六〇〕惓惓に勝へず、一旦の命を出して、罪を建章宮の下に待つ」と。書・奏す。天子・感寤す。然れども尙ほ未だ敢て顯かに「之を赦す」と言はざるなり。太子亡げて、東のかた〔六一〕湖に至り、〔六二〕泉鳩里に藏匿す。主人、家貧しく、常に履を賣り、以て太子に給す。太子、故人有り、湖に在り。其の富贍なるを聞き、人をして之を呼ばしむ。而して發覺す。八月辛亥、吏、圍みて太子を捕へんとす。太子、自ら・脱するを得ざるを度り、即ち室に入り戸を距ちて自經す。山陽の男子張富昌、卒たり、足をもて踢みて戸を開く。新安の令史李壽、趨りて抱きて太子を解く。主人公遂・格闘して死す。皇孫二人、并に皆害に遇ふ。上既に太子を傷み、乃ち李壽を封じて邗侯と爲し、張富昌を題侯と爲す。初め上、太子の爲めに〔六三〕博

〔五七〕 詩に曰はく云云。小雅青蠅の篇、營營は往來の貌。藩は藩なり。
 〔五八〕 太子を以て罪過と爲して深くこれを責むる也。
 〔五九〕 漢の丞相は三公に位す。
 〔六〇〕 惓惓。忠切の貌。
 〔六一〕 湖。縣の名、河南省河洛道閿鄉縣。
 〔六二〕 泉鳩里。閿鄉縣の東南に在り。
 〔六三〕 博望苑。長安の杜門の外五里に在り。

望苑を立て、賓客を通じ、其の好む所に從はしむ。故に賓客、異端を以て進む者多し。

臣光曰はく、古の明王、太子を教養するや、之が爲めに方正敦良の士を擇びて、以て保傅師友と爲し、朝夕之と游處せしむ。左右前後、正人に非ざる無く、出入起居、正道に非ざる無し。然れども猶ほ・淫放邪僻にして禍敗に陥る者有り。今、乃ち太子をして自ら賓客を通じ、其の好む所に從はしむ。夫れ正直なるは親しむ難く、諂諛なるは合ひ易し。此れ固に中人の常情なり。宜なり太子の終らざるや。

癸亥、地震ふ。

九月、商丘成を御史大夫と爲す。

趙の敬肅王の小子偃を立てて平于王と爲す。

匈奴、上谷・五原に入り、吏民を殺掠す。

三年、春正月、上、雍に行幸し、安定・北地に至る。

匈奴、五原・酒泉に入り、兩都尉を殺す。三月、李廣利をして、七萬人を將ゐて五原に出で、商丘成をして二萬人を將ゐて西河に出で、馬通をして四萬騎を將ゐて酒泉に出で、匈奴を撃たしむ。

夏五月、天下に赦す。

匈奴の單于、漢の兵大に出づと聞き、悉く其の輜重を徙し、北のかた(一) 鄧居水に(二) 邸らしめ、左賢王、其の人民を驅り、余吾水を度りて、六七百里、兜銜山に居らしめ、單于自ら精兵を將ゐて、姑且水を度る。商丘成の軍至りて追ふ。(三) 邪徑にして(四) 見る所無く、還る。匈奴、大將をして李陵と與に三萬餘騎を將ゐて漢の軍を追はしむ。轉戦すること九日、蒲奴水に至る。虜、利あらず、還り去る。馬通の軍、天山に至る。匈奴、大將偃渠をして二萬餘騎を將ゐて漢の兵を要せしむ。漢の兵の彊きを見て、引き去る。通、得失する所無し。是の時、漢、車師が馬通の軍を遮らんことを恐れ、開陵侯成婉をして、樓蘭・尉犁・危須等の六國の兵を將ゐて、共に車師を圍ましめ、盡く其の王の民衆を得て還る。貳師將軍、塞を出づ。匈奴、右大都尉をして衛律と與に五千騎を將ゐて、漢の軍を(五) 夫羊の句山の陔に要撃せしむ。貳師撃つて之を破る。勝に乗じ、北ぐるを追ひ、范夫人城に至る。匈奴、犇走し、敢て敵を距ぐもの莫し。初め貳師の出づるや、丞相劉屈氂、祖道を爲し、送りて渭橋に至る。廣利曰はく、「願はくは君侯、早く昌邑王を請うて太子と爲せ。如し立つて帝と爲らば、君侯長く何をか憂へんや」と。屈氂・許諾す。昌邑王は、貳師將軍の女弟李夫人の子なり。貳師の女は、屈氂の

- 【一】 鄧居水。外蒙古にあり。
- 【二】 邸。至る也。
- 【三】 邪徑。正しからぬみち。大道によらずして、疾道よりしてこれを追ひ、虜を見ずして還る也。
- 【四】 尉犁・危須。共に新疆省阿克蘇道に在り。
- 【五】 夫羊句山。外蒙古にあり。
- 【六】 祖道。旅行を送るとき、祭を爲し、因つて宴飲を設くる也。
- 【七】 君侯。當時の列侯の尊稱なり。

子の妻たり。故に共に、焉を立てんと欲す。會、内者令郭穰、「丞相の夫人、上を祝詛し、及び貳師と共に禱祠し、昌邑王をして帝と爲らしめんと欲す」と告ぐ。按驗するに、罪、大逆不道に至る。六月、詔して、屈氂を厨車に載せて以て狗へ、東市に要斬す。妻子は(一) 華陽街に梟首せらる。貳師の妻子も亦收へらる。貳師、之を聞き、愛懼す。其の掾胡亞夫も亦罪を避けて軍に従ふ。貳師に説きて曰はく、「夫人・室家は、皆、吏に在り。若し還りて、意に稱はずんば、適に獄と會せん。(二) 鄧居より以北、復た見るを得可けんや」と。貳師、是に由りて狐疑し、深く入りて功を要め、遂に北して鄧居水の上に至る。虜已に去る。貳師、護軍をして二萬騎を將ゐて鄧居の水を度らしむ。左賢王・左大將に逢ふ。(三) 二萬騎を將ゐて、漢の兵と合戦すること一日。漢の軍、左大將を殺し、虜、死傷するもの甚だ衆し。軍の長史、決眊都尉輝渠侯と謀りて曰はく、「將軍、異心を懷き、衆を危くして功を求めんと欲す。恐らくは必ず敗れん」と。共に貳師を執らへんと謀る。貳師、之を聞き、長史を斬り、兵を引ききて還り、(四) 燕然山に至る。單于、漢の軍の勞倦するを知り、自ら五萬騎を將ゐて、貳師を遮り撃つ。相殺傷すること甚だ衆し。(五) 匈奴夜、漢の軍の前に壘ほること深さ數尺、後より急に之を撃つ。軍大に亂る。貳師遂に降る。

- 【八】 内者令、官名、少府に屬す。
- 【九】 厨車。食を載する車。狗は行く／＼衆に示すなり。
- 【一〇】 長安城中に八街あり、華陽は其の一なり。
- 【一一】 鄧居云云。誅せられたる後、復、匈奴に降らんと欲すと雖も、得可けんやとの意。鄧居は鄧居水をいふ。
- 【一二】 燕然山。今の外蒙古賽音諾顏部に杭愛山あり、陝西寧夏の北二千餘里に直る、蓋し即ち古の燕然山なり。

單于、素より其の漢の大將なるを知り、女を以て之に妻せ、尊寵すること衛律の上に在り。(廣利)宗族遂に滅ぶ。

秋、蝗あり。

九月、故の城父の令公孫勇、客胡倩等と反を謀る。倩許りて光祿大夫と稱し、『盜賊を督せしめらる』と言ふ。淮陽の太守田廣明、覺知し、兵を發して捕斬す。公孫勇、繡衣を衣、駟馬の車に乗り、圍に至る。圍の守尉魏不害等、之を誅す。不害等四人を封じて侯と爲す。

吏民の巫蠱を以て相告言する者、案驗するに、多くは實ならず。上、頗る太子の惶恐して他意無かりしを知る。會高寢の郎田千秋、急變を上り、太子の冤を訟へて曰はく、『子、父の兵を弄するは、罪に當す。天子の子、過誤して人を殺すは、何の罪に當するや。臣嘗て夢に、一の白頭翁、臣に教へて言はしむ』と。上乃ち大に感寤し、千秋を召し見、謂つて曰はく、『父子の間は、人の言ひ難き所なり。公獨り其の然らざるを明かにす。此れ高廟の神靈、公をして我に教へしむるなり。公は當に遂に吾が輔佐と爲るべし』と。立ちどころに千秋を拜して大鴻臚と爲し、而して江充の家を族

【三】城父。縣の名、故城は今の河南省河洛道寶豐縣に在り。

【四】圍。縣の名、河南省開封道杞縣の南五十里。

【五】不害は當塗侯、江德は韓陽侯、蘇昌は蒲侯、圍縣の小吏は關内侯、邑を圍の遺郷に食む。

【六】惶恐して他意無し。太子、江充に迫られ、惶恐して、以て自ら明かにする無くして、兵を起して江充を殺す、他意有るに非ざるを言ふ。

【七】高寢の郎。高廟の衛寢の郎。告ぐる所、常に非ず、故に急變と云ふ。

滅し、蘇文を横橋の上に焚き、及び泉鳩里の兵刃を太子に加へし者は、初め北地の太守と爲りしが、後族せらる。上、太子の無辜なるを憐み、乃ち思子宮を作り、歸來望思之臺を湖に爲る。天下聞きて之を悲む。

四年、春正月、上、東萊に行幸し、大海に臨む。海に浮びて神山を求めんと欲す。羣臣諫むれども、上聽かず。而して大風晦冥にして、海水沸湧す。上留まること十餘日、樓船に御するを得ず。乃ち還る。

二月丁酉、雍縣、雲無くして霽なること三たび。隕石二つあり、黒きこと黠の如し。

三月、上、鉅定に耕す。還りて泰山に幸し、封を脩む。庚寅、明堂に祀る。癸巳、石闕に禪し、羣臣を見る。上乃ち言つて曰はく、『朕、位に即きて以來、爲す所狂悖にして、天下をして愁苦せしむ。追悔す可からず。今より、事、百姓を傷害し、天下を、糜費する者有らば、悉く之を罷めん』と。田千秋曰はく、『方士の神僊を言ふ者甚だ衆けれども、而も顯功無し。請ふ皆罷斥して之を遣らん』と。上曰はく、『大鴻臚の言、是なり』と。是に於て、悉く諸の方士の神人を候する者を罷む。是の後、上、羣

【一】横橋。即ち横門の外の潤橋なり。

【二】己れ望みて之を思ふ、太子の魂の歸り來らんことを庶ふを言ふなり。

【三】黠。黒子。又、江南の人、油を以て漆澤を煎て以て物を飾るを黠と曰ふ。

【四】鉅定。縣の名、故城は今の山東省膠東道廣饒縣の北に在り。

臣に對する毎に、自ら歎ず、『曷時、愚惑にして、方士の欺く所と爲れり。天下、豈に僂人有らんや。盡く妖妄なるのみ。食を節し藥を服し、差病を少くす可きのみ』と。夏六月、還り、甘泉に幸す。

丁巳、大鴻臚田千秋を以て丞相と爲し、富民侯に封ず。千秋、它の材能無く、又、伐閼功勞無く、特に一言して意を寤らせしを以て、數月にして、宰相・封侯を取る。世、未だ嘗て有らざるなり。然れども人と爲り、敦厚にして智有り、位に居りて自ら稱ふこと、前後の數公に踰えたり。是より先、搜粟都尉桑弘羊、丞相・御史と與に、奏して言はく、『輪臺の東に、漑田五千頃以上有り。屯田卒を遣はし、校尉三人を置きて分護し、益五穀を種るしめ、張掖・酒泉に、騎假司馬を遣はして斥候と爲し、民の壯健にして敢て従る者を募り、田の所に詣り、益漑田を墾かしめ、稍く列亭連城を築きて西し、以て西國を威し、烏孫を輔く可し』と。上乃ち詔を下し、深く既往の悔を陳べて曰はく、『前に有司奏し、民に賦三十を益して邊用を助けんと欲す。是れ重ねて老弱孤獨を困しむるなり。而るに今又、卒を遣はして輪臺に田せんと請ふ。輪臺は、車師よりも西なること千餘里。前に開陵侯、

- 【三】 伐閼。伐は積功なり。閼は經歷なり。太史公曰く、古者人臣の功、五品あり、徳を以て宗廟を立て社稷を定むるを勳と曰ひ、言を以てするを勞と曰ひ、力を角するを功と曰ひ、其の等を明かにするを伐と曰ひ、日を積むを閼と曰ふと。
- 【四】 稱。其の職にかなふなり。
- 【五】 輪臺。西域の地名、即ち今の新疆省阿克蘇道輪臺縣の地、土名玉古爾、或は布史爾に作る。
- 【六】 時に烏孫王、公主に尙す、故に屯田列亭連城以てこれを輔けんことを欲す。
- 【七】 賦三十を益す。人頭税三十錢を増すなり。

車師を撃ちし時、勝ちて其の王を降せりと雖も、遼遠にして食に乏しきを以て、道に死せし者、尙ほ數千人なりき。況んや益西なるをや。曩時、朕の不明なる、軍候弘が上書して、『匈奴、馬の前後の足を縛して、城下に置き、馳せて、『秦人、我れ若に馬を匈奴』と言へり』と言ひ、又、漢の使者久しく留まりて還らざるを以て、故に貳師將軍を興遣せり。以て使者の威重を爲さんと欲したればなり。古は卿大夫與に謀り、參ふるに

- 【八】 秦人。漢の時、匈奴、中國の人を秦人と謂へり。
- 【九】 匈奴。匈奴の語。
- 【一〇】 興遣。軍を興してこれを遣はす。
- 【一一】 使者云云。匈奴に留まれる使者の威をして重からしめんと欲するが故なり。
- 【一二】 著龜。筮占、龜卜。
- 【一三】 其の誇張するを言ふ也。
- 【一四】 公車の方士。方士の、公車に待詔する者。太史は太常に屬す。
- 【一五】 治星。天文家。
- 【一六】 黼山。山の名、外蒙古にあり。
- 【一七】 諸將を封す。遣はすべき諸將を卜筮する也。

著龜を以てし、吉ならざれば行かず。乃者、馬を縛せりと書の以て、徧く丞相・御史・二千石・諸大夫・郎・文學を爲す者、乃至郡・屬國都尉等に視す。皆以へらく、虜自ら其の馬を縛するは、不祥なること甚だしきかなと。或は以爲へらく、以て彊を見さんと欲するなり、夫れ足らざる者は、人に餘り有るを視すと。公車の方士・太史。治星・望氣及び大卜の龜著、皆以て吉と爲す、『匈奴必ず破れん。時、再び得可からざるなり』と。又曰はく、『北伐して將を行らば、黼山に於て必ず克たん』と。諸將を封するに、貳師最も吉なり。故に朕、親ら貳師を發して、黼山に下らしめ、之に詔す、『必ず深く入る母か

れ」と。(而ル)今、計謀・卦兆、皆反繆せり。重合侯、虜の候者を得たるに、乃ち言ふ、「馬を縛するは、匈奴、軍事を誼ふなり」と。匈奴常に言ふ、「漢は極めて大なり。然れども饑渴に耐へず。一狼を失へば、千羊を走らす」と。乃者、貳師敗れ、軍士、死略離散す。悲痛常に朕が心に在り。今又、遠く輪臺に田せんと請ひ、亭隧を起さんと欲するは、是れ天下を擾勞す。民を優にする所以に非ざるなり。朕、聞くに忍びず。大鴻臚等、又議して、囚徒を募りて、匈奴の使者を送らしめ、封侯の賞を明かにして、以て忿を報いんと欲するは、此れ五伯すら爲さざる所なり。且つ匈奴、漢の降者を得るときは、常に提掖搜索し、問ふに、聞く所を以てす。豈に其の計を行ふを得んや。當今の務は、苛暴を禁じ、擅賦を止め、本農を力め、馬復令を脩め、以て缺を補ひ、武備に乏しき母きに在るのみ。郡國の二千石、各、畜馬の方略・邊を補ふの状を上進し、計と與に對せよ」と。是に由りて、復た軍を出さず。而して田千秋を封じて富民侯と爲すは、以て休息して、民を富養するを思ふを明かにするなり。

【一八】反繆。效驗無かりしをいふ。
 【一九】死略。或は死し、或は虜略せらるる也。
 【二〇】隧。深險の處に依りて、道路を開通する也。
 【二一】忿を報ゆ。蓋し單子を刺さしめて以て忿を報いんと欲するなり。
 【二二】五伯云云。五霸すら、尙ほ恥ぢて、爲さざる也。況んや今の大漢をやとの意。
 【二三】提掖搜索。提はこれを提挈する也。掖は兩人其の兩腋を夾持する也。搜索は、其の兵刃等を持つを恐るるが爲め也。
 【二四】馬復令。馬を養ふに因りて、徭賦を免するの令。
 【二五】計と與に對せよ。計簿を上つる者と與に同じく來りて對策せよ。

り。又、趙過を以て搜粟都尉と爲す。過、能く代田を爲し、其の耕耘の田器、皆、便巧有り、以て民に教ふ。力を用ふること少くして、穀を得ること多し。民皆之を便とす。

臣光曰はく、天下、信に未だ嘗て士無くんばあらざるなり。武帝、四夷の功を好みて、勇銳にして死を輕んずるの士、朝廷に充滿し、土を闢き地を廣め、意の如くならざる無し。後、民を息め農を重んずるに及びて、趙過の儔、民に耕耘を教へ、民も亦其の利を被る。此れ一君の身、趣好殊別に於て、士輒ち之に應ず。誠に武帝をして三王の量を兼ね、以て商周の治を興さしめば、其れ三代の臣無からんや。

【二六】代田。年年、處を代へて耕作するなり。
 【二七】社。社を祠る也。
 【二八】後元元年。西紀前八八年。

秋八月、辛酉晦、日、之を食する有り。衛律、貳師の寵せらるるを害む。會、單子の母闕氏病む。律、胡の巫を飭めて言はしむ、「先單子怒りて曰はく、「胡、故の時、兵を祠れば、常に貳師を得て以て社せんと言へり。(然ル)何が故に用ひ(テ社)ざる」と。是に於て、(單)貳師を收ふ。貳師罵りて曰はく、「我死せば、必ず匈奴を滅ぼさん」と。遂に貳師を屠りて以て祠る。

(二九)後元元年、春正月、上、甘泉に行幸し、泰時に郊し、遂に安定に幸す。
 昌邑の哀王髡・薨す。

二月、天下に赦す。

夏六月、商丘成、祝詛に坐し、自殺す。

初め侍中僕射馬何羅、江充と相善し。衛太子が兵を起すに及びて、何羅の弟通、力戦を以て重合侯に封せらる。後、上、充の宗族黨與を夷滅す。何羅兄弟、禍及ばんことを懼れ、遂に逆を爲さんと謀る。侍中駙馬都尉金日磾、其の志意に常に非ざる有るを視、心に之を疑ひ、陰に獨り其の動靜を察し、與に俱に(一)殿上下す。何羅も亦日磾の意を覺る。故を以て、久しく發するを得ず。是の時、上、林光宮に行幸す。日磾、小しく疾みて(二)廬に臥す。何羅、弟通及び小弟安成と與に、制と矯りて夜出で、共に使者を殺し、兵を發す。明旦、上、未だ起きず。何羅、何ばくも無く、外より入る。日磾、廁に奏はんとして心動き、立ちどころに入り、内戸の下に坐す。須臾にして、何羅、白刃を袖にして、東廂より上り、日磾を見て、色變じ、走りて(三)臥内に趨き、入らんと欲す。行きて寶瑟に觸れて僵る。日磾、何羅を抱くを得たり。因つて(四)傳へて曰はく、『馬何羅・反す』と。上驚き起く。左右、刃を抜き、之を格たんと欲す。上、并せて日磾に中らんことを恐れ、止めて、格つ勿からしむ。日磾、何羅を殿下に投ず。之を禽縛するを得、窮治す。皆、辜に伏す。秋七月、地震ふ。

- 【一】 林光宮。甘泉宮の旁に在り。
- 【二】 廬。殿中の宿直舎。
- 【三】 奏。向ふ。
- 【四】 臥内。天子の臥處。
- 【五】 傳。聲を傳へてこれを唱ふる也。

燕王旦、自ら以へらく、(五)次第、當に太子と爲るべしと。上書して、入りて宿衛せんことを求む。

上怒り、其の使を北闕に斬る。又、亡命を藏匿するに坐し、(六)良郷・安次・文安の三縣を削らる。上、是に由りて旦を惡む。旦は辯慧にして博學、其の弟 廣陵王胥は、勇力有り。而れども皆動作、法度無く、過失多し。故に上、皆、立てず。時に鉤弋夫人の子弗陵、年數歲、(七)形體壯大にして、知多し。上、之を奇として愛し、心に焉を立てんと欲す。其の年穉く母少きを以て、(八)猶與すること之を久しくす。大臣を以て之を輔けしめんと欲し。羣臣を察するに、唯だ奉車都尉光祿大夫霍光のみ、忠厚にして、大事に任ず可し。上、乃ち(九)黃門をして、周公が成王を負うて諸侯を朝せしむるを畫かしめ、以て光に賜ふ。後數日、帝、鉤弋夫人を譴責す。夫人、(十)簪珥を脱して叩頭す。帝曰はく、『引き持ち去り、(十一)掖庭の獄に送れ』と。夫人、還顧す。帝曰はく、『趣かに行け。汝は活くるを得ず』と。卒に死を賜ふ。之を頃くして、帝、閒居して、左右に問うて曰はく、『外人の言は云何。』左右對へて曰はく、『人は言ふ、且に其の子を立てんとするに、何ぞ其の母を去るやと。』帝曰はく、『然り。是れ兒曹愚人の知る所に非ざるな』

- 【七】 燕王旦は、元封六年、封を受く。
- 【八】 次第云云。血統の順序、己、太子となるべしと思ひしとなり。
- 【九】 良郷・安次は京兆に屬す。文安は直隸省津海道に屬す。
- 【一〇】 胥も亦元封六年を以て封を受く。
- 【一一】 其の身體の偉大なるをいふ。
- 【一二】 猶與。猶豫と同じ。
- 【一三】 黃門の署は、職任親近にして、以て天子に供す、百物在り、故に亦、畫工あり。
- 【一四】 簪珥。かんざし、耳飾り。
- 【一五】 掖庭。少府に屬し、祕獄有り、凡そ宮人の罪有る者に下る。

り。往古、國家の亂るる所以は、主少く母壯なるに由るなり。女主獨り居り驕蹇、淫亂にして自ら恣にし、能く禁ずるもの莫きなり。汝、呂后を聞かずや。故に先づ之を去らざるを得ざるなり」と。

二年、春正月、上、諸侯王を甘泉宮に朝せしむ。二月、鹽屋の五柞宮に行幸す。

上、病篤し。霍光・涕泣して問うて曰はく、「如し諱まざる有らば、誰か當に嗣ぐべき者ぞ。」

上曰はく、「君、未だ前畫の意を論らざるか。少子を立て、君、周公の事を行へ」と。光・頓首して譲りて曰はく、「臣は金日磾に如かず」と。日磾

も亦曰はく、「臣は外國の人なり。光に如かず。且つ匈奴をして漢を輕んせしめん」と。乙丑、詔して、弗陵を立てて皇太子と爲す。時に年八歳。

丙寅、光を以て大司馬・大將軍と爲し、日磾を車騎將軍と爲し、太僕上宮

架を左將軍と爲す。遺詔を受けて、少主を輔く。又、搜粟都尉桑弘羊を以て御史大夫と爲す。皆、臥

内の牀下に拜す。光は禁闥に出入すること二十餘年、出でては則ち車に奉じ、入りては左右に侍し、

小心謹慎にして、未だ嘗て過有らず。人と爲り、沈靜詳審にして、出入して殿門を下る毎に、止進

常の處有り。郎僕射、竊に識して之を視るに、尺寸を失はず。日磾は上の左右に在り、目、忤ひ視ざ

ること數十年。宮を出づる女を賜へども、敢て近づけず。上、其の女を後宮に内れんと欲すれども、

肯せず。其の篤慎なること此の如し。上尤も之を奇異なりとす。日磾の長子、帝の弄兒と爲り、

帝甚た之を愛す。其の後、弄兒、壯大にして、謹まず、殿下より宮人と戯る。日磾適之を見、其の

淫亂を惡み、遂に弄兒を殺す。上、之を聞き、大に怒る。日磾・頓首して謝し、具に弄兒を殺す所以の

狀を言ふ。上甚だ哀み、之が爲めに泣く。已にして心に日磾を敬す。上

官架、始め材力を以て幸せらるるを得、未央廐令と爲る。上嘗て體安

からず。愈ゆるに及びて馬を見るに、馬多く瘦せたり。上大に怒りて曰

はく、「令、我復た馬を見ずと以へるや」と。吏に下さんと欲す。架・頓首

して曰はく、「臣、聖體安からずと聞き、日夜憂懼し、意誠に馬に在ら

ず」と。言未だ卒らざるに、泣數行下る。上、以て己を愛すと爲し、是に

由りて親近し、侍中と爲す。稍く還りて太僕に至る。三人は、皆、上の素

より愛信する所の者なり。故に特に之を擧げ、授くるに後事を以てす。

- 【一】鹽屋。縣の名、今、陝西 省關中道に屬す。
- 【二】諱ます。死するをいふ。
- 【三】日磾。休屠王の子なり、 故に然云ふ。
- 【四】弄兒。玩弄に供する兒童。
- 【五】架、少時、羽林期門郎と 爲り、帝に従つて甘泉に上る、 天大に風ふき、車行くを得ず、 蓋を解きて架に授く、架、蓋 を奉じ、風ふくと雖も車に屬 し、雨下れば蓋軋ち御す、上、 其の材力を奇とす。
- 【六】未央廐令。太僕に屬す。
- 【七】武帝。壽七十一。
- 【八】隆慮公主。景帝の女。
- 【九】主の傅。主の官にして、 傅姆なり。

以て、(一〇)上請す。左右の人人、爲めに言ふ、「前に又贖を入れ、陛下、之を許せり」と。上曰はく、「吾が弟老いて、是の一子有り、死するるとき以て我に屬せり」と。是に於て、之が爲めに涕を垂れ、歎息すること良久しうして曰はく、「法令は先帝の造る所なり。弟の故を用てして、先帝の法を誣ひば、吾何の面目ありて高廟に入らんや。又、下、萬民に負くなり」と。乃ち其の奏を可す。哀、自ら止むること能はず、左右盡く悲む。待詔東方朔、前みて壽を上りて曰はく、「臣聞く、聖王の政を爲すや、賞は仇讎をも避けず、誅は骨肉をも擇ばずと。(一一)書に曰はく、「偏せず黨せず、王道蕩蕩たり」と。此の二つの者は、五帝の重んずる所、三王の難んずる所なり。陛下、之を行ふ。天下幸甚なり。臣朔、觴を奉じ、味死再拜して、萬壽を上る」と。上初め朔を怒る。既にして之を善みし、朔を以て中郎と爲す。

- 【一〇】上請す。其の罪を論決するを請ふ。
- 【一一】弟。女弟なり。
- 【一二】書に曰く云云。書經洪範の語。蕩蕩は平坦にして大なる貌。
- 【一三】百家。諸子雜説をいふ。
- 【一四】嗜咨。嗜は誰。咨は謀る。誰か事を爲す可き者ぞと衆人に謀るなり。

班固・贊して曰はく、漢、百王の弊を承け、高祖、亂を撥め正に反す。文・景は、務、民を養ふに在り。古の禮文を稽ふるの事に至りては、猶ほ多く闕く。孝武初めて立ち、卓然として(一五)百家を罷黜し、六經を表章し、遂に海内に(一六)疇咨し、其の俊茂を擧げ、之と與に功を立て、太學を興し、郊祀を修め、正朔を改め、歷數を定め、音律を協へ、詩樂を作り、封禪を建て、百神を禮し、周の

後を紹ぎ、號令文章、(一七)煥然として・述ぶ可し。後嗣、洪業に遵ふを得て、三代の風有り。如し(一八)武帝の雄材大略あり、文景の恭儉を改めずして、以て斯民を濟はば、詩書の稱する所と雖も、何ぞ焉に加ふる有らん。

臣光曰はく、孝武、奢を窮め欲を極め、刑を繁くし斂を重くし、内は官室に移り、外は四夷を事とし、神怪に信惑し、巡遊すること度無く、百姓をして疲敝し、起りて盜賊を爲さしむ。其の秦の始皇に異なる所以の者、幾ばくも無し。然れども秦は之を以て亡び、漢は之を以て興りしは、孝武は能く先王の道を尊び、統守する所を知り、忠直の言を受け、人の欺蔽するを惡み、賢を好みて倦まず、誅賞・嚴明に、晚にして過を改め、顧託すること人を得たればなり。此れ其の亡秦の失有りて・而も亡秦の禍を免れたる所以なるか。

- 【一五】煥然。明かなる貌。
- 【一六】武帝云云。此の一節、班固の眞意は、其の雄材大略を美として、其の泰儉ならざるを非とする也。微婉委曲にして深く史臣の體を得たりと、古人評せり。
- 【一七】省中。禁中なり。
- 【一八】尙符璽郎。璽及び虎符・竹符の半を主る官。
- 【一九】璽云云。變難有らんことを恐れて、璽を收め取らんと欲せし也。

戊辰、太子、皇帝の位に即く。帝の姊鄂邑公主、(二〇)省中に共養せらる。霍光・金日磾・上官桀、共に尙書の事を領す。光、幼主を輔け、政、己より出づ。天下、其の風采を想聞す。殿中に嘗て怪有り。一夜、羣臣相驚く。光、尙符璽郎を召し、(二一)璽を收め取らんと欲す。郎、授くるを肯せず。光、之を奪はんと欲す。郎、劍を按じて曰はく、

「臣が頭をば得可し、璽をば得可からざるなり」と。光甚だ之を誼とす。明日、詔して、此の郎に秩二等を増す。衆庶、光を多とせざるもの莫し。

三月甲辰、孝武皇帝を茂陵に葬る。

夏六月、天下に赦す。

秋七月、星有り東方に孛す。

濟北王寬、禽獸の行に坐し、自殺す。

冬、匈奴、朔方に入り、吏民を殺略す。(漢)軍を發して西河に屯せしめ、左將軍桀、北邊を行る。

【二〇】淮南厲王の子勃、徙りて濟北王に封ぜらる。寬は其の孫なり。
【二一】禽獸の行。父式王の后光、姫孝兒と姦せしを云ふ。

卷の第二十三

漢紀十五

孝昭皇帝上

始元年、夏、益州の夷、二十四邑、三萬餘人、皆反す。水衡都尉呂破胡を遣はし、吏民を募り、及び犍爲・蜀郡の犇命を發して、往いて撃たしむ。大に之を破る。

秋七月、天下に赦す。

大に雨ふり、十月に至り、渭橋絶ゆ。

武帝初めて崩するや、諸侯王に璽書を賜ふ。燕王旦、書を得、肯て哭せずして曰はく、「璽書の封・小なり。京師に、疑ふらくは變有らん」と。

幸臣・壽西長・孫縱之・王孺等を遣はして長安に之き、禮儀を問ふを以て名と爲し、陰に朝廷の事を刺候せしむ。詔有り・旦に錢三十萬を褒賜し・萬三千戸を益し封するに及びて、旦怒りて曰はく、「我當に帝と爲るべかりしに、何の賜ぞや」

【一】孝昭皇帝。諱は弗陵、武帝の少子なり。
【二】始元年。西紀前八六年。
【三】犇命。君命を聞きて奔走し來る者。
【四】封小なり。文少なければ則ち封小さし。
【五】壽西は姓、長は名。
【六】刺候。探り候ふ。

と。遂に宗室中山の哀王の子長・齊の孝王の孫澤等と、謀を結び、詐りて言はく、『武帝の時を以て詔を受け、吏事を職り、武備を修め、非常に備ふるを得』と。郎中成軫、且に謂つて曰はく、『大王、職を失はば、獨だ起つて索む可し。坐ながらにして得可からざるなり。大王壹たび起たば、國中、女子と雖も、皆、臂を奮うて大王に隨はん』と。且、即ち澤と謀りて姦書を爲り、『少帝は武帝の子に非ずして、大臣の共に立つる所なり。天下、宜しく共に之を伐つべし』と言ひ、人をして郡國を傳行して、以て百姓を搖動せしむ。澤、歸りて兵を臨菑に發し、青州の刺史雋不疑を殺さんと謀る。且、郡國の姦人を招き來し、銅鐵を賦斂し、甲兵を作り、數、其の車騎材官の卒を閱し、民を發して大に獵し、以て士馬を講はせ、期日を須つ。郎中韓義等、數、且を諫む。且、義等凡そ十五人を殺す。會、餅侯成、澤等の謀を知り、以て雋不疑に告ぐ。八月、不疑、澤等を收捕し、以て聞す。天子、大鴻臚丞を遣はして治せしむ。燕王に連引す。詔有り、燕王は至親なるを以て、治する勿からしむ。而して澤等は、皆、誅に伏す。雋不疑を遷して京兆の尹と爲す。不疑、京兆の尹と爲るや、吏民、其の威信を敬す。

- 【七】 中山の哀王昌は、靖王勝の子。齊の孝王將闔は、悼惠王肥の子。
- 【八】 諸侯は民を治め職事に與かることを得ず、是を以て、詔を受けたれば職事を知り兵を發して備を爲すを得と詐り言ふなり。
- 【九】 職を失ふ。漢の嗣たるべくして、用ひられざりしか言ふ。
- 【一〇】 臨菑。齊郡の太守、青州の刺史の治所。
- 【一一】 講。習ふ也。
- 【一二】 大鴻臚丞は秩千石。
- 【一三】 京兆の尹。武帝の太初元年、右内史を改めて京兆の尹と爲す。

【不疑】 縣を行る毎に、囚徒を

録して還る。其の母、輒ち不疑に問ふ、『平反する所有りて、幾何人をか活かせる』と。即し不疑、平反する所有ること多ければ、母、喜笑すること、他時に異なり。或は出す所無ければ、母怒りて、爲めに食はず。故に不疑が吏たるや、嚴にして而も殘ならず。

九月丙子、稔の敬侯金日磾薨す。初め武帝病むや、遺詔有り、金日磾を封じて稔侯と爲し、上官桀を安陽侯と爲し、霍光を博陸侯と爲す。皆、前に反者馬何羅等を捕ふるの功を以て封せらる。日磾は、帝の少きを以て、封を受けず。光等も亦敢て受けず。日磾病困するに及びて、光、白して日磾を封す。【日磾】 臥して印綬を受く。一日にして薨す。日磾の兩子賞・建、俱に侍中たり。帝と略年を同じうし、共に臥起す。賞は奉車と爲り、建は駙馬都尉たり。賞が侯を嗣ぐに及びて、兩綬を佩ぶ。上、霍將軍に謂つて曰はく、『金氏の兄弟兩人、俱に兩綬せしむ可からざるか。』【光】 對へて曰はく、『賞は自ら父に嗣ぎて侯と爲るのみ。』上笑つて曰はく、『侯とするは、我と將軍とに在らずや。』對へて曰はく、『先帝の約に、功有りて、乃ち封侯を得』と。遂に止む。閏月、故の廷尉王平等五人を遣はして、節を持して郡國を行り、賢良を擧げ、民の疾苦と冤にして職を失へる者とを問はしむ。冬、冰無し。

- 【一】 録。囚人の罪を録して、情状を省察する也。
- 【二】 平反。冤枉を理め正す也。
- 【三】 殘。殘酷。
- 【四】 馬可羅を捕ふることは前卷武帝後元元年に見ゆ。

二年、春正月、大將軍光を封じて博陸侯と爲し、左將軍桀を安陽侯と爲す。或るひと霍光に説きて曰はく、『將軍、諸呂の事を見ずや。伊尹・周公の位に處り、政を攝し權を擅にして、宗室に背き、與に職を共にせず。是を以て、天下・信せず、卒に滅亡に至れり。今、將軍、盛位に當り、帝、春秋富む。宜しく宗室を納れ、又多く大臣と事を共にし、諸呂の道に反すべし。是の如くならば、則ち以て患を免る可し』と。光、之を然りとし、乃ち宗室の用ふ可き者を選び、遂に楚の元王の孫辟彊・及び宗室劉長樂を拜して、皆、光祿大夫と爲す。辟彊、長樂衛尉を(一)守る。

三月、使者を遣はして、貧民の(二)種食無き者に振貸せしむ。

秋八月、詔して曰はく、『往年、災害多く、今年、蠶麥傷はる。振貸する所の種食をば、收責する勿かれ。民をして今年の田租を出さしむる母かれ』と。

初め武帝、匈奴を征伐し、深く入り窮追すること、二十餘年、匈奴の馬畜、(三)孕重、墮殞し、(四)罷極して之に苦しみ、常に和親せんと欲する意有れども、未だ得ること能はず。狐鹿姑單于、異母弟有り、左大都尉と爲り、賢なり。國人、之に郷ふ。母闕氏、單于が子を立てずして左大都尉を立てんことを恐るるや、乃ち私に(五)之を殺さしむ。左大都尉の同母兄怨み、遂に

- 【一】守。高官の者が下級の官の職務に従ふをいふ。漢の長樂・建昌・甘泉には各、衛尉あり、以て其の宮衛を掌る、然れども常に置くにあらず。
- 【二】種食。種は五穀の種。食は糧食。
- 【三】孕重。懷妊する者なり。
- 【四】墮殞。流産する也。
- 【五】罷極。疲困する也。

肯て復た單于の庭に會せず。是の歲、單于病み、且に死せんとするとき、諸貴人に謂ふ、『我が子少く、國を治むること能はじ。弟右谷蠡王を立てよ』と。單于死するに及びて、衛律等、(六)顯渠闕氏と謀り、其の喪を匿し、單于の令と矯り、更めて子左谷蠡王を立つ。壺衍鞮單于と爲す。左賢王・右谷蠡王・怨望し、其の衆を率ゐて、南して漢に歸せんと欲す。自ら致す能はざらんことを恐れ、即ち盧屠王を脅し、與に西して烏孫に降らんと欲す。盧屠王、之を告ぐ。單于、人をして驗問せしむ。右谷蠡王・服せず。反つて其の罪を以て盧屠王を罪す。國人、皆、之を冤とす。是に於て、二王去りて其の所に居り、復た肯て(七)龍城に會せず。匈奴始めて衰ふ。

- 【六】顯渠闕氏。單于の正室。大闕氏の上に位す。
- 【七】龍城に會す。匈奴の諸王、長少と無く、正月、單于の庭に會し、五月、大に龍城に會し、其の祖先天地鬼神を祭るを例とす。今、二王自ら本處に居り、復た龍城に會せず。
- 【一】休沐。休暇。漢の制、中朝の官は、五日に一たび里舍に下りて休沐す。
- 【二】蓋長公主。帝の姉、鄂邑公主、邑を鄂邑に食む。蓋公の尙する所と爲る。故に蓋長公主と曰ふ。

三年、春二月、星有り西北に孛す。冬十一月壬辰、朔、日、之を食する有り。

初め霍光、上官桀と相親しみ善し。光、(一)休沐して出づる毎に、桀常に光に代りて、入りて事を決す。光の女、桀の子安の妻と爲り、女を生む。年甫めて五歲。安、光に因りて之を宮中に内れんと欲す。光、以爲へらく尙ほ幼なりと。聽かず。(二)蓋長公主、私に子の客

なる河間の丁外人を近づく。安、素より外人と善し。外人に説きて曰はく、「安の子は、容貌端正なり。誠に長主の時に因りて、入りて后と爲るを得ば、臣父子の朝に在るを以てして、椒房の重き有らん。之を成さんこと足下に在り。漢家の故事、常に列侯を以て主に尙す。足下、何ぞ侯に封せられざるを憂へんや」と。外人喜び、長主に言ふ。長主、以て然りと爲す。詔して、安の女を召して婕妤と爲し、安を騎都尉と爲す。

四年、春三月甲寅、皇后上官氏を立つ。天下に赦す。

西南夷の姑繒・葉榆復た反す。水衡都尉呂辟胡を遣はし、益州の兵を將ゐて之を撃たしむ。辟胡進まず。蠻夷遂に益州の太守を殺し、勝に乗じて辟胡と戦ふ。士戦ひ及び溺れて死する者、四千餘人。冬、大鴻臚田廣明を遣はして之を撃たしむ。

廷尉李种、故らに死罪を縦すに坐して、棄市せらる。是の歳、上官安、車騎將軍と爲る。

- 【三】丁外人。丁は姓、外人は名
- 【四】椒房。殿の名、未央宮の中に在り、皇后の居る所。椒を以て泥に和して壁を塗る、其の温にして芳しきを取る。
- 【五】故事。先例なり。
- 【一】姑繒・葉榆。皆西南夷の別種。其の居る所の地は、益州郡の境に在り。
- 【二】益州。郡の名、今の雲南省雲南大理等の府の境。滇池に治す。今の昆明縣治是れなり。武帝元封二年、滇王の國を開きて此の郡を置く。

五年、春正月、帝の外祖趙父を追尊して順成侯と爲す。順成侯に姉君姁有り、錢二百萬・奴婢第宅を賜ひ、以て充實す。諸の昆弟、各親疏を以て賞賜を受く。(然レ)位に在る者無し。

男子有り、黃犢の車に乗りて、(未央宮)北闕に詣り、自ら衛太子なりと謂ふ。公車、以て聞す。詔して、公卿・將軍・中二千石をして、雜に識視せしむ。長安中の吏民、聚まり觀る者、數萬人。右將軍、兵を闕下に勒し、以て非常に備ふ。丞相・御史、

中二千石の至る者、竝に敢て言を發するもの莫し。京兆の尹不疑、後れて到り、從吏を叱して收縛せしむ。或るひと曰はく、「是非未だ知る可からず。且く之を安にせよ」と。不疑曰はく、「諸君、何ぞ衛太子を患へん。昔、蒯瞶、命に違つて出奔す。輒ち距ぎて納れず。春秋に之を是とす。衛太子、罪を先帝に得、

- 【一】趙父。鈞弋夫人の父。
- 【二】未央宮は、南に向ふと雖も、上書し事を奏し謁見する者は、皆、北闕に至る、公車司馬ここに在り。
- 【三】公車。衛尉に屬し、章奏を受くるを主る。
- 【四】雜に識視せしむ。雜は、共なり。素と衛太子を識る者有れば、これをして視て其眞

- 偽を知らしめんとする也。
- 【五】安。徐緩にする也。
- 【六】蒯瞶。衛の靈公の太子。罪を靈公に得て、出でて晉に奔る。後、靈公卒するに及びて、蒯瞶の子輒、位を嗣ぐ。晉の趙鞅、蒯瞶を威に納れ、衛に入るを求めんと欲す。齊の國夏・衛の石曼姑、師を帥めて威を圍む。

亡げて死に即かず。今來りて自ら詣るは、此れ罪人なり」と。遂に詔獄に送る。天子、大將軍霍光と、聞きて之を嘉して曰はく、「公卿大臣は、當に經術有り大誼に明かなる者を用ふべし」と。是に繇りて、不疑の名聲、朝廷に重し。位に在る者、皆自ら以へらく及ばずと。廷尉、何人なるかを驗

治し、竟に姦詐を得たり。本夏陽の人、姓は成、名は方遂、湖に居り、卜筮を以て事と爲す。故の太子の舍人有り、嘗て方遂に従つて卜し、謂つて曰はく、「子の状貌は、甚だ衛太子に似たり」と。方遂、心に其の言を利とし、以て富貴なるを得んことを冀ふ。誣罔にして不道なるに坐して、要斬せらる。夏六月、上官安を封じて桑樂侯と爲す。安、日に以て驕淫なり。賜を殿中に受け、(出テ)賓客に對して言ふ、「我が壻と飲みて大に樂しむ。其の服飾を見れば、人をして歸りて自ら物を焼かんと欲せしむ」と。子病みて死するや、仰ぎて天を罵る。其の頑悖なること此の如し。

僮耳・眞番郡を罷む。

秋、大鴻臚廣明・軍正王平、益州を撃ち、斬首捕虜三萬餘人、畜産五萬餘頭を獲。

諫大夫杜延年、國家の武帝の奢侈師旅の後を承くるを見て、數大將軍光の爲めに言ふ、「年歲比に登らず、流民未だ盡く還らず。宜しく孝文の時の政を修め、示すに儉約寛和を以てし、天心に順ひ、民意を説はすべし。年歲宜しく應ずべし」と。光、其の言を納る。延年は、故の御史大夫杜周の子なり。

- 【七】我が壻。天子を指す。
- 【八】武帝の元鼎六年、僮耳郡を置き、元封三年、眞番郡を置く、今、皆これを罷む。

六年、春二月、有司に詔して、郡國の擧ぐる所の賢良文學(士)に、民の疾苦する所と教化の要とを問はしむ。皆對ふ、「願はくは鹽鐵・酒權・均輸の官を罷め、天下と利を争ふ母く、示すに儉節を以てせんことを。然る後、教化・興す可し」と。桑弘羊・難じて以爲はく、「此れ國家の大業にして、四夷を制し邊を安んじ用を足らす所以の本なり。廢す可からざるなり」と。是に於て鹽鐵の議起る。

初め 蘇武、既に北海の上に徙され、稟食・至らず、野鼠を掘り草實を去めて之を食し、漢の節を杖きて羊を牧し、臥起に操持し、節旄盡く落つ。武、漢に在るとき、李陵と俱に侍中たり。陵、匈奴に降るや、敢て武を求めず。之を久しうして、單于、陵をして、海上に至らしめ、武の爲めに酒を置き樂を設く。因つて武に謂つて曰はく、「單于、陵が子卿と素厚かりしを聞く。故に來りて説かしむ。足下、心を虚しくして・相待たんと欲すとも、終に漢に歸るを得じ。空しく自ら・人亡きの地に苦むとも、信義、安んぞ見はる所あらんや。足下の兄弟二人、前に皆、事に坐して自殺す。來る時、太夫人已に不幸なり。子卿の婦年少し。聞く、已に更め嫁せりと。獨女弟二人・兩女・一男有るのみ。今復た十餘年、存亡知る可からず。人生は朝露の如し。何ぞ久しく自ら苦し

- 【一】鹽鐵の事は、始めて十九卷武帝元狩元年に見ゆ。均輸の事は始めて二十卷元鼎三年に見ゆ。酒權の事は前卷天漢三年に見ゆ。
- 【二】事は二十一卷天漢元年に見ゆ。
- 【三】稟食。稟は廩と同じ。給與せらるる糧食。
- 【四】去。收職する也。
- 【五】陵が匈奴に降ること、二十一卷天漢二年に見ゆ。
- 【六】子卿。蘇武の字。
- 【七】亡。無と通ず。
- 【八】不幸。死するをいふ。

むこと此の如くなる。陵、始め降る時、忽忽として、狂するが如く、自ら漢に負くを痛めり。加ふるに老母が保宮に繋がるるを以てす。子卿、降るを欲せざることを、何を以てか陵に過ぎん。且つ陛下、春秋高く、法令、常無く、大臣の罪無くして夷滅せらるる者、數十家。安危知る可からず。子卿尚ほ復た誰が爲めにせんや」と。武曰はく、「武父子、功德無くして、皆、陛下の成就する所と爲り、列將に位し、通侯に爵し、兄弟親近せらる。常に、肝腦、地に塗れんことを願へり。今、身を殺して自ら效すを得ば、斧鉞湯鑊と雖も、誠に之を甘んじ樂しまん。臣の君に事ふるは、猶ほ子の父に事ふるがごときなり。子、父の爲めに死すとも、恨むる所無し。願はくは復た再び言ふ勿かれ」と。陵、武と飲むこと數日、復た曰はく、「子卿、壹たび陵の言を聽け」と。武曰はく、「自ら已に死するを分とすること久し。王必ず武を降さんと欲せば、請ふ今日の驪を畢へて、死を前に効さん」と。陵、其の至誠を見、喟然として歎じて曰はく、「嗟乎、義士なり。陵と衛律との罪は、上、天に通ず」と。因つて泣下りて、衿を濡ほし、武と決れ去る。武に牛羊數十頭を賜ふ。後、陵復た北海の上に至り、武に語るに武帝崩するを以てす。武、南に郷つて號哭し、血を歐き、旦夕、臨すること數月。壺衍鞮單于立つに及びて、母闕氏正しからず、國內乖離し、常に、漢の兵が之を襲はんこ

- 【九】少府の屬官に居室あり、武帝の太初元年、更めて保宮と名づく。
- 【一〇】鑊。鼎の大にして足無き者。
- 【一一】王。李陵を稱す。匈奴、李陵を封じて右校王と爲す。
- 【一二】衿。襟に同じ。
- 【一三】決。別る也。
- 【一四】臨。哭する也。

とを恐る。是に於て、衛律、單于の爲めに謀り、漢と和親す。漢の使至り、蘇武等を求む。匈奴詭りて言ふ、「武は死せり」と。後、漢の使、復た匈奴に至る。常惠、私に漢の使に見え、使者に教へて、單于に謂つて、「天子、上林の中に射て、鴈を得たり。足に、帛書を係くる有り、「武等、某の澤中に在り」と言へり」と言はしむ。使者大に喜び、惠の語の如くし、以て單于を讓む。單于、左右を視て驚き、漢の使に謝して曰はく、「武等は實に在り」と。乃ち武及び馬宏等を歸す、馬宏は、前に光祿大夫王忠に副とし、西國に使し、匈奴の遮る所と爲り、忠は戰死し、馬宏は生得せられ、亦、降るを肯せず。故に匈奴、此の二人を歸し、以て善意を通せんと欲す。是に於て、李陵、酒を置き、武を賀して曰はく、「今、足下、還歸し、名を匈奴に揚げ、功、漢室に顯はる。古の竹帛の載する所。丹青の畫く所と雖も、何を以てか子卿に過ぎん。陵、驚怯なりと雖も、漢をして陵の罪を、貫し、其の老母を全くせしめ、(陵)大辱の積志を奮ふを得しめば、曹柯の盟を庶幾せんこと、此れ陵が宿昔の忘れざりし所なり。(然ル)陵の家を收族し、世の大戮と爲れり。陵は尚ほ復た何をか顧みんや。已んぬるかな。子卿をして吾が心を知らしむるのみ」と。陵、泣下ること數行。因つて武と決る。單于、武の官屬を召し、會む。前に已に降り及び物故す。凡そ武に隨つて還る者九人。既に京師に至るや、武に詔して、(一)太牢を奉じて、武

- 【一五】西國。西域の諸國。
- 【一六】貫。寛かにする也。
- 【一七】曹柯の盟。曹劌が齊の桓公を柯の盟に劫ししをいふ。
- 【一八】事は前卷天漢三年に見ゆ。
- 【一九】會。集聚する也。
- 【二〇】太牢。牛羊豕の三種を具備せる犠牲をいふ。

帝の園廟に謁せしめ、拜して 典屬國と爲し、秩は中二千石、錢二百萬・公田二頃・宅一區を賜ふ。武、匈奴に留まること、凡そ十九歳。始め強壯を以て出づ。還るに及びて、須髮盡く白し。霍光・上官桀、李陵と素善し。陵の故人隴西の任立政等三人を遣はして、俱に匈奴に至り、之を招かしむ。陵曰はく、「歸らんことは易きのみ。」(三)丈夫、再び辱めらるること能はず」と。遂に匈奴に死す。

夏、旱す。

秋七月、権酷の官を罷む。賢良文學の議に従ふなり。武帝の末、海内虚耗し、戸口、半に減す。霍光、時務の要を知り、徭を軽くし賦を薄くし、民と休息す。是に至りて、匈奴和親し、百姓充實し、稍く文景の業を復す。

詔して、(四)鉤町侯毋波が、其の邑の君長人民を率ゐて反者を撃ち、功有りしを以て、立てて以て鉤町王と爲す。田廣明に爵、關内侯を賜ふ。

【三】 典屬國。義に歸せる蠻夷を掌る官。武が久しく匈奴の中に在り、外夷の事に習へるを以て、故に是の官と爲らしむ。

【四】 須。鬚に同じ。

【五】 陵の意謂へらく、匈奴に降りて已に辱めらる、今若し漢に歸らば、漢將に刀筆の吏をして其の師を喪ひ匈奴に降

るの罪を簿責せしめんとす、是れ再び辱めらるるなりと、故に遂に歸らず。

【六】 鉤町。西南夷の一種。武帝、開きて縣と爲し、牂柯郡に屬し、官吏を置くと雖も、仍ほ其の君長を以て鉤町侯と爲し、其の種族を主らしめしなり。

(一) 元鳳元年、春、(二) 武都の氏人反す。執金吾 馬適建・龍領侯韓增・大鴻臚田廣明を遣はし、(三) 三輔太常の徒を將ひ、皆、刑を免じて、之を撃たしむ。

夏六月、天下に赦す。

秋七月、乙亥晦、日、之を食する有り、既く。

八月、改元す。

上官桀父子、既に尊盛にして、長公主を徳とし、丁外人の爲めに封侯を求めんと欲す。霍光・許さず。又、外人の爲めに光祿大夫を求め、召見せらるるを得しめんと欲す。又、許さず。蓋主、大に是を以て光を怨む。而して桀・安、數、外人の爲めに官爵を求むれども、得ること能はず。亦慙づ。又、桀の妻の父の幸する所の 充國、太醫監と爲り、殿中に 闌入す。獄に下り死に當す。(六) 冬月且に盡さんとす。蓋主、充國の爲めに、馬二十四をに入れて罪を贖ふ。乃ち 死論を減するを得たり。是に於て、桀・安の父子、深く光を怨みて、重く蓋主を徳とす。先帝の時より、(七) 桀已に九卿と爲り、位、光の右に在り。(八) 父子

【一】 元鳳元年。西紀前八〇年。

【二】 武都は郡の名、今の甘肅省の武都・文成・徽、及び陝西省の寧郷等の縣、是れ其の地なり。武都に治す。故城は今甘肅省渭川道成縣の西に在り。氏人は即ち白馬氏なり。

【三】 馬適建。姓は馬適、名は建。

【四】 三輔・太常の徒。刑徒にして三輔及び太常に輪作する者なり。

【五】 乙亥。漢書五行志には己亥に作る。

【六】 充國。史其の姓を失ふ。太醫監は少府に屬す。

【七】 闌入。闌は妄なり。籍無くして妄に宮殿の門に入る也。

【八】 冬月。漢、死囚を論決するは、冬月に過ぎず。

【九】 死論。死刑の論決。

【一〇】 武帝の時、桀は太僕たり、九卿に位し、秩中二千石、光は奉車都尉・光祿大夫たり、秩比二千石、是れ桀の位、光の右に在りしなり。

【一一】 桀は左將軍たり、安は車騎將軍たり。

竝に將軍と爲るに及びて、皇后は親しく安の女なり。光は乃ち其の外祖にして、顧つて専ら朝事を制す。是に由りて、光と權を爭ふ。燕王旦は、自ら帝の兄なるに立つを得ざりしを以て、常に怨望を懷く。及び御史大夫桑弘羊は、酒權鹽鐵を建造し、國の爲めに利を興し、其の功に伐り、子弟の爲めに官を得んと欲し、亦、光を怨恨す。是に於て、蓋主・桀・安・弘羊、皆、旦と謀を通ず。旦、孫縱之等前後十餘輩を遣はし、多く金寶、走馬を齎して、蓋主・桀・弘羊等に賂遺す。桀等又詐りて、人をして燕王の爲めに上書せしめて、『光出でて郎・羽林を都肄するや、道上に趨を稱し、太官先づ置く』と言ひ、又、蘇武が匈奴に使用して、二十年まで降らざるは、乃ち典屬國と爲し、大將軍長史傲を、功無きに搜粟都尉と爲せるを引き、又、『擅に莫府の校尉を調益す。光、權を専らにし自ら恣にす。疑ふらくは非常有らん。臣旦、願はくは符璽を歸し、入りて宿衛し、姦臣の變を察せん』と。光の出でて、沐する日を候司して之を奏し、桀、中より其の事を下さんと欲し、弘羊、諸大臣と共に

【一】 走馬。善く走る馬。
 【二】 羽林。天子の宿衛。
 【三】 都肄。軍隊をねりならすこと。
 【四】 趨。蹕と同じ。天子、出づるときは蹕を稱し、以て道を清ひ行人を止む。
 【五】 太官。少官に屬する官。膳食を主る。凡そ車駕の幸する所、太官先づ其の處に往きて供置す。置くとは飲食の具を供する也。

【六】 沐は休暇なり。候司は候伺する也。光が禁中に在らざるを伺つて、桀自ら禁中より其の事を有司に下さんと欲するなり。
 【七】 莫府。幕府。大將軍の府なり。
 【八】 調益。選り益す。調は選ぶ也。
 【九】 沐は休暇なり。候司は候伺する也。光が禁中に在らざるを伺つて、桀自ら禁中より其の事を有司に下さんと欲するなり。

に執りて光を退くるに當る。書・奏す。帝、背て下さず。明旦、光之を聞き、畫室の中に止まり、て入らず。上問ふ、『大將軍は安にか在る』と。左將軍桀對へて曰はく、『燕王が其の罪を告げし故を以て、敢て入らず』と。詔有り、大將軍を召す。光入り、冠を免じて頓首して謝す。上曰はく、『將軍、冠せよ。朕は是の書の詐なるを知る。將軍は罪無し』と。光曰はく、『陛下、何を以てか之を知る』と。上曰はく、『將軍が廣明に之きて郎を都せしは、近きのみ。校尉を調して以來、未だ十日なること能はず。燕王、何を以てか之を知るを得ん。且つ、將軍、非を爲さんには、校尉を須ひじ』と。是の時、帝、年十四。尙書・左右皆驚く。而して上書する者果して亡ぐ。之を捕ふること甚だ急なり。桀等懼れ、上に白す、『小事なり。遂ぐるに足らず』と。上、聽かず。後、桀の黨與、光を譖する者有り。上、輒ち怒りて曰はく、『大將軍は忠臣なり。先帝の屬する所にして、以て朕が身を輔く。敢て、毀る者有らば、之に坐せん』と。是より、桀等、敢て復言はず。

【一〇】 當。これを以て自ら任ずる也。
 【一一】 畫室。雕畫したる室。
 【一二】 廣明。亭の名。長安城の東、東都門外に在り。
 【一三】 都。都肄の意にして、訓練のこと。
 【一四】 近きのみ。近日の事なりとの意。
 【一五】 將軍若し實に反せんと欲せんには、一校尉に由るを要せじ。
 【一六】 遂。窮竟する也。何處までも穿鑿するなり。

李德裕・論じて曰はく、人君の徳は、至明よりも大なるは莫し。明以て姦を照らせば、則ち百邪蔽ふこと能はず。漢の昭帝是れなり。周の成王も、愨徳有り。高祖・文景も、俱に、如かざるなり。

成王は、管蔡の流言を聞き、遂に周公をして狼跋して東せしむ。漢高は、陳平が魏を去り楚に背きしを聞き、腹心の臣を捨てんと欲す。漢文は、季布が酒を使ひて近づけ難しとせらるるに惑ひ、罷めて股肱の郡に歸らしむ。賈生が權を擅にし紛亂するを疑ひ、復た賢士を疎んず。景帝は、晁錯を誅せば兵解けんことを信じ、遂に三公を戮す。謂はゆる狐疑の心を執り、讒賊の口を來すなり。昭帝をして伊呂の佐を得しめば、則ち成康も倅しとするに足らざりしならん。

桀等、長公主をして酒を置きて光を請はしめ、兵を伏して之を格殺し、因つて帝を廢し、燕王を迎立して天子と爲さんと謀り、旦、驛書を置き、往來して相報じ、桀を立てて王と爲さんことを許し、外、郡國の豪桀を連ぬること、千を以て數ふ。旦、以て相平に語る。平曰はく、「大王、前に劉澤と謀を結び、事未だ成らずして發覺せしは、劉澤が素夸りて侵陵を好むを以てなり。平聞く、左將軍は素輕易にして、車騎將軍は少くして驕ると。臣、其の劉澤の時の如く、成る能はざらんことを恐れ、又、既に成らば大王に反かんことを恐るるなり」と。旦曰はく、「前日、一男子、闕に詣りて、自ら「故の太子なり」と謂ふや、長安中の民、之に趣郷し、正に謹しくして止む可からず。大將軍は恐れて、兵を出して之を陳し、以

〔三七〕 狼跋。進退窮まる也。

〔三六〕 劉向の言。

〔三五〕 伊呂。伊尹、呂尙。

〔三四〕 成康云。周の成王、康王にも遙に勝りしならん。

〔三三〕 平。燕の相たり。史、其の姓を逸す。

〔三二〕 趣郷。おもむき、嚮ふ。

〔三一〕 謹。人衆既に多し、故に謹諱す。

て自ら備へしのみ。我は帝の長子なり。天下の信する所なり。何ぞ反かるるを憂へん」と。後、羣臣に謂ふ、「蓋主・報じて言へり、「獨だ大將軍と右將軍、王莽とを患ふ。今、右將軍は物故し、丞相は病む」と。幸にして事必ず成らん。徵せんこと久しからじ」と。羣臣をして皆裝せしむ。安

又、燕王を誘ひ、至らば之を誅し、因つて帝を廢して桀を立てんと謀る。或るひと曰はく、「當に皇后を如何にすべき」と。安曰はく、「麀を逐ふの狗は、當に菟を顧みるべけんや。且つ皇后を用て尊と爲るは、一旦、人主の意移る所有らば、家人と爲らんと欲すと雖も、亦得可からじ。此れ百世の一時なり」と。會、蓋主の舍人の父、稻田使者燕倉、其の謀を知り、以て大司農楊敞に告ぐ。敞、素謹み、事を畏れて、敢て言はず、乃ち病と移して臥し、以て諫大夫杜延年に告ぐ。延年、以て聞す。九月、丞相に詔して、中二千石を部し、孫縱之及び桀・安・弘羊・外人等を逐捕せしめ、宗族を并せて悉く之を誅す。蓋主・自殺す。燕王旦、之を聞き、相平を召して曰はく、「事敗れぬ。遂に兵を發せんか」と。平曰はく、「左將軍已に死し、百姓皆之を知る。發す可からざるなり」と。王・憂慙し、酒を置き、羣臣妃妾と別る。天子、璽書を以て旦を讓む。旦、綬を以て自ら絞りて死す。后・夫人、旦に隨つて自殺する者、

〔三四〕 帝。武帝。

〔三五〕 王莽。天水の人、字は稚叔。後の王莽は別人なり。

〔三六〕 裝。行裝を治むる也。

〔三七〕 麀。鹿の大なる者。菟。兎。求むる所大なるときは小を顧みざるを言ふ。

〔三八〕 家人。庶人。

〔三九〕 稻田使者。官名。民に假與し、其の税入を收むるを掌る。

〔四〇〕 病と移す。書を移して病と稱する也。

二十餘人。天子、恩を加へ、王の太子建を赦して庶人と爲し、旦に諡を賜うて刺王と曰ふ。皇后は年少くして謀に與らず、亦霍光の外孫なるを以て、故に廢せられざるを得たり。

庚午、右扶風王詡を御史大夫と爲す。

冬十月、杜延年を封じて建平侯と爲し、燕倉を宜城侯と爲す。故の丞相の徵事任宮、桀を捕へ得たれば、弋陽侯と爲す。丞相の少史王山壽、

安を誘うて府に入れたれば、商利侯と爲す。之を久しうして、文學、濟陰の魏相、對策して、以爲はく、『日者、燕王、無道を爲すや、韓義、身を

出して強諫し、王の殺す所と爲る。義、比干の親無くして、而も比干の節を蹈む。宜しく其の子を顯賞して、以て天下に示し、人臣たるの義を明

かにすべし』と。乃ち義の子延壽を擢でて諫大夫と爲す。

大將軍光以へらく、朝に舊臣無し。光祿勳張安世は、先帝の時より、尙書令と爲り、志行純篤なりと。乃ち白して安世を用て、右將軍と爲

し、光祿勳を兼ねしめ、以て自ら副とす。安世は故の御史大夫張湯の子なり。光、又以へらく、杜延年は忠節有りと。擢でて太僕・右曹給事中と爲す。光、刑罰を持すること嚴なり。延年、常に之を輔くるに寛を以てす。吏民、上書して便宜を言へば、輒ち延年に下し、(其ノ可)平處して復た奏せしむ。

或は其の罪法に抵る。

是の歳、匈奴、左右の部二萬騎を發して四隊と爲し、竝に邊に入り寇を爲さしむ。漢の兵、之を追ひ、斬首獲虜九千人、甌脫王を生得す。漢、失亡する所無し。匈奴、甌脫王が漢に在るを見、以て道と爲して之を撃たんことを恐れ、即ち西北して遠く去り、敢て南して水草を逐はず。(漢)人民を發して、甌脫に屯せしむ。

二年、夏四月、上、建章宮より未央宮に徙る。

六月、天下に赦す。

是の歳、匈奴、復た九千騎を遣はし、受降城に屯せしめ、以て漢に備へ、北のかた余吾水に橋し、度る可からしめ、以て奔走に備ふ。和親を求めんと欲すれども、漢の聴かざらんことを恐る。故に肯て先づ言はず。常に左右をして漢の使者を風せしむ。然れども其の侵盜すること益々希に、漢の使者を遇すること愈々厚く、以て漸く和親を致さんと欲す。漢も亦之を羈縻す。

- 【四一】 徵事。丞相の官屬。
- 【四二】 濟陰。郡の名、今の山東省の荷澤・定陶・濮・城武・曹・鉅野諸縣の地なり。
- 【四三】 比干。殷の紂王の賢臣、紂王を諫めて死す。
- 【四四】 尙書令。少府の屬官。
- 【四五】 太僕は正卿。右曹給事中は加官なり。

【四六】 官試。官として試に任用する也。

【四七】 其の罪法に抵る。事を言ふの人、姦妄有る者は、これを罪法に致すなり。

【四八】 道。導。嚮導者なり。

【四九】 風。諷する也。

漢孝昭皇帝元鳳二年

三年、春正月、泰山に大石有り、自ら起立し、上林に柳樹の枯僵せる有り、自ら起生し、蟲有り其の葉を食みて文を成して曰はく、『公孫病已立つ』と。符節令魯國の畦弘・上書して言はく、『大石自ら立ち、僵柳復た起つは、當に匹庶の天子と爲る者有るべく、枯樹復た生ずるは、故廢の家公孫氏、當に復た興るべきか。漢家は、堯の後を承け、國を傳ふるの運有り。當に賢人を求めて帝位を禪り、退きて自ら百里に封じ、以て天命に順ふべし』と。弘、妖言を設け衆を惑はすに坐して、誅に伏す。

匈奴の單于、犁汗王をして邊を窺はしむ。言はく、『酒泉・張掖の兵益弱し。兵を出して試に撃て。冀はくは復た其の地を得可からん』と。時に漢、先づ降者を得て、其の計を聞く。天子、邊に詔して警備せしむ。後、幾ばくも無くして、右賢王・犁汗王、四千騎、三隊に分れて、日勒・屋蘭・番和に入る。張掖の太守・屬國都尉、兵を發して撃ち、大に之を破る。脱するを得る者數百人。屬國の義渠王、犁汗王を射殺す。黄金二百斤・馬二百匹を賜ひ、因つて封じて犁汗王と爲す。是より後、匈奴敢て張掖に入らず。

- 【一】 枯僵。枯れて仆る。
- 【二】 公孫病已立つ。此れ宣帝、民間に興るの符たり。宣帝の本の名は病已。
- 【三】 符節令。少府に屬す、秩六百石、符節の事を掌る。
- 【四】 堯の後を承く。劉氏は堯の後裔なりと傳へしを以て、かく云ふなり。
- 【五】 犁汗王の居る所の地は、蓋し塞下に近し。
- 【六】 日勒・屋蘭・番和。三縣は皆張掖郡に屬す。今の甘肅省甘涼道の地なり。
- 【七】 張掖屬國都尉は居延縣に治す。居延縣は今の甘肅省酒泉邊外蒙古額濟納旗なり。
- 【八】 義渠王。屬國義渠胡の君長。

燕蓋の亂に、桑弘羊の子遷、亡げて父の故吏 侯史吳に過る。後、遷捕へ得られて法に伏す。赦に會す。侯史吳自ら出でて獄に繋がる。廷尉王平・少府徐仁、反事を雜治し、皆以爲へらく、桑遷、父の謀反に坐し、而して侯史吳、之を臧す。反者を匿せるに非ず、乃ち隨たる者を匿せるなりと。即ち赦の令を以て吳の罪を除く。後、侍御史、實を治し、以へらく、桑遷は經術に通じ、父の謀反を知りて、而も諫争せず、反者の身と異なる無し。侯史吳は、故の三百石の吏なり、首として遷を匿す、庶人の隨從者を匿す者と等しからず。吳は赦すを得ずと。奏して覆治せんと請ひ、廷尉・少府が反者を縱てるを劾す。少府徐仁は、即ち丞相車千秋の女壻なり。故に千秋、數、侯史吳の爲めに言ふ。大將軍光の聽かざらんことを恐る。千秋、即ち中二千石・博士を召し、公車門に會し、議して吳の法を問ふ。議者、大將軍の指を知り、皆、吳を執りて不道と爲す。明日、千秋、封じて衆議を上る。光、是に於て、千秋擅に中二千石以下を召し、外内・言を異にするを以て、遂に廷尉平・少府仁

- 【九】 燕蓋。燕王、蓋主。
- 【一〇】 侯史吳。侯史は姓、吳は名。
- 【一一】 雜治。交雜して同じく共にこれを治する也。
- 【一二】 臧。庇護せるをいふ。
- 【一三】 隨坐。桑遷は隨坐に過ぎず、自ら反するに非ざる也。
- 【一四】 重ねて其の事を嚴治する也。
- 【一五】 身、謀首と爲りて遷を臧す。
- 【一六】 覆治。再審。
- 【一七】 車千秋。即ち田千秋なり、其の年老いたるを以て、小車に乗りて殿中に入るを得、因つて呼んで車丞相と爲す。
- 【一八】 公車門。未央宮の北闕の門。
- 【一九】 議して吳の法を問ふ。法律の中に於て、吳は當に何の罪を得べきかを議する也。
- 【二〇】 外内。外朝、内朝。

を獄に下す。朝廷、皆、丞相の之に坐せんことを恐る。太僕杜延年、記を光に奏して曰はく、『吏、罪人を縦つは、常法有り。今更に吳を誣りて不道と爲すは、恐らくは法に於て深からん。又、丞相は素より守持する所無くして、好みて下に言ふを爲すは、盡く其の素行なり。擅に中二千石を召すに至りては、甚だ無狀なり。』(然レモ)延年愚以爲へらく、丞相は久故にして、先帝に及びて事を用ふ。大故有るに非ずんば、棄つ可らざるなり。問者、民、頗る、獄、深くして、吏・峻詆を爲すを言ふ。今、丞相の議する所、又、獄事なり。是の如くにして、以て丞相に及ばば、恐らくは衆心に合はず、羣下謹諱し、庶人私に議し、流言四に布かん。延年、竊に將軍が此の名を天下に失はんことを重しとするなり』と。光、廷尉・少府が法を弄して輕重するを以て、卒に之を獄に下す。夏四月、仁・自殺し、平と左馮翊賈勝胡と、皆要斬せらる。而れども以て丞相に及ばず、終に與に相竟ふ。延年が論議、平を持し、朝廷を合和すること、皆此の類なり。

- 【一】 詆。誣ふる也。
- 【二】 守持する所無く云云。故と執持する所あるに非ず、但だ其の素行、好みて下に在る人と言議するのみ。
- 【三】 無狀。善狀無き也。
- 【四】 久故云云。位に在ること久しきを故と爲す、又、先帝の御在位の時よりして事に任す。
- 【五】 深。深刻なり。
- 【六】 内史は周の官、秦これに因る。景帝二年、分ちて左内史を置く、武帝更めて左馮翊と名づく。
- 【七】 與に相竟ふ。千秋と事を共にして其の身を終ふ。

冬、遼東の烏桓反す。初め冒頓、東胡を破るや、東胡の餘衆、散じて烏桓及び鮮卑山を保し、二族と爲り、世、匈奴に役屬す。武帝、匈奴の左地を擊破し、因つて烏桓を上谷・漁陽・右北平・遼東の塞外に徙し、漢の爲めに匈奴の動靜を偵察せしめ、護烏桓校尉を置きて之を監領し、匈奴と交通するを得ざらしむ。是に至りて、部衆漸く彊く、遂に反す。是より先、匈奴の三千餘騎、五原に入り、數千人を殺略し、後數萬騎、南して塞に旁うて獵し、行く／＼塞外の亭障を攻め、吏民を略取して去る。是の時、漢の邊郡、烽火候望精明にして、匈奴の邊寇を爲す者、利少く、復た塞を犯すこと希なり。漢復た匈奴の降者を得たるに、言はく、『烏桓、嘗て先單于の冢を發く。匈奴、之を怨み、方に二萬騎を發して、烏桓を擊つ』と。霍光、兵を發して之を邀へ撃たんと欲し、以て護軍都尉趙充國に問ふ。充國以爲へらく、『烏桓は間、數、塞を犯す。今、匈奴、之を擊つは、漢に於て便なり。又匈奴、寇盜すること希に、北邊幸に事無し。蠻夷自ら相攻撃するに、兵を發して之を要へ、寇を招き事を生ずるは、計に非ざるなり』と。光史に中郎將范朋友に問ふ。朋友、『撃つ可し』と言ふ。是に於て、朋友を拜

- 【一】 烏桓。東胡の一部族にして、ツングース族とモンゴル種との雜種。
- 【二】 東胡を破ること、十一卷高祖六年に見ゆ。
- 【三】 烏桓は山名、亦、烏丸と曰ふ。今の内蒙古阿魯科爾心の西北一百四十里に烏輪山あり、亦、烏遼山と曰ふ、即ち其の地なり。鮮卑は山名、今の内蒙古科爾沁右翼の西三十里に在り。
- 【四】 五原。郡の名、即ち秦の九原郡なり。九原に治す。今の綏遠特別區域綏遠道五原縣なり。

して、(三)度遼將軍と爲し、二萬騎を將ゐて、遼東に出でしむ。匈奴、漢の兵至ると聞き、引き去る。初め光、明友を誡む、『兵は空しく出でず。即し匈奴に後れなば、遂に烏桓を撃て』と。烏桓、時に新に匈奴の兵に中る。明友、既に匈奴に後れ、因つて烏桓の敵に乗じて之を撃ち、斬首六千餘級、三王の首を獲たり。匈奴、是に由りて恐れ、復た兵を出すこと能はず。

四年、春正月丁亥、帝、(二)元服を加ふ。

甲戌、富民の(三)定侯田千秋・薨す。時に政事、壹に大將軍光に決す。

千秋は丞相の位に居り、謹厚にして自ら守るのみ。

夏五月丁丑、孝文廟の正殿火あり。上及び羣臣、皆、素服す。中二千石

を發し、(三)五校を將ゐて作治せしむ。六日にして成る。太常及び廟の令・

丞・郎・吏、皆、大不敬に劾せらる。赦に會す。太常轅陽侯德、免せられて

庶人と爲る。

六月、天下に赦す。

初め杆架、太子頼丹を遣りて、(四)龜茲に質と爲す。(五)貳師、大宛を撃ちて還るとき、頼丹を將ゐて、

【一】元服。初めて冠するの禮。
 【二】定。田千秋の諡。
 【三】五校。將作大匠の屬官に、左右前後中の五校あり。
 【四】龜茲。西域の國、即ち今の新疆省阿克蘇道庫車縣の地なり。國は延城に治す。今の庫車城の南百四十里、沙雅縣の北四十里に在り。
 【五】事、二十一卷武帝太初元年に見ゆ。

入りて京師に至る。霍光、(三)桑弘羊の前議を用ひ、頼丹を以て校尉と爲し、軍を將ゐて輪臺に田せしむ。龜茲の貴人姑翼、其の王に謂つて曰はく、『頼丹は、本吾が國に臣屬せり。今、漢の印綬を佩び、來りて吾が國に迫りて田す。必ず害を爲さんと。王即ち頼丹を殺し、而して上書して漢に謝す。

樓蘭王・死す。匈奴、先づ之を聞き、其の質子安歸を遣りて歸らせ、立つて王と爲るを得しむ。漢、使を遣はし、新王に詔して入朝せしむ。

王、辭して・至らず、樓蘭國は、最も東垂に在りて漢に近く、白龍堆に當り、水草に乏し。常に發導を主り、水を負ひ糧を擔ひ、漢の使を送迎す。又數、東卒に寇せられ、懲艾して、漢と通するを便とせず。後、復

た匈奴の反間を爲し、數、漢の使を遮り殺す。其の弟尉屠耆、漢に降り、具に狀を言ふ。駿馬監、北地の傅介子、大宛に使するときに、詔して、因

つて・樓蘭・龜茲を責めしむ。介子、樓蘭・龜茲に至り、其の王を責む。皆、謝して服す。介子、大宛より還り、龜茲に到る。會、匈奴の使、烏孫より還りて龜茲に在り。介子、因つて其の吏士を率ゐて、共に匈奴の使者を誅

斬す。還りて事を奏す。詔して介子を拜して中郎と爲し、(二)平樂監に遷す。介子、大將軍霍光に謂つて曰はく、『樓蘭・龜茲は、數、反覆すれども誅せられず、懲艾する所無し。介子、龜茲を過ぐ

【六】弘羊が輪臺に田するを議すること、二十二卷征和元年に見ゆ。
 【七】東垂。西域の東陲。
 【八】白龍堆。沙地なり、新疆省天山南路に在り、亦、單に龍堆と稱す。今、庫穆塔格と名づく、極望流沙にして、寸草生ぜず。
 【九】懲艾。こるる也。
 【一〇】北地。郡の名。
 【一一】平樂監。平樂觀を監す。

る時、其の王、人を近就す。得易きなり。願はくは往きて之を刺し、以て諸國に威示せん」と。
 大將軍曰はく、「龜茲は道遠し。且く之を樓蘭に驗せん」と。是に於て、白して之を遣る。介子、士卒と俱に金幣を齎し、揚言し、外國に賜ふを以て名と爲す。樓蘭に至る。樓蘭王、意に介子を親しまず。介子、陽に引き去り、其の西界に至り、譯をして謂つて曰はしむ、「漢の使者、黄金・錦繡を持し、行く／＼諸國に賜ふ。王、來り受けず。我去りて西國に之かん」と。即ち金幣を出して以て譯に示す。譯還りて王に報ず。王、漢の物を貪り、來りて使者を見る。介子、與に坐して飲み、物を陳ねて之に示す。酒を飲みて皆醉ふ。介子、王に謂つて曰はく、「天子、我をして私に王に報せしむ」と。王起ち、介子に隨つて帳中に入り、(一)屏けて語る。壯士二人、後より之を刺す。刃、匈に交はりて立ちどころに死す。其の貴臣左右、皆、散じ走る。介子、告諭す、「王が漢に負く罪を以て、天子、我を遣はして王を誅せしむ。當に更めて王の弟尉屠耆、漢に在る者を立つべし。漢の兵方に至らんとす。敢て動きて・自ら國を滅ぼさしむる母かれ」と。介子、遂に王安歸の首を斬り、傳を馳せて闕に詣らしむ。首を北闕の下に懸く。乃ち尉屠耆を立てて王と爲し、其の國を更め名づけて鄯善と爲し、爲めに印章を刻し、賜ふに宮女を以てして夫人と爲し、車騎輜重を備ふ。丞相、百官を率ゐて、送りて(二)横門の外に至り、

【一】 近就。近づけ親しむ。

【二】 譯。通譯者。

【三】 密に諭す所有るを謂ふ。

【四】 匈。胸なり。

【五】 横門。長安城の北出西頭の第一門。

(七) 祖して之を遣る。王自ら天子に請うて曰はく、「身、漢に在ること久し。今歸るも單弱なり。而して前王、子の在る有り。恐らくは殺す所と爲らん。國中に、伊循城有り、其の地肥美なり。願はくは漢、一將を遣はし、屯田して穀を積み、臣をして其の威重に依るを得しめよ」と。是に於て、漢、司馬一人・吏士四十人を遣はして、伊循に田して、以て之を(八)填撫せしむ。秋七月乙巳、范明友を封じて平陵侯と爲し、傅介子を義陽侯と爲す。

臣光曰はく、王者の戎狄に於けるや、叛すれば則ち之を討ち、服すれば則ち之を舍く。今、樓蘭王、既に其の罪に服し、又従つて之を誅す。後、叛者有らば、得て懐く可からざらん。必ず以て罪有りと爲して之を討つならば、則ち宜しく師を陳ね旅に鞠げて、明かに其の罰を致すべし。今乃ち使者を遣はし、誘ふに金幣を以てして之を殺さしむ。後、使を諸國に奉ずる者有りと、復た信す可けんや。且つ大漢の疆を以てして、盜賊の謀を蠻夷に爲すは、亦羞づ可きにあらずや。論者、或は介子を美めて以て奇功と爲すは、過てり。

【七】 祖。祖道なり。

【八】 填撫。鎮撫に同じ。

【九】 鞠。告ぐ。これに警告するなり。將に戦はんとするの日、其の師旅を陳ねてこれに警告するをいふ。

五年、夏、大に旱す。

秋、象郡を罷めて、鬱林・牂柯に分屬せしむ。

冬十一月、大に雷なる。

十二月庚戌、宜春の敬侯王訢・薨す。

六年、春正月、郡國の徒を募り、遼東の玄菟城を築かしむ。

夏、天下に赦す。

烏桓、復た塞を犯す。度遼將軍范明友を遣はして之を撃たしむ。

冬十一月乙丑、楊敞を以て丞相と爲し、少府河内の蔡義を御史大夫と爲す。

卷の第二十四

漢紀十六

孝昭皇帝下

(一) 元平元年、春二月、詔して口賦錢什の三を減す。

夏四月癸未、帝、未央宮に崩す。嗣無し。時に武帝の子は、獨り廣陵

王胥有るのみ。大將軍光、羣臣と、立つる所を議す。(二) 咸、廣陵王を

持す。王は、本、行・道を失へるを以て、先帝の用ひざりし所なり。光、

内、自ら安んぜず。郎、上書する有り、言はく、『周の太王は、(三) 太伯

を廢して王季を立て、文王は、(四) 伯邑考を捨てて武王を立つ。唯だ宜しき

所に在るのみ。長を廢し少を立つと雖も、可なり。廣陵王は、以て宗廟

を承く可からず』と。言、光の意に合ふ。光、其の書を以て丞相敞等に

示し、郎を擢でて九江の太守と爲す。即日、皇后の詔を承けて、(五) 行大鴻臚事少府

漢孝昭皇帝元鳳六年——元平元年

- 【一】 元平元年。西紀前七四年。
- 【二】 帝の壽二十二。
- 【三】 太伯。王季の兄。
- 【四】 邑考。文王の長子。
- 【五】 行事。低き官に在りて高き官の事を行ふ也。
- 【六】 樂成。史樂成。
- 【七】 德。劉德。

樂成・宗正

德・光祿大夫吉・中郎將利漢を遣はし、昌邑王賀を迎へ、七乗の傳に乗りて、長安の邸に詣らしむ。光、又、皇后に白し、右將軍安世を従して車騎將軍と爲す。賀は昌邑の哀王の子なり。國に在るや、素狂縱にして、動作、節無し。武帝の喪に、賀、游獵して、止まず。嘗て方輿に遊ぶ。半日ならずして、馳すること二百里。中尉琅邪

の王吉、上疏して諫めて曰はく、「大王、書術を好まずして、逸遊を樂しむ、式に馮り、(四)衝を擽し、馳騁して、止まず、口は叱咤に倦み、手は箠轡に苦しみ、身は車輿に勞れ、朝には則ち霧露を冒し、晝には則ち塵埃を被り、夏は則ち大暑の暴炎する所と爲り、冬は則ち風寒の(二七)匱薄する所と爲り、數(二八)奕脆の玉體を以て、勤勞の煩毒を犯すは、壽命の(二九)宗きを全くする所以に非ざるなり、又、仁義の(三〇)隆きを進むる所以に非ざるなり。夫れ(三一)廣廈の下細旃の上、明師、前に居り、勸誦、後に在り、上は唐虞の際を論じ、下は殷周の盛なるに及び、仁聖の風を考へ、治國の道を習ひ、(三二)訥訥として、憤を發して食を忘れ、日に厥徳を新にする

- 【一八】吉。丙吉。
- 【一九】利漢。其の姓を逸す。
- 【二〇】諸王國。皆、邸を長安に置く、此れは長安の昌邑邸を謂ふ。
- 【二一】哀王。名は博、武帝の子なり。
- 【二二】方輿。縣の名、山東省濟寧道濟寧縣の地。
- 【二三】式。軾。車前の横木。
- 【二四】衝。くつわ。
- 【二五】擽。促す。一説に、挫く

- 也、と曰ふ。
- 【二六】暴炎。さらし、あぶる。
- 【二七】匱薄。偃迫。偃は、疾風に遇ふときは偃し靡かざるを言ふ。
- 【二八】奕脆。柔弱。
- 【二九】宗。尊也。
- 【三〇】隆。高き也。
- 【三一】廣廈。大屋。
- 【三二】細旃。旃は氈と通ず。
- 【三三】訥訥。欣欣に同じ。

は、其の樂豈に(四)衝櫪の間ならんや。休すれば則ち俛仰屈伸して以て形を利し、進退歩趨して以て下を實し、新しき(氣)を吸ひ故きを吐きて以て(三)臧を練り、意を専らにし精を積みて以て神を適せしめ、於に以て生を養はば、豈に長からずや。大王、誠に意を留むること此の如くならば、則ち心には堯舜の志有り、體には(二七)喬・松の壽有り、美聲廣譽、登りて上に聞え、則ち福祿其れ臻りて、社稷安からん。(二八)皇帝は仁聖にして、今に至るまで(二九)思慕すること未だ怠らず、宮館園池弋獵の樂に於て、未だ幸する所有らず。大王宜しく夙夜に此を念ひ、以て聖意を承くべし。諸侯の骨肉、大王よりも親しきは莫し。大王は屬に於ては則ち子なり、位に於ては則ち臣なり。一身にして二任の責加はる。恩愛行義、(三〇)熾介も具はらざる者有り、於に以て上に聞えば、國を饗くるの福に非ざるなり」と。王乃ち命を下して曰はく、「寡人の造行、情無きこと能はず。中尉甚だ忠にして、數(三)吾が過を輔く」と。謁者千秋をして、中尉に牛肉五百斤・酒五石。(三)脯五束を賜はしむ。其の後、復た放縱なること自若たり。郎中令山陽の龔遂、忠厚剛毅にして、大節有り、内は王に諫争し、外は傳相を責め、經義を引き、禍福を陳べ、涕泣するに至り、(三)蹇蹇として己亡

- 【二四】衝櫪。衝は、くつわ。櫪は車鉤の心木、又、くつわ。馬車に乗りて遊ぶをいふ。
- 【二五】下を實す。膝以下の力を充實す。行かざるときは、膝以下、虚弱にして實せず。
- 【二六】臧。五臟。
- 【二七】喬松。仙人伯喬及び赤松子。
- 【二八】皇帝。昭帝をいふ。
- 【二九】思慕。武帝崩御の後今に至るまで尙は思慕する也。
- 【三〇】熾介。纖芥。細小なるをいふ。
- 【三一】脯。薄く析きし乾肉。
- 【三二】蹇蹇。阿り順はざる意。

く、面のあたり王の過を刺る。王、耳を掩うて起ち走るに至り、曰はく、「郎中令は、善く人を〔三〕媿む」と。王嘗て久しく〔三〕騶奴〔三〕宰人と游戲飲食し、賞賜、度無し。遂、入りて王に見え、涕泣して〔三〕鄴行す。左右侍御、皆、涕を出す。王曰はく、「郎中令、何爲れぞ哭する」と。遂曰はく、「臣、社稷の危きを痛むなり。願はくは清閒を賜はりて愚を竭さん」と。王、左右を辟けしむ。遂曰はく、「大王、〔三〕膠西王が無道を爲して亡びし所以を〔三〕知るか。」王曰はく、「知らざるなり。」〔三〕遂曰はく、「臣聞く、膠西王に、諛臣侯得有り。王の爲す所は、桀紂に〔三〕擬するに、得は以て堯舜と爲せり。王、其の諂諛を説び、常に與に寢處し、〔三〕唯だ得の言ふ所のままにして、以て是に至れり。今、大王、羣小を親近し、邪惡に〔四〕漸漬す。習ふ所は存亡の機なり。慎まざる可からざるなり。臣請ふ、郎の經に通じ行義有る者を選び、王と起居し、坐するときは則ち詩書を誦し、立つときは則ち禮容を習はしめん。宜しく益有るべし」と。王、之を許す。遂乃ち郎中張安等十人を選びて王に侍せしむ。居ること數日にして、王皆安等を逐ひ去る。王、嘗て、大なる白犬の、頸以下は人の、〔四〕方山冠を冠るに似て、尾無きものを見る。以て〔三〕魏遂に問ふ。遂曰はく、「此れ天の戒なり。」〔五〕側〔五〕に在る者盡く〔五〕冠狗なるを言ふなり。之を去らば則ち存し、去らずんば則ち亡びん」と。後、又、〔五〕人の聲ありて「熊」と曰ふを聞き、視て大なる熊を見る。左右、見るもの莫し。〔五〕以て遂に問ふ。遂曰はく、「熊は山野の獸なり。而るに來りて宮室に入り、王獨り之を見る。此れ天、大王を戒むるなり。恐らくは宮室將に空しからんとせん。危亡の象なり」と。王、天を仰ぎて歎じて曰はく、「不祥、何爲れぞ數來る」と。遂、叩頭して曰はく、「臣、敢て忠を隠さず、數、危亡の戒を言へども、大王説ばず。夫れ國の存亡は、豈に臣の言に在らんや。願はくは王、内に自ら揆度せよ。大王、詩三百五篇を誦せば、人事浹く、王道備はらん。王の行ふ所は、詩の一篇の何等〔文〕に中るや。大王、位は諸侯王たり、行は庶人よりも汗る。以て存するは難く、以て亡ぶるは易し。宜しく深く之を察すべし」と。後、又、血、王の坐席を汗す。王、遂に問ふ。遂、叫然として號びて曰はく、「宮空しからんこと久しからじ。妖祥數、至る。血は陰憂の象なり。宜しく畏れ慎みて自ら省みるべし」と。王、終に、節を改めず。徵書至るに及びて、〔四〕夜漏未だ一刻を盡さず、火を以て書を發く。其の日中、王、發し、晡時、〔五〕定陶に至る。行くこと百三十五里、侍從する者の馬死し、道に相望む。王吉、書を奏し、王を戒めて曰はく、「臣聞く、高宗は、諒闇のとき、三年言はずと。今、大王、喪事を以て徵せらる。宜しく日夜哭泣悲哀すべきのみ。」〔五〕慎みて發する所有る母かれ。大將軍は、仁

- 〔三〕 媿。古の愧の字、辱むる也。
- 〔四〕 騶奴。馬を掌る者。
- 〔五〕 宰人。膳食を掌る者。
- 〔六〕 鄴行。滕行に同じ。
- 〔七〕 膠西王。于王端を謂ふ。
- 〔八〕 擬。擬と通ず。比する也。
- 〔九〕 唯だ得の邪言を用ひたるが故に、亡ぶるに至れり。
- 〔一〇〕 漸漬。ひたる。
- 〔一一〕 方山冠。冠の名。
- 〔一二〕 冠狗。冠を冠りたる狗。

ち亡びん」と。後、又、〔五〕人の聲ありて「熊」と曰ふを聞き、視て大なる熊を見る。左右、見るもの莫し。〔五〕以て遂に問ふ。遂曰はく、「熊は山野の獸なり。而るに來りて宮室に入り、王獨り之を見る。此れ天、大王を戒むるなり。恐らくは宮室將に空しからんとせん。危亡の象なり」と。王、天を仰ぎて歎じて曰はく、「不祥、何爲れぞ數來る」と。遂、叩頭して曰はく、「臣、敢て忠を隠さず、數、危亡の戒を言へども、大王説ばず。夫れ國の存亡は、豈に臣の言に在らんや。願はくは王、内に自ら揆度せよ。大王、詩三百五篇を誦せば、人事浹く、王道備はらん。王の行ふ所は、詩の一篇の何等〔文〕に中るや。大王、位は諸侯王たり、行は庶人よりも汗る。以て存するは難く、以て亡ぶるは易し。宜しく深く之を察すべし」と。後、又、血、王の坐席を汗す。王、遂に問ふ。遂、叫然として號びて曰はく、「宮空しからんこと久しからじ。妖祥數、至る。血は陰憂の象なり。宜しく畏れ慎みて自ら省みるべし」と。王、終に、節を改めず。徵書至るに及びて、〔四〕夜漏未だ一刻を盡さず、火を以て書を發く。其の日中、王、發し、晡時、〔五〕定陶に至る。行くこと百三十五里、侍從する者の馬死し、道に相望む。王吉、書を奏し、王を戒めて曰はく、「臣聞く、高宗は、諒闇のとき、三年言はずと。今、大王、喪事を以て徵せらる。宜しく日夜哭泣悲哀すべきのみ。」〔五〕慎みて發する所有る母かれ。大將軍は、仁

- 〔三〕 揆度。はかる。
- 〔四〕 夜漏。夜の水時計。轉じて夜の時刻をいふ。
- 〔五〕 定陶。縣の名、今、山東省濟寧道に屬す。
- 〔六〕 發。衆事を興し擧ぐるをいふ。

愛勇智忠信の徳、天下、聞かざるもの莫く、孝武皇帝に事ふること、二十餘年、未だ嘗て過有らず。先帝、羣臣を棄つるや、屬するに天下を以てし、幼孤を寄す。大將軍、幼君を襁褓の中に抱持し、政を布き教を施し、海内晏然たり。周公・伊尹と雖も、以て加ふる無きなり。今、帝・崩じて嗣無し。大將軍、惟れ以て宗廟を奉ず可き者を思ひ、攀援して大王を立てんとす。其の仁厚なること、豈に量有らんや。臣願はくは、大王、之に事へ之を敬し、政事は壹に之に聽き、大王は垂拱して南面するのみならんことを。願はくは意を留めて、常に以て念と爲さんことを」と。

王、濟陽に至り、長鳴雞を求め、道に積竹杖を買ひ、弘農を過ぎ、大奴善をして衣車を以て女子を載せしめ、湖に至る。使者、以て相・安樂を讓む。安樂、翼遂に告ぐ。遂入りて王に問ふ。王曰はく、『有る無し。』遂曰はく、『即し有る無くんば、何ぞ一の善を愛みて、以て行義を毀はんや。請ふ收へて(善)吏に屬し、以て大王を滴洒せん』と。即ち善を(善)拵みて、(善)衛士長に屬し、法を行はしむ。王、霸上に到る。大鴻臚

【四七】攀援。たのみにする事。
援は引く也。

【四八】濟陽。縣の名、故城は今の河南省開封道蘭封縣に在り。

【四九】長鳴雞。鳴く聲長き雞。

【五〇】積竹杖。竹を合はせて作りたる杖。

【五一】大奴。奴の尤も長大なる者。善は其の名。

【五二】使者。長安の使人。

【五三】安樂。史、其の姓を逸す。

【五四】有る無し云云。王が長安に赴く途にて種種なるものを求め、殊に女子を略取して車に従へしが如きは、喪にありて爲すべきことならざる故に、遂、事の實否を尋ねしなり。王これを否認して「有る無し」といへる也。

【五五】滴洒。あらひ、すすぐ。

【五六】拵。頭を持つ也。

【五七】衛士長。衛を主るの官。

郊迎す。騶、乘輿車を奉ず。王、壽成をして御せしめ、郎中令遂・參乘す。且に廣明、東都門に至らんとす。遂曰はく、『禮に、喪に奔るに、國都を望見するときは哭す』と。此れ長安の東郭の門なり』と。王曰はく、『我が嗚痛む。哭すること能はず』と。城門に至る。遂復た言ふ。王曰はく、『城門は郭門と等しきのみ』と。且に未央宮の東闕に至らんとす。遂曰はく、『昌邑の帳は、是の闕外の馳道の北に在り。未だ帳所に至らずして、南北の行道有り。馬足未だ至らざること數歩、大王、宜しく車を下りて闕に郷ひ、西面して伏して哭し、哀を盡して止むべし』と。王曰はく、『諾』と。到りて哭すること儀の如くす。六月丙寅、王、皇帝の璽綬を受け、尊號を襲ぐ。皇后を尊びて皇太后と曰ふ。

壬申、孝昭皇帝を平陵に葬る。

昌邑王既に立ち、淫戲すること度無し。昌邑の官屬、皆、徵せられて長安に至り、往往、超擢して官に拜せらる。相安樂、長樂の衛尉に遷る。龔遂、安樂を見、涕を流して謂つて曰はく、『王立ちて天子と爲り、日に益、驕溢なり。之を諫むれども復た聽かず。今、哀痛未だ盡きざるに、日に近臣と與に、酒を飲み樂を作し、虎豹を闘はせ、皮軒車、九旒を召し、東西に驅馳し、爲す所道に誇れり。古制は寛大にして、臣、隱退すること有

【六一】壽成。人名、昌邑の太僕なり。

【五九】宣平門は長安城の東出北頭の第一門にして、其の外郭を東都門と名づく。

【六〇】帳。弔哭の帳。

【六一】平陵。長安の西北七十里に在り。

【六二】哀痛未だ盡きず。新に喪服に居るをいふ。

【六三】皮軒車。皮にて飾れる車。

【六四】九旒。旌旗。

り。今、去ることは得られず。陽りて狂すとも、恐らくは知られ、身死して世の戮と爲らん。奈何せん。君は陛下の故の相なり。宜しく極めて諫争すべし」と。王、青蠅の矢・西階の東に積ること。五六石可り・屋の版瓦を以て之を覆ふと夢みる。以て遂に問ふ。遂曰はく、「陛下の(所讀ム)詩に云はずや、「營營たる青蠅、藩に止まる。愷悌の君子、讒言を信する母かれ」と。陛下の左側、讒人・衆多なること、是の青蠅の惡の如し。宜しく先帝の大臣の子孫を進め、親近して以て左右と爲すべし。如し昌邑の故人に忍びず、讒諛を信用せば、必ず凶咎有らん。願はくは禍を詭して福と爲し、皆、之を放逐せんことを。臣、當に先づ逐はるべし」と。王聽かず。太僕の丞河東の張敞・上書して諫めて曰はく、「孝昭皇帝、蚤く崩じ、嗣無し。大臣・憂懼し、賢聖を選びて、宗廟を承けしむ。東に迎ふるの日、唯だ、屬車の行くこと遅からんことを恐る。今、天子、盛年を以て初めて位に即く。天下、目を拭ひ耳を傾けて、化を觀風を聽かざるもの莫し。國輔の大臣未だ襃せられずして、昌邑の〔三〕小輩先づ遷さる。此れ過の大なる者なり」と。王聽かず。大將軍光・憂慙し、獨り以て、親しむ所の故の吏大司農田延年に問ふ。延年曰はく、「將軍は國の〔三〕柱石たり。此の人の不可なるを審かにせば、何ぞ

- 〔六五〕 矢。糞なり。
- 〔六六〕 版瓦。大瓦なり。
- 〔六七〕 陛下の詩。昌邑王が詩を習へるを以て、故に然云ふ。
- 〔六八〕 惡。即ち矢、糞。
- 〔六九〕 詭。反する也。
- 〔七〇〕 太僕に兩丞あり。
- 〔七一〕 屬車。乘輿を斥すを欲せず、但だ屬車を言ふなり。
- 〔七二〕 小輩。輩を換く小臣。
- 〔七三〕 柱は梁下の柱。石は柱を承くるの礎。大臣、國の重任を負ふこと、屋の柱及び其の石の如きを言ふ。

太后に〔七四〕建白して、更に賢を選びて之を立てざる。」光曰はく、「今、是の如くせんと欲するに、古に於て嘗て此れ有りや不や。」延年曰はく、「伊尹、般に相とし、太甲を廢して以て宗廟を安んじ、後世、其の忠を稱す。將軍、若し能く此を行はば、亦、漢の伊尹なり」と。光、乃ち延年を引き〔七五〕中〔七六〕に給事せしめ、陰に車騎將軍張安世と、計を圖る。王、出で遊ぶ。光、祿大夫魯國の夏侯勝、乘輿の前に當り、諫めて曰はく、「天、久しく陰りて而も雨ふらず。臣下、上を謀る者有らん。陛下、出でて何にか之かんと欲する」と。王怒り、勝は祇言を爲すと謂ひ、縛して以て吏に屬す。吏、霍光に白す。光、法を擧せず。光、安世を讓め、以爲へらく語を泄らせりと。安世、實に言はず。乃ち召して勝に問ふ。勝對へて言はく、「鴻範傳〔七七〕に在り、曰はく、「皇の極あらざる、厥罰常に陰る。時に則ち下人の・上を伐つ者有り。」〔七八〕察察の言を惡む」と。故に「臣下、謀有り」と云へり」と。光、安世大に驚き、此を以て益、經術の士を重んず。侍中傅嘉、數進みて諫む。王、亦、嘉を縛して獄に繋ぐ。光、安世既に議を定め、乃ち田延年をして丞相楊敞に報せしむ。敞驚き懼れ、言ふ所を知らず、汗出でて背に浴く、徒だ唯唯するのみ。延年起ちて〔七九〕更衣に至る。敞の夫人、遽に東廂より、敞に謂つて曰はく、

- 〔七四〕 建白。議を建ててこれを白す也。
- 〔七五〕 光、學に涉らず、故に此の問あるなり。
- 〔七六〕 中。禁中。
- 〔七七〕 鴻範傳。漢儒の作りたる書。
- 〔七八〕 極。極ならず。中正の道を得ざる也。
- 〔七九〕 察察云云。敢て明かにこれを言はざるなり。
- 〔八〇〕 唯唯。應諾の聲。
- 〔八一〕 更衣。更衣の處。古は賓を延くに、必ず更衣の處あり。

『此れ國の大事なり。今、大將軍、議已に定まり、九卿をして來りて君侯に報せしむ。君侯、疾く應じて大將軍と心を同じうせず、猶與して・決する無くんば、事に先だちて誅せられん』と。延年、更衣より還る。敞・夫人、延年と、參語して許諾す、『請ふ大將軍の教令を奉せん』と。癸巳、光、丞相・御史・將軍・列侯・中二千石・大夫・博士を召して、未央宮に會議す。光曰はく、『昌邑王、行昏亂なり、恐らくは社稷を危くせん。如何せん』と。羣臣、皆、驚鄂して色を失ひ、敢て言を發するもの莫く、但だ唯唯するのみ。田延年前みて席を離れ、劍を按じて曰はく、『先帝、將軍に屬するに幼孤を以てし、將軍に寄するに天下を以てせしは、將軍の忠賢にして能く劉氏を安んずるを以てなり。今、羣下鼎のごとく沸き、社稷將に傾かんとす。且つ漢の傳誼、常に孝と爲すは、長く天下を有ち・宗廟をして血食せしむるを以てなり。如し漢家、祀を絶たば、將軍、死すと雖も、何の面目ありて先帝に地下に見えんや。今日の議は、踵を旋らすを得ず。羣臣の後れて應ずる者は、臣請ふ劍をもて之を斬らん』と。光、謝して曰はく、『九卿、光を責むるは是なり。天下匈匈として安んぜず。光當に難を受くべし』と。是に於て、議者皆叩頭して曰はく、『萬姓の命は將軍に在り。唯だ大將軍の令のままにせん』と。光即ち羣臣と俱に見え、太后に白し、具に、昌邑王の以て宗廟を承く可からざるの狀を陳ぶ。皇太后、乃

【八二】參語。三人共に言ふ也。
 【八三】驚鄂。驚愕に同じ。
 【八四】踵を云云。宜しく速かに決すべし。
 【八五】難を受く。其の憂責を受くるなり。

ち車駕して、未央の承明殿に幸す。諸の禁門に詔して、昌邑の羣臣を内るる母からしむ。王、入りて太后に朝し、還りて輦に乗り、溫室に歸らんと欲す。中黃門宦者、各、門扇を持す。王入る。門閉づ。昌邑の羣臣、入るを得ず。王曰はく、『何をか爲す。』大將軍跪きて曰はく、『皇太后の詔有り、昌邑の羣臣を内るる母からしむ。』王曰はく、『之を徐ろにせよ。何ぞ乃ち人を驚かすこと是の如くなる』と。光、盡く昌邑の羣臣を驅り出し、金馬門の外に置かしむ。車騎將軍安世、羽林騎を將りて、二百餘人を收縛し、皆、廷尉の詔獄に送る。故の昭帝の侍中・中臣をして侍して王を守らしむ。光、左右を勅む、『謹んで宿衛せよ。』卒に・物故し、自裁すること有らば、我をして天下に負き・主を殺すの名有らしめん』と。王尙ほ未だ自ら當に廢せらるべきを知らず、左右に謂ふ、『我が故の羣臣從官は、安にか罪を得て、大將軍、盡く之を繋げるや』と。之を頃くして、太后の詔有り、王を召す。王、召さると聞き、意に恐れ、乃ち曰はく、『我安にか罪を得て、我を召すや』と。太后、珠襦を被、盛服して武帳の中に坐す。侍御數百人、皆、兵を持つ。期門の武士、陛戟して、殿下に陳列す。羣臣、次を以て殿に上る。昌邑王を

【八六】承明殿。未央宮の中に在り。
 【八七】溫室。殿の名。未央殿の北に在り。
 【八八】門扇。門のとびら。
 【八九】自裁。自殺なり。
 【九〇】安。何所なり。
 【九一】珠襦。珠を貫きて襦の形と爲したるもの。襦は僅に腰に及ぶ短衣。
 【九二】期門。光祿勳に屬し、兵を執りて送從することを掌る。武帝、微行を爲すとき、勇力の士と、殿門に期す。故に期門と曰ふ。
 【九三】陛戟。きざしの下にて、ほこを執りて自ら守り、こと。

召し、前に伏して詔を聴かしむ。光と羣臣と、名を連ねて王を奏す。尙書令、奏を讀みて曰はく、
〔九四〕丞相臣敞等、昧死して皇太后陛下に言す。孝昭皇帝、早く天下を棄つ。使を遣はして昌邑王を
徴さしむ。〔九五〕喪を典り。斬衰を服すれども、悲哀の心無く、禮誼を廢し、道上に居り、素食せ

ず、從官をして女子を略して衣車に載せ、居
る所の傳舍に内れしむ。始めて至りて謁見し、
立ちて皇太子と爲るや、常に私に雞豚を買うて
以て食す。皇帝の信璽・行璽を大行の前
に受くるや、〔一〇〇〕次に就きて璽を發きて封せず。

從官、更るく節を持して、昌邑の從官・
驍宰官奴〔等〕二百餘人を引き内れ、常に與に禁
闈の内に居りて、敖戲す。書を爲りて曰はく、
〔九六〕皇帝、侍中君卿に問ふ。中御府の令高昌を
して、黄金千斤を奉じて、君卿に賜ひ、十妻を
取らしむと。大行、前殿に在り。樂府の樂器を發き、昌邑の樂人を引き内れ、鼓を撃ち歌吹し、〔一〇三〕
俳倡を作さしむ。泰壹宗廟の樂人を召し内れ、悉く衆樂を奏せしむ。法駕に駕して、〔一〇四〕北宮・桂宮

〔九四〕臣敞の下に即ち名を連れ
しなるが、史省略して「等」の
字を以てこれに代へたる也。
〔九五〕喪を典る。喪主と爲るを
言ふ。
〔九六〕斬衰。喪服の名。
〔九七〕素食。菜食なり。
〔九八〕信璽行璽。漢には初め三
璽あり、天子の璽をば自ら佩
び、信璽と行璽とは符節臺に
在り。
〔九九〕大行の前。昭帝の柩前。

〔一〇〇〕璽は國器なれば、常に當
に緘封すべし、而るに王、大
行の前に於てこれを受け、退
きて位次に還り、遂に發漏し、
更にこれを封せず。
〔一〇一〕敖戲。傲戲に同じ。
〔一〇二〕侍中君卿。昌邑の侍中、
名は君卿。
〔一〇三〕俳倡。演戲、音樂。
〔一〇四〕北宮・桂宮。竝に未央宮
の北に在り。

に驅馳し、兔を弄び虎を鬪はす。〔一〇五〕皇太后の御する小馬車を召し、官奴をして騎乗して、掖庭の中
に游戲せしむ。孝昭皇帝の宮人蒙等と淫亂す。〔一〇六〕掖庭の令に詔す、「敢て言を泄らさば要斬せん」
と。太后曰はく、〔一〇七〕止めよ。人の臣子と爲りて、當に悖亂することは是の如くなるべきか」と。王、
席を離れて伏す。尙書令復た讀みて曰はく、「諸侯王・列侯・二千石の〔一〇八〕綬及び墨綬・黃綬を取り、以て

〔一〇五〕皇太后の駕して宮中に遊
ぶ所の輦車なり。
〔一〇六〕掖庭の令。少府に屬す。
武帝太和元年、名を更む、本
と永巷令なり。
〔一〇七〕止めよ。且く奏を讀むこ
とを止めよ。
〔一〇八〕綬。諸侯王は赤綬にして
四采、青黃縹緋なり。列侯は
紫綬にして二采、紫白なり。

二千石は青綬にして三采、青
白紅なり。千石六百石は墨綬
にして三采、青赤緋なり。四
百石三百石は黃綬なり。
〔一〇九〕免奴。放免せられたる奴。
〔一一〇〕淇河。沈酒。しづみ、ま
まふ。
〔一一一〕旁午。一縦一横。縦横に
交叉して往復する也。

〔一一二〕旁午し、節を持して諸官署に詔して徵發すること、凡そ一千一百二十七事。荒
淫迷惑して、帝王の禮誼を失ひ、漢の制度を亂る。臣敞等、數進みて諫むれども、變更せず、日
に以て益甚だし。恐らくは社稷を危くし、天下、安からざらん。臣敞等、謹みて博士と議す。皆曰